

官報

号外 昭和二十六年六月三日

○第十回 参議院會議録第五十一号(その一)

昭和二十六年六月二日(土曜日)午前十一時五十七分開議

議事日程 第五十号

昭和二十六年六月二日

午前十時開議

第一 全国選挙管理委員会委員の指名

第二 日本国有鉄道の貨物輸送力整備増強に関する決議案(高木正夫君外十四名発議)(委員会審査有略要求事件)

第三 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 産業教育法案(衆議院提出)

第六 住民登録法案(衆議院提出)

第七 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案(衆議院提出)

第八 税理士法案(衆議院提出)

第九 商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律案(衆議院提出)

係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一一 ニッケル製錬事業助成臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 緊要物資の売拂に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 秋田県鷹巣町に簡易裁判所設置の請願(委員長報告)

第一四 熊本県隈町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願(委員長報告)

第一五 宮城県角田町に簡易裁判所設置の請願(委員長報告)

第一六 薬品等による慢性中毒症の治療対策促進の請願(委員長報告)

第一七 元戦傷病者に対する募金制度反対の請願(委員長報告)

第一八 東京都吉祥寺引揚寮在任者の援護に関する請願(委員長報告)

第一九 社会福祉事業法施行に伴う義務的経費の財源措置の請願(委員長報告)

第二〇 生活保護法等の公的保護事務費国庫負担に関する請願(委員長報告)

第二一 生活保護法の最低生活基準準額引上げに関する請願(四件)(委員長報告)

第二二 結核療養所早期退所者の保護措置に関する請願(委員長報告)

第二三 京都市に結核コロニー建設の請願(委員長報告)

第二四 札幌市にアフタ・ケア施設設置の請願(委員長報告)

第二五 国立京都療養所附近にモデル国立後援施設設置の請願(委員長報告)

第二六 結核コロニー建設に関する請願(委員長報告)

第二七 アフタ・ケア施設確立に関する請願(七件)(委員長報告)

第二八 結核患者に対する作業療法確立等の請願(五件)(委員長報告)

第二九 児童福祉法中一部改正に関する請願(委員長報告)

第三〇 児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願(二件)(委員長報告)

第三一 児童福祉法第十九條第四項による措置費の区分に助産婦加入の請願(委員長報告)

第三二 乳幼児保育施設増設に関する請願(委員長報告)

第三三 保育所措置費増額に関する請願(委員長報告)

第三四 保育所保育費減額等に関する請願(委員長報告)

第三五 社会保険診療に対する国庫補助増額等の請願(委員長報告)

第三六 国民健康保険事業の危機突破に関する請願(五件)(委員長報告)

第三七 完全看護、完全給食の内容向上に関する請願(四件)(委員長報告)

第三八 社会保障制度審議会報告案の立法化促進等に関する請願(三件)(委員長報告)

第三九 社会保障制度実施に関する請願(委員長報告)

第四〇 鹿山漁村の社会保障制度に関する請願(委員長報告)

第四一 東京都亀有町特殊飲食店街に関する請願(委員長報告)

第四二 戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願(委員長報告)

第四三 戦争犠牲者遺族に年金又は見舞金支給の請願(委員長報告)

第四四 戦争犠牲者遺族援護の立法化に関する請願(委員長報告)

第四五 戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(二十件)(委員長報告)

第四六 世田谷郷用水堀埋立に関する請願(委員長報告)

第四七 鉱毒災害防除費国庫補助に関する請願(委員長報告)

第四八 鉱毒災害防除費国庫補助緊急交付に関する請願(委員長報告)

第四九 石油および可燃性天然ガス資源の開発および確保に関する法律案中一部修正に関する請願(委員長報告)

第五〇 岡山県総社町に簡易裁判所および区検察庁設置の陳情(委員長報告)

第五一 札幌市に結核後援施設設置に関する陳情(委員長報告)

第五二 児童福祉法による措置費国庫補助復元の陳情(委員長報告)

第五三 児童福祉行政関係事業費の国庫補助金制度復活に関する陳情(委員長報告)

第五四 佐世保市に国立立憲院設置の陳情(委員長報告)

第五五 国民健康保険事業の危機突破に関する陳情(四件)(委員長報告)

第五六 戦争犠牲者遺族に対する補償の陳情(委員長報告)

第五七 戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(二件)(委員長報告)

第五八 結核病床増設に関する陳情(委員長報告)

第五九 輸出産業合理化に関する陳情(委員長報告)

第六〇 沖縄に日本すき材輸入の陳情(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る五月三十日内閣から、全国選挙管理委員会委員海野晋吉君の退職による欠員補充のため全国選挙管理委員会法

第六條の規定により国会の指名を求めたい旨の要求書を受領した。
同日内閣から、左記の者を鉄道建設審議会委員に任命したので、鉄道建設法第六條第二項の規定により本院の同意を求めたい旨の要求書を受領した。

記

- 平山 孝君
- 永野 重雄君
- 杉 道助君
- 湯河 元威君
- 小林 中君
- 太田垣上郎君
- 島田 孝一君
- 山崎 匡輔君

一昨五月三十一日議員高木正夫君外十四名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
日本国有鉄道の貨物輸送力整備増強に関する決議案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
農林物資規格法の一部を改正する法律案
農林委員会に付託
理容師法の一部を改正する法律案
厚生委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
ニッケル製錬事業助成臨時措置法案
重要物資の売拂に関する法律案
通商産業委員会に付託
電話設備負担臨時措置法案
電気通信委員会に付託

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

民事調停法案
商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
同日本院は、参議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商法の一部を改正する法律案
非訟事件手続法の一部を改正する法律案
有限会社法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

生活保護法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案に對する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。
保険業法の一部を改正する法律案
船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。
舟士法の一部を改正する法律案
同日衆議院から本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
舟士法の一部を改正する法律案
同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案
同日議長は、大蔵大臣宛左の議決を送付した。
退職金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
民事調停法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有限会社法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
生活保護法の一部を改正する法律案
保険業法の一部を改正する法律案
船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案
舟士法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を出した。
税理士法案可決報告書
日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案可決報告書

住民登録法案修正議決報告書
厚生委員会請願審査報告書第六号同特別報告第六号
厚生委員会陳情審査報告書第五号同特別報告第五号
通商産業委員会請願審査報告書第三号同特別報告第三号
通商産業委員会陳情審査報告書第三号同特別報告第三号

同日両院協議会参議院両院協議委員議長から左の報告書を出した。
教育公務員特別法の一部を改正する法律案
同日本院は、教育公務員特別法の一部を改正する法律案に對する両院協議会の協議委員若木勝藏君の辞任による補欠として高田なほ子君を選挙した旨本院事務局長から衆議院事務局長宛に通知した。

同日議長は、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
地方行政委員
文部委員
労働委員
予算委員
議院運営委員

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 上條 愛一君
地方行政委員 片岡 文重君
文部委員 若木 勝藏君
労働委員 中田 吉雄君
予算委員 曾祚 益君
議院運営委員 下條 恭兵君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員 若木 勝藏君
地方行政委員 中田 吉雄君
文部委員 上條 愛一君
労働委員 片岡 文重君
予算委員 下條 恭兵君
議院運営委員 曾祚 益君

同日議長は、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員 若木 勝藏君
地方行政委員 中田 吉雄君
文部委員 上條 愛一君
労働委員 片岡 文重君
予算委員 下條 恭兵君
議院運営委員 曾祚 益君

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)
植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)

に同意した旨の通知書を受領した。同日衆議院議長から、両議院は日本放送協会経営委員会委員に大原総一郎君、宇野親美君及び西彦太郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。同日委員長から左の報告書を出した。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案可決報告書

産業教育法案修正議決報告書
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案修正議決報告書

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案可決報告書
緊要物資の売拂に関する法律案可決報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書
理容師法の一部を改正する法律案可決報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員会諸願審査報告書第二号同特別報告第二号

法務委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。
日程第一、全国選挙管理委員会委員の指名。

全国選挙管理委員会委員海野普吉君が辞任せられましたので、その補欠として日本社会党から同予備委員莊原達君を推薦して参っております。日本社会党推薦の通り、全国選挙管理委員会

委員に莊原達君を指名することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて日本社会党推薦の通り指名することに決定いたしました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) つきましては、只今の莊原達君の委員指名により、同予備委員に欠員を生じたので、この際、日程に追加して、同予備委員の指名を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。全国選挙管理委員会予備委員に柏正男君を日本社会党から推薦して参つております。日本社会党推薦の通り、全国選挙管理委員会予備委員に柏正男君を指名することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて日本社会党推薦の通り指名することに決定いたしました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更し、日程第二をあとに廻し、日程第三、教育公務員特例法の一部を改正する法律案兩院協議会成案を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず協議委員長報告を求めます。協議委員長堀越儀郎君。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
右別冊の通り両院協議会の成案を得よつて報告する。
昭和二十六年五月三十一日
教育公務員特例法の一部を改正する法律案兩院協議委員長
堀越 儀郎

参議院議長佐藤尚武殿
教育公務員特例法の一部を改正する法律案兩院協議会成案
第十四條第一項の改正規定については、衆議院議決案の通りとする。
参議院議決案附則第四項、第五項及び第六項中「昭和二十七年十月三十一日」を「昭和二十七年五月十日」に改める。
その他は、参議院議決案の通りとする。

〔堀越儀郎君登壇、拍手〕
○堀越儀郎君 只今から教育公務員特例法の一部を改正する法律案兩院協議会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
本院の協議会議長には不肖堀越儀郎、副議長には矢嶋三義君が互選されました。なお、衆議院側の議長は石田博英君、副議長には倉石忠雄君でありました。
協議会は、五月二十六日、二十八日及び三十一日の三日間に亘り開かれたのであります。先ず本院側から、衆議院の回付案に同意せず、且つ兩院協議会を求めると至つた趣旨について説明を行い、次いで衆議院側から、衆議院において修正議決した要旨の説明

がありました。詳細は速記録に譲ります。
かくて協議に入りまして、第一の結核療養期間の問題については、さしたる議論なく、第二の教育公務員の職員団体の組織単位について兩院の意見が対立いたしましたので、この兩院の意見の相違を調整するためにしばしば懇談会を開き、更に協議を重ねた結果、本院側から次のような提案をいたしましたのであります。

即ち教育公務員の結核性疾患療養のための休職期間の規定につきましては、本院は衆議院案に同調すること。次に職員団体の組織単位につきましては、目下政府において審議会を設けて地方教育委員会の設置範囲について教育委員会法の改正を検討中であり、その結果が本年七月、八月ごろ答申され、それに基づきまして、政府は教育委員会法の一部を改正する法律案を次の通常国会に提出する予定の下に諸般の準備を進めておりますが、次の通常国会は大体来年五月十日頃終了するものと予想されますので、その時期までには右の法律案も何らかの結論を得ると考えられますから、その時期まで都道府県単位の職員団体の組織を認めるといふのであります。

この提案に対しましては衆議院の全面的同調が得られました。よつてここに次の所案が全会一致を以て成立いたしましたわけでありませう。即ち、
教育公務員特例法の一部を改正する法律案兩院協議会成案
第十四條第一項の改正規定については、衆議院議決案の通りとする。
参議院議決案附則第四項、第五項及び第六項中「昭和二十七年十月三十一日」を「昭和二十七年五月十日」に改める。

十一日」を「昭和二十七年五月十日」に改める。
その他は、参議院議決案の通りとする。
右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより成案の採決をいたします。教育公務員特例法の一部を改正する法律案兩院協議会成案全部を問題に供します。成案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて成案は可決せられました。
○議長(佐藤尚武君) 日程第四、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長山下養信君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案
昭和二十六年三月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案
第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第二十二條を次のように改める。

全国選挙管理委員会委員の指名
議事日程追加の件
全国選挙管理委員会予備委員の指名
議事日程変更の件
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
衆議院議決案附則第四項、第五項及び第六項中「昭和二十七年十月三十一日」を「昭和二十七年五月十日」に改める。

第二十二條 醫師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に對し、処方せんを交付しななければならない。

第二條 齒科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 齒科醫師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に對し、処方せんを交付しななければならない。

第三條 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 薬剤師でない者は、販売又は授與の目的で調剤してはならない。但し、医師若しくは歯科医師が左に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

一 省令の定めるところにより診療上必要があるとされる場合
二 省令の定めるところにより薬局の普及が十分でないとき
れる地域で診療を行う場合
2 厚生大臣は、前項各号に規定する省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める

審議会の意見をきかなければならない。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な事由があつたならば、これを拒んではならない。第二十四條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

薬剤師は、医師、歯科医師又は獸医師の処方せんによらなければ、販売又は授與の目的で調剤してはならない。

第五十六條第一項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第三條中藥事法第二十二條及び第五十六條第一項の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2 厚生大臣は、薬事法第二十二條の改正規定の施行前においても、その施行の準備のため必要があるときは、同條第二項に規定する審議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができる。

(山下義信君發言、拍手)

○山下義信君 只今議題となりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の厚生委員会におきまする審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この法案は、三月二十四日、本委員

会に付託となり、三月三十日、厚生大臣から本案の提案理由の説明を聴取いたしました。以来、十一回に亘り委員会を開きまして、毎回極めて熱心な審議を続行して多かつたのであります。

先ず最初に提案理由の概要を申し上げますと、終戦後、国民医療の問題につきましては、医療の向上のために諸施策が取上げられ、著しい進展を遂げて来たのであります。明治初年以來懸案となつておりました医薬制度につきましては、なお、その解決を見るに至つていないのであります。一昨年アメリカ薬剤師協会の使節団が来朝いたしました、医薬制度の合理化についての報告がなされたのであります。その後、医、歯、薬三団体からなりまするいわゆる三志会におきまして、自主的にこのおの専門分野においてお互いに協力してこの問題を解決すべく種々協議を重ねられたのであります。遂にその結論は得られなかつたのであります。そこで厚生省は三団体の代表者と医療を受ける側の代表者及び学識経験者からなる臨時診療報酬調査会と臨時医薬制度調査会とを設けまして、適正な診療報酬と医薬制度に関する諸問題をいたしましたところ、両調査会は約半歳に亘つて審議いたしました結果、厚生大臣に對しましてそれらの答申がなされたのであります。政府はその答申に基きまして、医師、歯科医師及び薬剤師についてその専門分野を明確化し、それらの分野において医療の向上に寄與し、公共に奉仕するようにするために、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正することとしたのであります。

次に本法案の内容について申し上げますと、先ず医師法及び歯科医師法につきましては、それらの第二十二條及び第二十一條を改めまして、医師及び歯科医師は、診療上、患者が薬剤の交付を受ける必要があると認めましたときは、処方せんを發行しななければならないこととした点であります。次に薬事法につきましては、その第二十二條を改めまして、薬剤師による調剤を原則とし、例外として、医師、歯科医師は、診療上時に必要がある場合及び薬局の普及が十分でない地域におきましては、それら省令の定めるところによつて自己の処方箋によるみずからの調剤を認めることにいたしました点であります。次に、薬事法第二十二條の改正に伴ひまして、薬局における調剤は正当な事由がない限りはこれを拒み得ないこと、及び薬剤師は、医師、歯科医師又は獸医師の処方箋によつて調剤すべきことを明らかにいたしました点であります。なお、本法案の実施につきましては、諸般の準備を考慮いたしまして、薬事法第二十二條の改正規定は昭和三十三年から、その他の改正規定は昭和二十八年から実施することとしたのであります。

以上が政府提出の本法案の内容の概要であります。医薬分業の問題は何分多年の懸案でありまして、解決の甚だ困難な歴史を持つておるものであります。医薬兩者の利害關係もさることながら、現下の社会情勢に鑑みまして、国民に與える影響の重大さを痛感すると共に、国民の立場、国民の福祉の観点から審議せらるべきものと見地から、厚生委員会におきましては、審議は特に慎重を期しまして、數回に

亘り政府に所信を質し、質疑を重ねましたことは勿論でございます。五月八日には公聴会を開催いたしました。各界各層の公述人の意見を徴し、広く国民の声を耳を傾けました。五月十一日には、臨時診療報酬調査会及び医薬制度調査会の会長、副会長及び委員數氏を証人として喚問し、両調査会における審議の模様について証言を求めたのであります。五月十五日には、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会の代表等、數氏を証人として喚問し、本法案に対する意見を聴取いたしましたのであります。更に五月十六日には、全国の医科大学及び薬科大学の学長、教授、医学部長等、數氏を証人として喚問いたしました。主として大学教育の内容より見まして、医師の調剤能力の有無、分業の可否、その他につきまして証言を求めたのであります。更に五月十九日には仙台市、五月二十一日には名古屋市にそれぞれ、議員を派遣いたしました。医薬分業について意見を聴く会を開催いたしました。広く国民各層の意見並びに要望を聴取いたしましたのであります。なお五月二十四日には、法政大学長大内兵衛君ほか社会評論家、日赤社長、社会保障制度審議会委員、中央社会福祉協議会長等の学識経験者を証人として喚問いたしました。

以上が、法制意見局長官等より憲法上の疑義につき意見を聴取の上、質疑応答を重ねたのであります。政府に對する質疑の内容、各証人の証言の内容及び証人に対する質疑応答の内容、仙台市、名古屋市に派遣した議員の報告内容等の詳細は、速記録により御承知を願ひたいと存じます。

かくのごとく極めて熱心且つ慎重な審議が行われたのも、六月一日の委員会におきまして質疑を打ち切り、討論に入りまして、常岡委員より修正動議が提出せられたのであります。その修正点並びにその理由を申し上げます。

第一は、医師法第二十二條において例外を設けることが適當であるとの考へから、処方箋を交付することに特に治療上支障がある場合には処方箋を交付しないこととしたのであります。なほ、この例外の場合には、医師の判断のみによることなく、省令でその基準を定め、而もこの省令を制定し又は改正しようとするときは審議会の意見を聞かなければならないこととした点であります。

第二には、歯科医師法第二十一條において前項医師法の場合と全く同様の修正をいたしました。

第三には、薬事法第二十二條であります。国民の長い習慣から来ている医師に対する信頼感即ち国民感情並びに緊急の場合を考慮いたしました。医師及び歯科医師又は薬剤師のどちらからでも薬剤の交付を受けることのできるよう国民の自由選択権を認められたのであります。即ち患者又は現にその看護に當つてゐる者が特に医師又は歯科医師から投薬を希望する場合には、医師又は歯科医師が調劑し得ることとしたのであります。

第四には、附則におきまして本法の施行を昭和三十年一月一日といたしました。これは諸般の社会情勢から本法案の実施には今後四年の準備期間を置くことが適當と認められたのであります。

す。その他は右の修正に附随した関係條文の整理であります。

以上の諸点が修正案の内容であります。

これに対し各委員より本修正案に賛成の意見が開陳せられました。先ず谷口委員よりは、政府に対して、修正案の医師法第二十二條但書の場合には、緊急治療を要する場合、或いは重症の場合等の入つの場合を考慮せられたいこと、薬事法第二十二條第二項の審議会の構成は片寄らないこと、即ち少くとも半数以上は医療関係者を任命せられたいこと等の希望を附して修正案に賛成するとの意見が述べられました。次いで中山委員よりは、本修正案は、医師、歯科医師、薬剤師の各専門分野が明確にされたこと、修正案の医師法第二十二條但書で、医師が治療上支障がある場合に拘束されないこと、薬事法の修正で患者の自由選択権が認められたこと、この修正案は医療関係者の納得が得られたこと等の点から特に欣快に堪えないとの賛成意見が述べられ、松原委員よりは、修正案の医師法第二十二條但書の省令を定めるに際しては、第一條の主目的である薬剤師の調劑原則、医師の処方箋交付の原則がそこなわれないよう厳正な考慮を拂ふこと、医師以外の者の調劑は嚴重に取締ること、薬剤師の無診投薬は嚴重に取締ること等の要望を附して修正案に賛成する旨の意見が開陳せられ、河崎委員よりは、政府に対して、現行法でも国民生活と遊離して、国民医療の問題に関して国民が無関心であるから、本法案の主旨内容は十分国民に周知徹底するよう啓蒙に努力し、国民の福祉の向上を期すること、

適正な診療報酬を速かに決定するには、医療兩者の理解と協力を得て万全を期せられたいとの要望を附しての賛成意見が述べられ、藤森委員よりは、政府に対し、審議会において省令を定める際には、国民医療の本旨に立つて、その組織、構成、運営については、学問的、専門的考慮を拂い、なお省令制定前に本委員会の意見をも徴することを要望して修正案に賛成するとの意見が述べられました。石原委員よりは、適正なる診療報酬を決定する際には国民医療費の急激な増高を来たさないよう十分考慮を拂うこと、本法案実施の際には社会保険経済に重大なる影響を及ぼすことも考えられるから、影響を及ぼさないよう十分に工夫且つ慎重に配慮せられたいこと等の要望を附して修正案に賛成するとの意見が述べられました。なお井上委員よりは、国民の衛生知識が低いため今日の分業問題の困難さがあつたのであるから、今後国民に対する啓蒙が十分になされなければならぬと共に、薬局、医療機関の整備拡充に格段の努力を拂い、専門化による医療の向上、延いて国民保健の向上を期せられんこと等の要望を附して修正案に賛成の意見が述べられました。草葉委員よりは、政府に対し、修正案の医師法第二十二條但書の場合には嚴格に解釈すべきである。又審議会構成委員については国民の納得するものでなければならぬこと、薬事法第二十二條の一の場合において、患者は薬剤の交付を受けることの自由選択が何ら妨げなく行われるよう考慮が拂われること。本法案が実施されて医療行政が充実されるよう十分考慮がなされなければならぬこと等の要望を附し

て修正案に賛成する意見が述べられました。最後に有馬委員より僻地における薬局の普及および内容の充実、整備拡充強化策を講ぜられたい旨政府に要望して修正案に賛成するとの意見が述べられました。

かくて討論を終りまして採決に入り、先ず修正案について賛否を諮りましたところ、全会一致を以て修正案は可決せられました。次いで修正案を除く他の原案につきまして採決をいたしましたところ、これ又全会一致を以て可決せられました。よつて本法案は全会一致を以て修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上本法案の厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、産業教育法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員長堀越儀郎君。

審査報告書
産業教育法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名

を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長 堀越 儀郎
参議院議長 佐藤尚武君

多数意見者署名

- 山本 勇造 高橋 道男
- 木村 守江 平岡 市三
- 川村 松助 加納 金助
- 工藤 鐵男 木内キヤウ
- 大隈 信幸 高田なほ子
- 荒木正三郎 矢嶋 三義
- 梅原 眞隆

題名を次のように改める。

産業教育振興法

日次中「第六條」を「第三條」に、
「第七條」第十二條を「第四條」第九條に、「第十三條」第十七條を「第十條」第十四條に、「第十八條」第二十一條を「第十五條」第十八條に、「第二十二條」を「第十九條」に改める。

第一條中「かんがみ、」の下に「教育基本法(昭和二十二年法律第二十号)の精神にのっとり、」を加へ、「よりよき郷土の建設と」を削る。

第二條中「、学生又は青少年その他の一般公衆」を「又は学生」に改め、「職業教育として行ふ」を削る。

第八條第一項中「十人以上二十人以上」を「二十人以上」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 委員は、左に掲げる者につき、
文部大臣が任命する。

一 産業経済界における学識経験がある者 四人
二 教育界における学識経験がある者 八人

三 勤勞界における学識経験がある者 四人
四 関係行政機関の職員 四人

同條に次の二項を加える。
三 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 委員は、再任されることができ
る。
第十三條第二項中「前項の都道府県以外の都道府県又は」を削る。
第十四條第三項中「第八條」を「第五條」に改める。

第十五條第二項を削る。
第十八條第二項第一号中「高等学校で文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定するもの」を「高等学校又は短期大学で、文部大臣が高等学校にあつては都道府県の教育委員会の推薦に基いて、短期大学にあつてはその設置者の申請により指定するもの」に改める。
第十九條中「及び学校が」を「及び学校において」に改める。

第二十二條第一項中「第十八條」を「第十五條」に改める。
第四條から第六條までを削り、第七條を第四條とし、以下順次三條ずつ繰り上げる。
附則第一項但書中「第十八條から第二十二條」を「第十五條から第十九條」に改める。

附則第二項中「第十三條」を「第十條」に改め、同項を附則第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。
2 第五條第二項第一号、第二号又

は第三号に掲げる者のうちから最初に任命される中央審議会の委員のうち各半数の者の任期は、同條第三項の規定にかかわらず、一年とする。
3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

要領書
一、委員会の決定の理由
六、三制教育の完成には、なお幾多の困難を伴つてゐるが、就中職業教育が著しく萎靡沈滞しているに堪がみ、国が直接に財政的補助を與えてその振興を図ることは、刻下の急務であるから、本法案の趣旨はおおむね安当であると認め、別添の修正を施して議決した。

二、事件の利害得失
職業教育を担当する学校の施設を充実して、その教育を振興することにより、わが国の経済自立に寄與する有為な國民を育成する利益がある。
三、費用
本法の施行に伴う経費は昭和二十七年より国が措置する。

産業教育法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月三十一日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤徳武殿

産業教育法
目次
第一章 総則(第一條―第六條)
第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会(第七條―第十二條)

第二節 地方産業教育審議会(第十三條―第十七條)
第三章 財政的援助
第一節 公立学校(第十八條―第二十一條)
第二節 私立学校(第二十二條)
附則
第一章 総則

第一條 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の發展及び國民生活の向上の基礎であることにかんがみ、産業教育を通じて、勤勞に對する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養ひ、もつてよりよき郷土の建設と経済自立に貢獻する有為な國民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。
(定義)
第二條 この法律で「産業教育」とは、中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ)、高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ)又は大学が、生徒、学生又は青少年その他の一般公衆に對して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行つた教育(職業教育として行つた家庭科教育を含む。)をいう。
(国の任務)
第三條 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を與へること。
三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実に資すること。
四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。
(実験実習より生ずる収益)
第四條 国又はこの法律の規定により国の財政的援助を受ける地方公共団体は、その設置する学校が行つた産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該学校の実験実習に必要な経費又は生徒若しくは学生の厚生に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。
(教員の資格等)
第五條 産業教育に従事する教員の資格、待遇及び定員については、産業教育の特殊性に基き、特別の考慮が拂われなければならない。
(教科用図書)
第六條 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に關しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第二章 産業教育審議会
第一節 中央産業教育審議会
第七條 文部省に、中央産業教育審議会(以下「中央審議会」といふ)を置く。
(組織)
第八條 中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。
2 委員は、農業、経済、教育、勤勞等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。
(権限)
第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に應じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。
(専門委員)
第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。
(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
2 委員及び専門委員は、その職務を行つために要する費用の弁償を受けることができる。
3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(政令への委任)
第十二條 中央審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第二節 地方産業教育審議会

(設置)
第十三條 この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会(以下「地方審議会」といふ)を置くものとす。

2 前項の都道府県以外の都道府県又は市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ)に、地方審議会を置くことができる。

第十四條 地方審議会は、都道府県にあつては十人以上三十人以内、市町村にあつては五人以上十五人以内において條例で定める員数の委員で組織する。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十二條に規定する事件の例による。

3 第一項の委員は、第八條第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならない。

(権限)
第十五條 地方審議会は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区

域内で行われる産業教育に關し、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に關する重要事項については、都道府県の教育委員若しくは知事又は市町村の教育委員若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

2 地方審議会は、前項に規定する権限を行使するに當つては、國で定める産業教育に關する総合計画に準拠するとともに、当該都道府県又は市町村の実情に即するよう努めなければならない。

(委員の費用弁償等)
第十六條 委員は、非常勤とする。委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

4 費用弁償の額及びその支給方法は、條例で定めなければならない。

(教育委員会規則への委任)
第十七條 地方審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三章 財政的援助
第一節 公立学校

(補助)
第十八條 國は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費に對して当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備
二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備
三 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備
四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2 前項に規定するもののほか、國は、公立学校の設置者に対し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。
一 國又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校で文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定するものが当該教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費
二 地方の産業教育及びこれに關する研究の中心施設として文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は

は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費
三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費
四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費
(短期の産業教育)

第十九條 國は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育(別科における教育及び学校が社会教育として行うものを含む)を行う場合においては、当該学校の設置者に対し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、中央審議会の議を経て政令で定める基準に従い、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の返還等)
第二十條 文部大臣は、補助金を受けた者が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。
一 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反したとき。
二 補助金交付の條件に違反したとき。
三 虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)
第二十一條 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 私立学校
(私立学校に關する財政的援助)
第二十二條 私立学校に關する國の財政的援助については、第十八條から前條までの規定を準用する。この場合において、第十八條第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとす。

2 前項の規定により國が学校法人に對し財政的援助をする場合においては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九條第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十八條から第二十二條までの規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 第十三條第二項中「市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ)」とあるのは、すべての市町村に教育委員会が設置されるまでの間は、「教育委員会の設置されている市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ)」と読み替へるものとする。

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項の表中

「教育課程審議会」

教育課程に関する事項並びに職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。

「保健体育審議会」

学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

「保健体育審議会」

学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

「保健体育審議会」

学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

中央産業教育審議会

産業教育法（昭和二十六年法律第...）に基き文部大臣の諮問に応じ、産業教育に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議すること。

4 実業教育費国庫補助法（大正三年法律第九号）は、廃止する。

〔堀越徹郎君登壇、拍手〕

○堀越徹郎君 只今議題となりました産業教育法案につきまして、文部委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

我が国の新教育制度の現状を見ますと、現在一般に職業教育は甚だ萎縮沈滞いたしております。その原因は多々ありますが、問題はやはり主として財政的の面に存するわけであります。窮迫した地方財政の現状を以てしては、一般の六三教育の確立或いは充実にさへ非常な困難を見ている現況に、到底多額の費用を要する職業教育にまで財政的措置の手を伸ばす余裕のないことは当然であります。本法案はこの点に鑑みまして、職業教育について、国が直接財政的補助を興え、その振興を図り、以て将来我が国の経済自

立に奮興する有為な國民を育成しようとするものであります。法案の構想を申し上げますと、国は学校設立者と協力いたしまして、学校における職業教育の施設、設備の充実を図り、実業教育の教員の養成等を行うため、財政的措置を講ずるわけであり、その際、国と学校設立者である地方公共団体等との関係は、学校設立者のほうで、これらの費用を支出しようとするときに、国もこれに補助するという建前になつておりますが、その補助率は実情に應じ適宜に決定されますことになつておりまして、別に法律では定められておりません。なお、法案によりますと、国と地方にそれ／＼産業教育についての諮問建議の機関といたしまして産業教育審議会を設けることになつております。文部委員会におきましては、法案が

教育制度及び地方財政に種々の關係を持ちますことを考慮いたしまして、五月十四日には各方面から十名の参考人を招き、法案につきまして意見を聴取いたし、更に五月十八日には地方行政委員会と連合委員会を開き、慎重な審議を行いました。本法案に關しまして数回の委員会を開き、各委員から提案者に対し熱心な質疑が重ねられました。が、主として問題となりました点は、一、本法案のいわゆる産業教育というものは、我が国教育制度の二大体系である学校教育及び社会教育と、どのような關係にあるのか。この体系を乱して、眼前のいわゆる実業教育の復活を考へてゐるものではないか。二、産業教育を受ける対象及びその主体は何か。三、中央産業教育審議会の構成の仕方は官僚的の途を開く嫌があるが、更に民主的の構成をとる必要がないか。四、財政的援助の方法は、例へば地方公共団体が産業教育の設備を一定基準にまで高めるために支出をした場合、初めて国が補助するということでは、財政的に窮乏した地方は結局国の補助を受け得ないことになり、教育の均等性をいよく害することになりはしないか。五、短期大学や各種学校は産業教育を現実に担当しているのに、なぜ補助の対象としないのか。六、本法案の予算的措置如何等の諸点であります。これらの質疑応答の詳細は委員会の會議録に譲ることといたします。かくて質疑応答を終り、討論に入り

ました。梅原委員は十八名から修正案が提出され、梅原委員から同案の趣旨の説明がありました。修正案の要旨は、一、法案の名称を産業教育振興法と改めること。二、第一條に、「教育基

本法の精神に則り」という言葉を挿入すること。三、本法の教育対象を主として生徒及び学生に限定すること。四、中央産業教育審議会の委員構成を本法の中で更に詳細に規定すること。五、補助の対象として短期大学を加えること等の諸点であります。修正の理由は會議録に譲ります。が、加納、矢嶋、荒木、高橋の各委員より賛成の討論があり、一、本法案の立案進行の過程において、教育界において多額の運動費が徴集されたこと、教育家がその職場を放棄して陳情に専念したことなどは、勿論立法院の一員としての責任を感じるが、余り喜ぶべきことではないと思ふ。将来において文部大臣から教育者の立場を堅持するような配慮がなされたい。二、職業教育の振興によつて、従来のよりな徒弟教育若しくは速成教育的の弊に陥り、物質的、功利主義的人間を作るようなことのないよう、徹くまで人間教育の一環としての職業教育でありたい。三、職業教育の振興に必要な経費の支出によつて、六三制の経費の枠の削減を生じないよう、文部当局は特に留意努力されたい等の強い要請がありました。

かくて採決に入りましたが、先ず修正案について全会一致の賛成を見、次に修正の部分を除く原案に対しては全会一致の賛成を得ました。よつて本法案は全会一致を以て修正可決いたしました。以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤武吉） 本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。兼岩傳一君登壇、拍手

先ずこの法案が提出されるに至りました経過を見まするのに、それは極めて不明朗であります。即ちこの法案の推進のために、昨年十二月職業教育法制定推進委員会なるものが全国職業高等教育協会の下にそのPTA連合会によつて組織されたのであります。この運動を起すに當りまして、全国二十万の生徒から一人当り約三十万の運動費を集めておる。又関西では資本家がそのために贖金をしておる。これらの金額は積り積りつて四百八十万円ということになつておる。これは誠に大きな金と言わなければなりません。このことに関しまして、我が党の岩間議員が委員会で責任者の言明を求めたのであります。が、それによりますと、従来恵まれなかつた勤労子弟のために職業教育の振興を図るためには、この法案の制定がどうしても必要であつたと説明いたしておるのであります。併しこの法案の制定の運動資金が、こうし

た、いわば貧しい階級の子弟の血の出るような贖金、又は資本家の寄附金によつて賄われておるといふことは、これに明らかな矛盾であり、教育的に見ましても政治的に見ましても、決して黙過することのできない由々しい問題であります。文部大臣は又これに對しまして極めて遺憾であると答えておられます。勿論こういうことが発生いたしましたのは、その根本は予算の貧困が根源になつておる。けれども政府はそれに対して何一つ手を打たないで、遺憾でございますと言明しただけで押通しておつて、何らの措置に出ようとい

たしません。この態度こそ甚だ遺憾であると思ふべきではありません。本案はこういふ暗い影をあとに引きながら、いつもながら衆議院では国会がまさに休会に入ろうとしたし、去る三月三十一日の午後突如として提案し、この重要法案に対して、僅か一時間余りの審議によつて委員会を通過させ、同日夕刻の本会議に上程して即刻通過の上、本院に押付けて参つたのであります。これこそ国会の審議権を侮辱するも甚だしい態度と言わなければなりません。現在日米経済協力が云々され、日本の労働者の奴隷的な低賃金が、或いは奴隷的な労働条件が、国連の経済社会理事会においてさへ非難を受けている。又ダンピングが再び世界各国の疑惑の的となりつつある。こういう状態では、これと切つても切れぬ關係にありまるところの青少年の労働員と見られるこのような法律案が、こういう暗い影の中に、こういう衆議院の乱暴なやり方で国会を通過するといふことに對して、私は断乎として反対せざるを得ないのであります。而も以上申述べましたような性格はこの法案の至る所に現れております。例へば第一條にはこの法案の目的が謳われておりますが、それには「勤労に對する正しい信念を確立し」とか、「日本経済自立に貢献する」ことを規定いたしてあります。ここで、この第一條に謳つておられます「勤労に對する正しい信念」とは一体何でしょうか。それは言うまでもなく資本主義的な労働協定の勤勞奉仕の精神にはかならないのであります。極東委員会の労働に関する十六原則や労働三法が完全に無視されておつて、労働者の団結権、罷業権が全

く疎離されております日本の現状から考えますならば、こういう勤勞奉仕といふような資本家奉仕の卑陋な考え方は、奴隷的な労働教育に終るといふことは火を見るより明らかなのであります。(ノー／＼と呼ぶ者あり)このことは、過日行われし公聴会におきまして経営者代表の述べられておるところから明白であります。又如何に経済自立を唱へても、日本の産業、政治、財政、経済が差けて外国独占資本の從屬下になり、アメリカの軍拡経済の一環として編入されておる現実におきましては、そういうことは口で言うだけであつて全く不可能であることは明白と言わなければなりません。殊に最近朝鮮事案に對する吉田内閣の國連協力政策、これが如何に我が國の平和産業を破壊させ、國民生活の水準を低下させたかといふことは、これは議論の問題でなくて事実でございます。それは民族の利益のために経済を自立させるどころの騒ぎではなく、日本の植民地化が一層進められておる。このようにして、産業教育法案は、今問題になつております日米経済協力の下準備として労働態勢の整備のために使われることは明白なものであります。即ち過剰低廉な労働力がこれによつて組織され、資本に奉仕され、内外二重の資本に奉仕されることを要求されておるのであります。原案の十九條には、中学卒業後、産業に従事し、又しようとする青少年の短期教育が規定されておるのであります。この短期教育の問題について提案者は「こういうふうな説明しております。即ち、中学卒業後直ちに社会に出る者でありまして、職前にはこれらの者は青年学校、その

以前には実業補習学校において働きのつ学が体制がとられておつたのであります。が、新制度においては全然置き去りとなつたのであります。一カ年およそ百六十万の中学卒業生中の大部分、大体百万人に及ぶ数を占めておられます。これらの者は職業的には殆んど丸腰のまま社会に出まして、而も卒業後二カ年は労働基準法に制約せられまして正規的就職も不可能なのであります。云々、こういうふうにして述べ、これら青少年の組織的教育化の必要を主張しているのではありませんか、この戦時中の青年学校とか実業補習学校を非常にはかきと述べておる、この説明は何を意味するものでありますか。言うまでもなく、それは学校という名を借りた青少年の戦争協力、動員機關、これを戦争協力に動員するための役割を務める以外のものではございませぬ。そのために、春秋に富んだ多くの青少年が、こういうきれいな名前の下に苛酷な犠牲になつておるということでは、我が國がこの無謀な大東亞戦争の過程において十分見て来たところでありまして、今や再びその誤まりを繰返そうとしておる。これを防ぐために不完全ながらも戦後は労働基準法が制定された。この不完全な労働基準法でさえも今や資本家の目にとつては邪魔な保護規定であるといふことを述べておるのであります。本法は、つまり太平洋戦争時代のさうな状態に逆行させようといはしておるのであります。(馬鹿なことを言うな)と呼ぶ者あり)つまり労働基準法の裏を潜つて、教育の名において、再び青少年を戦争協力のための低賃金、苛酷な労働条件にこれを投げ込まうとしておる。(ノー／＼)

「誰も聞いていない」と呼ぶ者あり)この推測を誰が否定できるか。(よく聞いておけよ)と呼ぶ者あり)提案者は一方において青少年が不良化するということをお説いておられる。併し、こういうことを歌いておられる。併し、こういうことを歌いつた教育者、本當に青少年を豊かに養ひ、これを経済的な科学的な十分の基礎知識を與えないで置いて、そして徒弟のな古い技術的なものを與えて置いて、そして不良化を敷くといふことは自己矛盾であります。(とんでもないことだよ)と呼ぶ者あり)我が國が當面いたしております現下の情勢を考えますときに、この法案の持つておられます、いわゆる急進的、強硬に拡大強化され、いわゆる学徒動員が再現されるという危険性は極めて明瞭であります。この法案の戦時立法的な性格は(笑)ここに明らかに隠されておるのであります。

更に私がこの法案に賛成できない理由は、この法案の持つておきます教育政策並びに教育体系、このシステムが非常に混乱しているといふことでありまして、御承知の通り六三制の実施はまだ極めて不十分である。新制中学の校舎の建築が足りない。小学校は自然増による児童さえ吸収することができない。いわゆる新制高校、大学の設備内容に至つては誠に名ばかりで、学力の低下、青少年の不良化は誠に憂うべき状態になつておる。而もその原因の最も大きなものは教育予算の絶体的な不足である。その結果、学生を豊かに養ひ、安心して勉強ができる、そして基礎的な学習と科学的に十分研究するといふような、そういう土台が與えられていない。この欠陥を埋めんとする努力も又とられていない。政府はこの欠陥に對して、今回産業の技術的教育をこういう形で與えようとしておる。技術の向上が必要ならば基礎的な学力の向上が前提されなければならない。そうでなければ、それは單なる封建的な技能に終る。六三制が危殆に瀕しておる現実に無視して、手取り早く産業に役立つこの教育体制を而も極めて貧弱な予算の枠内でこれを行おうとしておる。これこそ完全な教育を破壊するものでせよと言わなければなりません。而もこれが崩壊に瀕している地方財政に補助を名としてこれを出しませけれども、いよくこれが地方財政を破壊させるといふことはこれは明白であります。

このような、教育的にも財政的にも矛盾に満ちておるこの法案が、今後如何に日本の教育界を混乱させるかは、今後の事実が証明することでしょう。我が國は、民族の独立の基礎が経済である、経済の独立の根柢としては科学的な技術教育が必要であることは何党にも劣らず主張してはおります。不足がない「その通り」と呼ぶ者あり)それは、この法案に出ているような貧弱な、ごまかしの産業奉仕の、一步誤ればドイツ流のアルバイト・フエニア・ヒットラー的なこの技術教育などで、科学的基礎を無視してできるものではないのであります。我々は飽くまでも経済を保障し、科学を基礎とするところの総合的な技術、この技術が戦争のためでなく、平和を愛する労働人民の生活を無限に発展させるという角度から教育が行われなければならないといふことを主張するもので

あります。現在多くの批判を受け、その欠陥を示しつつあるアメリカ式の六三制教育では、決して目的を達成することはできません。六三教育の美名の下に、一國の教育予算がかくも貧弱であり、かくも表面を糊塗しているという事は、これは日本が植民地的な條件に置かれており、その支配者が外國のために戦争協力の政策をとつてい

〇議長(佐藤尚武君) 高田なほ子君。高田なほ子君登壇、拍手。

という当然の帰結であります。(時間時間)と呼ぶ者あり)我々は全額國庫負担による教育費の大幅な増額を裏付けられなければ、真の科学教育はできないといふことを主張したい。(終り)と呼ぶ者あり)そのためには、そのためのキイ・ポイントは、一千億円以上の終戦処理費を先頭とする軍事的な或いは人民を弾圧するような費用を教育費に転換して行かなければならぬ

〇高田なほ子君 只今上程されました本法案並びに修正案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期す」といふことが、教育基本法によつて新教育の根本理念として明確になつて

権力の前に屈服せざるを得ない、こゝろ環境に追い込まれておるものでございまして、これが教育の本来の姿を失わしめる重大なる要素となつておることは、ひとしく否む得ない事実でございまして。

学校の運営の苦しさから、諸経費捻出のために、農学校においてはその収益依存の悪弊風、或いは実験実習の美名の下に教育が収益目標の生産手段の具となる弊風は、おのずからこの基本的な考え方によつて排除されるべきでございまして、産業技術者の養成に對する基本的な態度も、生産手段としての教育ではなく、飽くまでも全人的完成への教育本来の姿にあるべきことが明らかになりました以上、極めて期待の大なるものを信ずる次第でござい

わりませず、標準義務教育費は未完成のままに放棄されました、六三建築の危惧は増大し、最低〇・七坪完成に要する費用だけでも二十三億を必要とするのみか、理想案を実施するに當りましては約四百三十億の龐大な財源の必要に迫られておるのであります。義務教育の教科書の無償給與、更にこれに加わる物価の高騰、教科用の図書用紙の統制撤廃による予算の膨れ上りは、地方財政に必然的に圧迫を加えるのみか、最近次々と議員提出の法案などによりまして地方財政圧迫の傾向がいよいよ強まる時、六三予算への食いつ込みが憂えられるのであります。これは飽くまで平衡交付金外の国の助成金によつて、地方財政に圧迫を加えないといふ点は再々明確にされたわけでありまして、新学制完全実施への教育財政確立の一環として、この問題は取扱われなければならないのであります。総額二百億に上る龐大な予算は、五カ年計画の下に立案されました以上、自由党の欺瞞政策などと馬脚を現わすことなく、大自由党の威力を、子供たちの上にこそ、正直に愛情を以て發揮してもらいたいといふことを痛切に思うものであります。

のたつたに、全占領軍が撤退し、あらゆる交戦國と平和を約束するような全面講和のみが唯一の出発点であります。(何を言つてゐるのだ)と呼ぶ者あり、(笑)これなくして、ただ末節な(時間々々)と呼ぶ者あり)法律を推進し、教育法を出すといふことは、何らの問題を解決するものではない。これは砂上の楼閣に等しいものであるといふことを主張し、そのために我が党は今後とも如何なる犠牲を惜しまず闘つて行くと同時に、真に祖國を愛する教育者諸君との提携を望むものであります。

に於て来たのでございまして、新制中学校卒業児童の約三分の二を占める百方の上る児童の教育の機会均等は殆んど考慮に入れられず、その将来こそ誠に暗澹たるものを覚えるものであります。これこそ現在の新学制実施の上の一大欠陥と言わなければならぬと思つておるものであります。過般、京浜工業地帯の某県立工業学校の視察をいたしました節にも、誠にその荒廢振りはお話にならない状態でありまして、さながら、あんなに入らないお徳頭を見るような感じをさせられたのでござい

本法案の内容につきましては、すでに新学制発足と同時に考究され実施されるべき筋台のものであります。本日までこの問題が等閑視されたといふことは、むしろ遅きに失するものであり、政府の文教政策に對する怠慢とすら断ぜざるを得ないのであります。講和後における日本の経済自立への道は、産業経済の振興と密接不可分の關係を持つといふことは今更申上げるまでもないのであります。世界の軍拡経済の波に押流されて、本法案の精神が歪曲され、教育の本質を失い、産報化の危険性を孕むことは、十分に警戒しなければならぬ点でござい

更にこれが実施に當りまして、大学の自治と地方の自主性が尊重され、國の画一的統制を避けなければならないという理念の裏付けをいたしました。中央審議會の民主的運営が規定され、地方審議會は権限の行使に當りましては、國で定める総合計画に準拠するといふ條項を削除いたしましたので、地方の自主性の尊重が明確に打ち出されたわけにござい

最後に附加したいことは、本法案の審議過程におきまして、惠まれない教員の子たちのために終始当該教育界のかたが、非常に熱烈な意思を国会に示されましたことは、衷心より敬服する次第でござい

各党の提案になつております修正案は、非常に原案よりはよくなつております。これは同僚各位の努力でありますが、併し以上述べましたような根本的な欠陥は何ら解決されておらないた

その実験実習に要する施設の大半は、町の有力者の寄附によつて賄われておりました。こゝろは、単に勤労と責任を重んずる教育の目標に外れてはばかりでなく、個人の財源の援助の下において教育はみずからその

從つて高等学校のシステムの中に職業教育を入れたかつたが、システムの実施が不十分であるので、新学制の実施の上

次に最も重要な問題は財政的援助に關する点でござい

に公正安當でござい

その実験実習に要する施設の大半は、町の有力者の寄附によつて賄われておりました。こゝろは、単に勤労と責任を重んずる教育の目標に外れてはばかりでなく、個人の財源の援助の下において教育はみずからその

從つて高等学校のシステムの中に職業教育を入れたかつたが、システムの実施が不十分であるので、新学制の実施の上

次に最も重要な問題は財政的援助に關する点でござい

に公正安當でござい

に公正安當でござい

その実験実習に要する施設の大半は、町の有力者の寄附によつて賄われておりました。こゝろは、単に勤労と責任を重んずる教育の目標に外れてはばかりでなく、個人の財源の援助の下において教育はみずからその

從つて高等学校のシステムの中に職業教育を入れたかつたが、システムの実施が不十分であるので、新学制の実施の上

次に最も重要な問題は財政的援助に關する点でござい

に公正安當でござい

に公正安當でござい

委員会に助言と指導を興えるというこ
とを明言されておりますが、この趣
旨を的確に文部大臣がなされますよう
私はここに要請するものであります。

(賛成と呼ぶ者あり、拍手)

次に、私は修正意見に対する私の意
見と、並びにこの法案運営についての
要望を申し上げたいのであります。この
法案が提出されるや、文部大臣は徹頭
徹尾文部委員会におきまして、この法
案の運営に当つては深甚の注意を拂わ
なければならぬ、運営を誤るなら
ば、私が冒頭で申し上げましたような危
惧も又あるということ、文部大臣自
身、しかと確認せられておるわけであ
ります。(時間だ)と呼ぶ者あり) 審議の途中におきまして発議者に質問
し、並びに我々が修正したことによつ
て、決して現在の教育基本法、その下
にあるところの学校教育法、社会教育
法、この二大教育体系というもののシ
ステムを壊すものでなくて、それを飽
くまでも推進し、その足らざるところ
を補う意味においてこの立法がなさ
れ、而もその対象は青少年或いは一般
公衆というのでなくて、主は飽くまで
も学校教育法の第一條に謳われるところ
の学校を通じて行つて行つて行つて行つて
とし、そして社会教育法で謳われて
おるところの学校教育の場としてやる
ところの社会教育、これを従とする、
その主従の関係が明確化されたという
ことは、現代の教育体系を破壊するも

のではないという点が確認され、誠にこ
の修正は適切であると私は考えるもの
であります。

次に、財政の件につきましては先ほ
ど高田委員が申されましたので触れま
せん。先ほど私が申し上げましたよう
に、文部省の教育財政白書から申しま
しても、如何にP.T.A.、父兄大衆が教
育費に困難を来たしておるかというこ
とは、それが延いては教育の自主性に
悪影響を及ぼしているということはお
わかりになつておると思つておるが、
のみならず、六三建築一つとりまして
も、これから建築しなければならぬ
校舎というものは実に三万教室ありま
す。而もこのたびの予算に当つては、
木造建築で一坪一万六千円、鉄筋で三
万八千円という従来通りの予算を計上
いたしておりますが、最近の工賃並
びに資材の高騰によつて、三万教室と
いふものを建設するためには困難も又
地方財政も極めて困難であるというこ
とを考えると、(脱線するな)本
論本論と呼ぶ者あり)この七カ年間に
二百億を費すところの産業教育、而も
そのうちの百億というものは、およそ
地方財政に待たんとするところのこの
法案の運用に当つては、地方財政を圧
迫することなく、更には現在の六三教
育予算、こういう所にしわ寄せするこ
とのないよう、他の教育水準を絶対低
下しないで、この産業教育の振興を図
るといふ意味において財政的な措置を

十分とられるように切に希望するもの
であります。(拍手)

更に私はここで申し上げたいことは、
職業教育、これを振興しなければなら
ない。卒業して来た者を使つて見まし
て役に立たない。その実業的な面だけ
が我々の目に映つておりますが、併
し我が国の教育を考へるためには、そ
の根柢において、基礎学力の低下、基
礎科学力の低下ということを考へなけ
ればならない。戦時中或る日本の有力
なる学術会議において、或る学者が原
子学の発表をなさんとしたところが、
その学術会議において、現在我々は太
平洋戦争をやつておる。そんな原子学
のような発表は我が国の現在の国策と
何の関係があるか。こういうふうな權
威ある学術会議において原子学の研究
の発表に対して罵言を浴せたというこ
とを私は戦時中聞いておるのでありま
すが、その間にアメリカにおいては牧
牧管々として原子学の研究をいたし、
広島、長崎に最後の一弾を浴せたでは
ないか。この基礎学力と基礎科学の振
興というものは決しておろそかにして
はならないということを私たちがここ
にしつかりと考へなければならぬ。
更に私はこの点について申し上げます
が、研究機関の費用というものは、
「わかつた」(「もう時間だ」と呼ぶ者あ
り)四十三億三千六百万円、その中で
大学附置の研究所は五十五あります
が、五十五もある大学研究所の研究費

というものは四十三億のうち僅かに
五億七千九百万円。これを当事者に聞
いてみますと、当事者はこういうこと
を言つております。大学附置の研究所
というものはおおむね基礎的な研究を
やつておる、すぐに役に立つような研
究所にはたくさん政府から金が出る
が、大学研究所のように基礎的な研究
をやつておる所には、家に五十五の研
究所があつて僅か五億七千九百万円し
か出ないといふのであるといふことを
申されておつたのであります。かくの
ごとく教育行政をやつておつて、果し
て科学の振興といふことを叫んでおる
我が国が科学の振興を期し得られるか
といふことを、私はここに意見として
申し上げたいのであります。(教育者は
時間を守れ)と呼ぶ者あり)

次に審議会の運営につきましては、
委員長の報告並びに先ほどの高田委員
の報告によりまして、如何にこれが重
要であるか、従つてこの委員の構成に
ついては参議院は適正なる修正をやり
ました、誠に結構なる修正であつたと
賛意を表するものであります。時間が
参りましたので私は多く申し上げませ
ん。だたこの地方産業教育審議会の審
議過程において、現在私立の学校が教
育委員会の所管でなくて知事の所管に
なつております。従ひまして、地方産
業教育審議会が知事にも教育委員会に
もどちらにも建議すると、どちらの諮
問にも応ずるといふような、教育委員

会立法の精神から考へましたとき
に、両股にかかつておるような変な
恰好になつておるものであります。が、
これは参考人の意見聴取の場合に栃木
県高橋教育委員が、私立の高等学校以
下は地方教育委員会に所屬させたほう
が地方の教育行政はうまく行くといふ
ことを発表されておりましたが、今後の
研究問題であると考え次第でありま
す。

最後に私は申し上げます。産業教育の
振興と言つておりますが、「長いな」
と呼ぶ者あり)これは私も提案者が
申されておる通りに労働意欲の旺盛な
士たらんとするところ青少年を教育
したいと申しておりますが、根本的
には働く者を尊重するところの政治を
やる政治感覚に転換しない限り……こ
の前の宮城前の広場を何が故に使用さ
せなかつたかという質問に対して、吉
田総理は汚ないものには使わせたくな
いという意味のことを申された。その
吉田総理の感覚というものは、労働者
は汚ないものといふことを意味してい
る。かくのごとき政治感覚の下に教育
行政を行つておるからして職業教育は手
嫌いなもの、予算が不十分であり、振
われないものここに根本があるといふこ
とをばつきりと私はここに申し上げま
す。(拍手、笑聲)
○議長(佐藤武君) これにて討論の
通告者の発言は全部終了いたしましたし

た。討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告とさせていただきます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第六、住民登録法、日程第七、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案、(いずれも衆議院提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と仰ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

審査報告書

住民登録法案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年五月三十一日
法務委員長 鈴木 安孝
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

左藤 義詮 宮城タマヨ
岡部 常 山田 佐一
北村 一男 齋 武雄
伊藤 修 羽仁 五郎

目次中第二十六條を「第二十五条」に、「第二十七條を「第二十六条」に改める。

第四條第二項を削る。

第十條第二項中「第四條第二項の規定による記載又は」を削る。

第二十二條第二項但書中「第二十四條第一項但書中」を削る。

第二十四條第一項但書中「第二十二條第二項但書に規定する事項に変更を生じた場合、」を削る。

第三十一條第一項中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

第三十三條中「第三十一條」を「第三十條」に改める。

第二十五條を削り、第二十六條を第二十五條とし、以下順次一條ずつ繰り上げる。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、現行寄留制度に代るものとして、市町村においてその住民を登録し、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正簡易な処理に資するべく立案せられたものであつて、市町村は届出又は職権によつて世帯単位の住民票を作成し、これを戸籍と関連せしめることによつてその正確を期し、しかも届出の手續はできるだけ簡略にして、寄留制度の欠陥を是正しようとするものである。委員会においては原案の住民票記載事項につき、法定事項以外に市町村が條例で記載すべき事項を定めることができる旨の規定を削除することにし、そのよりに修正した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行寄留制度に代るものとして、市町村においてその住民を登録し、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正簡易な処理に資するべく立案せられたものであつて、市町村は届出又は職権によつて世帯単位の住民票を作成し、これを戸籍と関連せしめることによつてその正確を期し、しかも届出の手續はできるだけ簡略にして、寄留制度の欠陥を是正しようとするものである。委員会においては原案の住民票記載事項につき、法定事項以外に市町村が條例で記載すべき事項を定めることができる旨の規定を削除することにし、そのよりに修正した。

本法案は、常時、人口の状況を明らかにする上において必ずしも充分満足すべきものとは認め難いのであるが、とも角、寄留制度に代るものとして、それよりは一步前進を示すものという意味において、妥當なる措置と認めらる。

二、事件の利害得失
住民登録制度の採用によつて、市町村は寄留簿と世帯台帳とを一元化することができ、事務取扱の上において若干の簡素化を期待することができらる。

三、費用

本法施行のために、国庫負担として、昭和二十六年年度予算に一千八百万円を計上してらる。

住民登録法案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月三十一日
参議院議長 林 讓治
参議院議長 佐藤尚武殿

住民登録法

目次

第一章 総則(第一條-第二條)
第二章 住民票(第三條-第十條)
第三章 戸籍の附票(第十一條-第十八條)
第四章 届出(第十九條-第二十六條)
第五章 雑則(第二十七條-第三十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、市町村においてその住民を登録することによつて、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

(登録事務の処理)
第二條 市町村は、住民登録に関する事務を処理する。

第二章 住民票
(作製)
第三條 住民票は、市町村の区域内に住所を有する者について、世帯を単位として作製するものとする。

(記載事項)
第四條 住民票には、左の事項を記載する。
一 氏名
二 出生の年月日
三 男女の別
四 世帯主についてはその旨、主帯主でない者については世帯主との統稱
五 戸籍の表示。但し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
六 住所
七 住所を定めた年月日
八 一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所を変更した者については、従前の住所
九 市町村は、前項各号に掲げるものの外、條例で住民票に記載すべき事項を定めることができる。

(記載等の原由)
第五條 住民票の記載若しくは消滅又はその記載の更生は、届出によつてし、届出がない場合及び届出を要しない場合には、職権ですらる。

(記載)
第六條 市町村の区域内で世帯を設けた者があるときは、その世帯の住民票を作製しなければならぬ。

二 一の世帯について住民票を作製した後にその世帯に入った者があるときは、その住民票にその者に関する記載をしなければならぬ。

三 住所の変更があつたときは、新住所の市町村は、前二項の規定による手續をした後遅滞なくその旨を従前の住所の市町村に通知しなければならぬ。

(消滅)
第七條 一の世帯に属する者の全部又は一部が住所を変更したとき、死亡したとき、その他世帯に属する者の全部又は一部を住民票から除くべき事由があるときは、その住民票の全部又は一部を消滅しなければならぬ。

二 住所の変更があつた場合には、前項の規定による手續は、前條第三項の通知を受けた後にしなければならぬ。

(更正)
第八條 住民票に記載した事項に変更を生じたとき又は住民票の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、その記載を更正しなければならぬ。

(戸籍の届出等に基く通知)
第九條 住所以外の市町村長は、戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合に、住所の市町村に住民票の記載若しくは消滅又

はその記載の更正をすべきときは、遅滞なく当該事項を住所地の市町村に通知しなければならない。

(閲覧、謄本、抄本、証明)

第十條 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2 謄本は、特別の請求がない限り、第四條第二項の規定による記載又は住民票から除かれた者に関する記載の謄本を省略して作ることが出来る。

第三章 戸籍の附票

(作製)
第十一條 戸籍の附票は、市町村の区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として作製するものとする。

(記載事項)
第十二條 附票には、戸籍の表示の外、左の事項を記載する。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 住所を定めた年月日

(記載等の原由)
第十三條 附票の記載若しくは消除又はその記載の更正は、職権で行ふ。

(記載)

第十四條 あらたに戸籍が編製されたときは、その戸籍の附票を作製しなければならない。

2 一の戸籍の附票を作製した後、その戸籍に入った者があるとき

は、その附票にその者に関する記載をしなければならない。

(消除)

第十五條 一の戸籍に在る者の全部又は一部がその戸籍から除かれたときは、その戸籍の附票の全部又は一部を消除しなければならない。

(住民票の記載等に基づく通知)

第十六條 住所地の市町村は、住民票の記載又はその記載の更正をした場合に、本籍地において附票の記載を更正すべきときは、遅滞なく当該事項を本籍地の市町村に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときは、本籍地の市町村は、遅滞なくその旨を住所地の市町村に通知しなければならない。

(本籍転属の場合の通知)
第十七條 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村は、附票の記載事項を新本籍地の市町村に通知しなければならない。

(住民票の規定の準用)
第十八條 第八條及び第十條の規定は、附票に準用する。

第四章 届出

(届出人)
第十九條 届出は、世帯主がしなければならない。

2 世帯主が届出をすることができないときは、これに代つて世帯を管理する者が届出をしなければならない。

3 前二項の規定による届出義務者が届出をすることができないとき

は、本人が届出をしなければならない。

(届出地)

第二十條 届出は、本人の住所地でなければならない。

(届書の記載事項)

第二十一條 届書には、本人の氏名及び届出の年月日を記載し、届出人又はその代理人がこれに署名し、印を押さなければならない。

(転入届)
第二十二條 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日内に転入届をしなければならない。但し、出生の場合は、この限りでない。

2 届書には、第四條に規定する事項を記載しなければならない。但し、同條第二項に規定する事項で、條例で届出を要しないものと定めたものについては、この限りでない。

(転居届)
第二十三條 一の市町村の区域内で住所を変更した者については、新住所を定めた日から十四日内に転居届をしなければならない。

2 届書には、新住所の外従前の住所及び新住所を定めた年月日を記載しなければならない。

(変更届)

第二十四條 前二條の場合を除く外、住民票に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十四日内に変更届をしなければならない。但し、第二十二條第二項但書に規定する事項に変更を生じた場合、戸籍に関する届書、申請書を

他の書類の受理又は職権による戸籍の記載に基づいて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画、土地の名称又は地番号に変更があつた場合は、この限りでない。

2 届書には、変更した事項及び変更の年月日を記載しなければならない。

(登録事項追加の場合の届出)

第二十五條 第四條第二項の規定により條例であらたに住民票に記載すべき事項を定めたときは、條例の定めるところにより当該事項を届け出なければならない。

(国外移住届)
第二十六條 国外に移住する目的で住所を去る者については、あらかじめ国外移住届をしなければならない。

2 届書には、移住先を記載しなければならない。

第五章 雑則

(特別市等の特別)

第二十七條 この法律の適用に関しては、特別市又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五條第二項の市の区の区域は、市の区域とみなし、その区域内における住民登録に関する事務は、区長が管掌する。

(適用の除外)

第二十八條 この法律は、外国登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)により登録すべき者その他政令で定める者については、適用しない。

(事務取扱に関する疑義)
第二十九條 法務総裁は、市町村に對し、住民登録事務の取扱に關して必要な通告をし、又は助言をすることが出来る。

(報告)
第三十條 国の行政機関は、都道府県知事又は市町村に對し、都道府県知事は、市町村に對し、それぞれその所掌事務について必要があるときは、住民票の記載事項に關して報告を求めることが出来る。

(事実の調査)

第三十一條 市町村の当該吏員は、住民登録の正確の実施を図るため、第四條第一項に規定する事項について、事実を反することを疑うに足る相当な理由があるときは、事実の調査をすることが出来る。

2 前項の調査のため、必要があるときは、当該吏員は、關係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることが出来る。

3 市町村の事務所外で前項の行為をするときは、当該吏員は、その身分を示す証書を携帯し、關係人に呈示しなければならない。

(罰則)

第三十二條 正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2 過料の裁罰は、簡易裁判所がする。

第三十三條 第三十一條第二項の規定による質問に對し陳述を拒み、忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の呈示を拒み、妨

け、忌避し、若しくは偽偽の文書を呈示した者は、五万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)

第三十四條 この法律に定めるものの外、住民登録事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律の施行期日は、昭和二十七年七月一日までの間において、政令で定める。

〔審査報告書は都台により附録に掲載〕

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月二十六日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武蔵

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律

(株式の譲渡制限等)

第一條 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四條の規定にかかわらず、株式の譲受人を、その株式会社の事業に關係のある者であつて取締役会が承認をしたものに限ることが出来る。

2 前項の規定による株式の譲渡の制限は、定款をもつて定めなければならない。

(株式申込証及び株券)
第二條 前條第二項の定款の規定は、株式申込証及び株券に記載しなければならない。

2 発起人、取締役、外国会社の代表者又は商法第二百五十八條第二項若しくは第二百七十條第一項の職務代行者が株式申込証又は株券に前條第二項の定款の規定を記載せず、又はその規定について不実の記載をしたときは、三十万円以下の過料に処する。
(定款の変更)

第三條 第一條第一項の株式会社が

同項の日刊新聞紙の発行を廃止し、又は引き続き百日以上休止し若しくは休止しようとするときは、すみやかに定款を変更して、同條第二項の規定による株式の譲渡の制限に関する規定を削除しなければならない。
(登記)

第四條 第一條第一項の株式会社の

設立の登記にあつては、同條第二項の定款の規定をも登記しなければならない。
(有限会社の準用)

第五條 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする有限会社の持分の譲渡については、第一條、第三條及び前條の規定を準用する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 第一條の株式会社又は第五條の有限会社で、この法律施行の際、株式又は持分の譲渡の制限を定めた定款の規定、株式申込証及び株券のその記載並びにその登記があるときは、その規定、記載及び登記は、この法律の規定によつてされたものとみなす。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました住民登録法案につきまして、委員会の審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法案は現行寄留法に代るものとして立案されたものでございまして、市町村は届出又は職権によつて世帯単位の住民票を作りまして、これを戸籍と連関させますことによつて、その正確を期し、而も届出の手續はできるだけ簡略にいたしまして、住民の負担を軽減いたしました。届出の励行を図りまして、現行寄留制度の欠陥と認められます市町村の常時人口の状況の明確化と各種行政事務の簡易化を図らうといふたしですものでございます。

本法案の審議に当りましては、地方行政委員会から連合審査の申入がございましたので、二回に亘りまして連合委員会を開きました。なお、このほか単独で六回委員会を開き、慎重に審議をいたしました。その詳細は速記録によつて御了承願うことにいたします。

討論に入りまして伊藤委員から、原案中の市町村は、住民票の法定記載事項以外に、なお條例を以て記載事項を定めることができる旨の規定を削除する趣旨の修正案が提出されました。次いで須藤委員より修正案及び原案のいずれにも反対の意見が述べられました。採決の結果は、修正案及び修正部分を除くその余の原案全部につきまして、いずれも多数を以て可決すべきものと決定いたしましたのでございませう。

次に、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

この法案は、先般の商法改正により、株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡制限等ができなくなつたのでございまして、日刊新聞が社会の公器たる責任を果すためには資本の独立を重要な前提要件とします。この譲渡の制限等ができるようにしようとするものであります。法務委員会におきましては慎重審議いたしまして、伊藤委員、羽仁委員等より熱心な質疑がございました。討論を省略いたし、採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと決定した次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武蔵) 先住民登録法案の討論に入りまして、討論通告者の発言を許します。須藤五郎君。

(須藤五郎君登壇、拍手)

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表して、只今上程されました住民登録法案に反対するものであります。

本法案の目的には、「市町村においてその住民を登録することにより、日常生活の利便を図り、各種行政事務の適正で簡易な処理に資する」というように規定されております。私たちは国会議員といたしまして重い責任を持つてゐるのであります。法案の第一條一條を十二分に検討しなければならぬと思つております。成るほど、この法案の第一條だけを見れば尤もらしいのであります。併しながら法務委員会における質疑を通じてはつきりいたしましたことは、この法案の目的はそのような所にはないということでありませう。実にこれは日本人を馬鹿者扱いにした法案であり、日本人を強制登録し、戦争に動員することを容易にしようという、徴兵、徴用、徴税のための内閣登録法、戦争準備法と断ぜざるを得ないのであります。なぜ我々はいかゞ主張するか、以下具体的に意見を述べてみたいと思つております。

先ず最初に第四條について一言したいと思います。衆議院において可決送附されて参りました原案におきましては、住民票への記載事項といたしまして、氏名、性別、住所等八項目のほか

に、條例で以て市町村が自由に追加できるものになつていたのであります。この條例によつて加えられるものにつきましては、提案者も行政当局も見通しについて明確な答弁をせず、又予定されているものも今のところはなはなと答弁でありました。ところが去る二月宮城県におきまして、十四歳以上の全県民に對しまして強制的に適用するという指紋條例なるものが宮城県本部の要請に基いて県議會に上程され、紛糾を重ねているという事実は、我々の危惧が正当であるのを証明しているものであります。更に二月五日の時事通信の伝えるところによりますと、

「政府は国民指紋登録法を提出すべく準備を進めているが、指紋という、国民が罪人扱いにされるといふ印象を抱くのではないかと、これを極力恐れ、指紋登録をやるなら、住民登録に含めて施行すればよいとの意見も生じている」と報じているのであります。本法案の提案者も、又立案の際、指紋が問題として取上げられたことを委員會において答弁しているものであります。現実に全国各地において半強制的に指紋を要求したり写真を写したりしていることは隠れもない事実として知られているところでありました。故に私たちは第四條における白紙委任の項は極めて危険なものを予定しているものであると指摘いたしましたのであります。幸い参議院の法務委員会におきまして、この危険な條項は削除されたのであります。この修正により右に述べ

ました危険は当面なくなつたのであります。併しながらこの点の修正のみで、この法案の持つている性格、即ち悪い性格が変更されたとは思えないのであります。即ち第一に問題となる点は、法務總裁に市町村に對して勧告又は助言をする干渉権を與へ、又中央行政機關が記載事項に關し報告を求め権限が與えられていることでありました。市町村の利益のためと言つてのことと全く矛盾しているものであります。このことは、本法案の目的が別の所にあり、隠されていることを現わしているものであります。

第二の点は、第三十一條と、これと関連する第三十三條の罰則であります。が、ここにこの法案の本質が端的に現われているのであります。即ち地方行政機關に警察権を持たせていることでありました。市町村の吏員は漠然とした規定の「關係人」に質問し文書の呈示を要求することができ、そして、この質問に對し陳述を拒んだり、忌避したり、虚偽の陳述をし、又文書の呈示を拒んだり妨げたりした者には、五万円以下の罰金刑を科するといふのであります。これは基本的人權に對して汚物をかけ、國民全部を犯人と想定しているといふ言語道斷の條項と言わなければなりません。憲法第三十八條に次のように明記されていることを忘れてはならないでしようか。即ち「何人も、自己に不利な供述を強要されない」といふ点であります。これは日本國民の基本的な權利であり、犯人で

さえ認められてはいる權利であります。一片の法律でこれを踏みこむことは斷じて許し得ないところでありました。参議院法務委員会における審議を通じて、私たちは提案者並びに政府委員の答弁に自信のなきを感じ、どのようにしてこの法案が提出されるに至つたかという経過について全く疑わぬわけには行かなくなつたのであります。が、この黙秘権に關しても、提案者である衆議院の鍛冶良作君は次のように答えているのであります。即ち、積極的に拒否する、例えば私は言わないといつて拒むのはよいので、ただ黙つて居るのはよいのですと答弁されている。これは詭弁といふものであります。私は言わないぞと声を出して黙れば、現行犯として市町村吏員に逮捕されるといふ危険が常に存在するのであります。これでは明るい國であるべき日本は、「もの言へば唇寒し秋の國」秋の暮ではあります、秋の國となつてしまひまして、沈黙の、灰色の國になつてしまひてまいりましょう。このようなことは植民地の行政機關だけがやり得ることでありまして、又やつて来たところでありました。曾つて日本帝國主義が滿洲、台灣、朝鮮で行なつたことが同じことが、今この法案が通過することによりまして実施されようとして居るのであります。

さて、以上のように私は三つの重点に意見を述べて来たのであります。が、このように隨所に疑点を有し、もろ／＼の基本的人權、個人の自由を踏みこむまで、なぜ強制登録をしようとして居るのであるまいしうか。この法案からは、市町村の大多數の良心を信じて行くといふ根本精神は、かけらほども感じられないのであります。では、これはなぜでしようか。曾つてナチス・ドイツがフランスに侵略し、フランスを支配したとき、彼らはフランス人民を傭兵にして無慈悲に強盜戦争に引きずり出し、又最初の約束を破つてフランス人民をドイツに連れ去り、強制労働にこき使ひ、そして、このような惡魔の支配を拒否したところの良心ある、誇りを失わなかつたフランス人を投獄し、死刑にしたのであります。そして、このために利用されたのが即ち住民登録身分証明書であつたのであります。現在世界の各資本主義諸國は軍備の拡張を開始し、平和を心から願ひ世界の各民族が平和的に共存することを求めている人民に向つて、戦争は全く不可避であるといふ信仰を信じさせようとして居るのであります。そして日本國民に對しては、戦後僅か六年しか経つていない今日、もう一度侵略戦争のいけにえになり、過去の悲劇を一切忘れさせようとして居るのであります。併し日本人民は戦争は一部の者の利益のために計画されるものであるといふことを知つております。笛に踊らされ戦争にかり立てられた過去を再び繰返すなという声は日一日と高く激しくなつております。我々に過去を忘れよと言ふのは、親の墓を忘れよといふことでもあります。だからこ

そ、戦争を欲し、奴隷の道に我々を追いやるうとする者には、人間を四方から監視し、日本全土を監視にするような強制住民登録が必要なのであります。再軍備と單獨講和を急いでいる平和の敵は、同時に住民登録法案を急いで通過させようとして居るのであります。例へば一昨年アメリカのフォーチューン誌は「龍免されましたマツカーサー元帥と論議を交わしたのであります。が、その発端となつたフォーチュン誌は、四月号の中で日本を語りまして、桜の花と八千万の従順な奴隷の國と批評しております。これを讀んで何ら感じない人は少いであらうでしょう。住民登録法案を見ながら、私はこれを今更のごとく思い出したのであります。まじめな日本人はこれを見送ることはできないと思ひます。私は、この住民登録法案が卑劣な法案であり、恥すべき法案であることを再び強調したいと思ひます。日本共産黨は、日本人としての誇りと恥とを忘れていない、その人間としての誇りを持つておる人々と共に、この法案に断乎反對するものであります。(拍手)

「議長、定足数を欠いておりますよ」進行々々「定足々々」向うの端から番号をかけた「五十六名だ」「採決々々」「四分の一」「ノーノー」と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤尚武君) 暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

官報

号外 昭和二十六年六月三日

第十回 参議院會議録第五十一号(その二)

午後三時三十分開議

○副議長(三木治朗君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

これより住民登録法案を議題といたします。休憩前の会議におきまして、委員長報告後、討論に移り、須藤五郎君から反対討論がなされ、議長は、討論結局を宣告したので、ごさいませ。

これより住民登録法案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございませ。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案の討論に入ります。討論通告者の発言を許します。羽仁五郎君。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 私は本案に反対するものでございませ。

言論の自由を理由として、ここに特許に新聞社のために新しい商法において唯一の除外例を設け、新聞社に限つてその株式の譲渡の制限又は禁止を許

そうとする本法案に対する私の反対のすべての理由は、現在我が新聞社が言論の自由を飽くまで守る確証を我が国会及び世論に対して與えていないからであります。本案発議者は、現在日本の新聞において言論の自由が守られていないと説明されました。果して然らば私は喜んで本法案に賛成したいのであります。併し、最近イギリスにおいて新聞の自由の危機が生じている。国会に深刻の問題が発生している。かく、新聞の自由において輝ける伝統を有するイギリスにおいてさえ現在深刻の問題を生じているのに、我が日本において新聞の自由が確保されていると、我々が安心していることができません。我々が現在イギリスにおいては、この危険を直視し、その対策が講ぜられていないのに、本法案は、この危険に目を蔽い、そうした危険がないもののように装つて、事実を欺き、事実の虚偽の上に立法しようとしているのであります。

昨年十一月、イギリスの有力紙ビクテニア・ポストの名編集者ホブキンス君が突然解雇された。その理由は、同紙上に、現在イギリスの新聞記者として最も卓越の一人として知られているジェイムス・カモーン通信員が、南朝鮮軍の残虐行為について報道し、国連がこれを阻止すべきことを求めた記事を書いたことにつき、同紙の編集者

揚載すべきか否かにつき、同紙の編集者と、同紙の所有者、経営者であり編集長であるエドワード・ハルトン君との間に見解の不一致を生じたというところでありませ。而もハルトン君は、新聞の所有者として経営者として知的的意見を有し、聰明を以て知られていた人物である。更に又ここに於いて、ザ・ニュー・ステイツマン・アンド・ネイション紙のごときは、その十一月十一日、その社説を以て、今や、イギリスの新聞記者、編集者は、何ものをも恐れることなく真実の報道の任務使命を果す確信を失わねばならぬか」と警告し、新聞の経営者と編集者との正しい関係の回復を要請しておるのであります。

本法案に対し、我が国会がこれを可決すべきか否決すべきか、諸君がこの判断の基礎とされなければならぬ具体的問題がここにあります。即ち新聞の自由のために、新聞の経営者と編集者、読者が真実を知る権利、この三つの権利が最も正しい関係に守られなければならないという要件であります。イギリスにおいて、新聞についての意見を以て知られているフランシス・ウイリアムズ君が、ザ・ニュー・ステイツマン・アンド・ネイション紙の去る十二月二日紙上に、編集者への書簡において、新聞の自由は、新聞の所有

者と、新聞記者と、読者と、この三つがすべておの／＼の権利と責任とを對等に認められて新聞に参加するときにのみ成立することを明らかにしております。これらの点について現在日本の新聞の現実はどうなつて居るか。少くとも朝日、毎日、読売、東京、そのほかの東京の大新聞について、これらの点について、即ち果して新聞の自由が、経営者と、新聞記者と、読者と、この三者の権利と責任との對等の正しい関係の確保の上に保障されて居るか。一言にして言へば、それらの新聞において、良心的の新聞記者が、果して何ものをも恐るるところなく真実を報道することができて居るか。この点について我が国会が確信を持つて判断するに足る資料を示されることを、私は繰返して懇切丁寧に提案者に求められることが今日までになかつたのであります。この確証があるならば、何故にこれを示されることを惜しまれるのか。この確証を示されない限り、その確実の保障なきものと判断せざるを得ない理由があります。そしてこれが私の本法案に反対する理由であります。

新聞の自由という点において、新しい商法の一般株式会社及び有限会社に関する規定から新聞社だけを外すというところが、その新聞の自由の確証なくして行われることは、新しい商法の一一般の信頼に対する悪い影響を考へねばならないことでもあります。新聞のみが特権的取扱を受けるその理由が薄弱であるならば、今後、放送事業その他ほかさま／＼の株式会社などがそれぞれ薄弱の理由で新しい商法の適用

を免れようとするのを防ぎ得ないかも知れません。そして、現に本院の法務委員会において、これらの点に関する私の質疑に對し、本案発議者、押谷衆議院議員は、将来において新聞の性質を規定するに法律を以てすることもできようと、頗る危険の答弁をされました。新聞に對する法律が、新聞の自由を守るといふ美名の下に、新聞の自由を窒息させた伝統の存する我が国において、新聞を法律によつて規定することには、実に重大なる危険があります。本法案はそうした危険の立法をも招く虞れがあります。新聞の自由は、新聞のみならず多年の不断的努力と闘争とにおいて事実の上にこれを確立し、その確証を以て国会及び社会の承認と信頼とを得るべきものであることが忘れられてはなりません。

然るに今新聞の自由につき確証が提出されない。そして、その他方、昨年における我が新聞記者の多数の解雇が、新聞の自由につき疑義を生じているところがあります。この五月の雑誌「人間」の誌上に、文学ではありまするが、事実に基いて、昨年の新聞記者レック・パーシの際、東京の大新聞の一人の記者が何らの思い当りもなく突然無残に首を切られ、家に歸つてこれを妻に告げると、乳児を抱いていた妻は忽ち生活の不安に顔面蒼白となり、乳がとまつてしまつたという悲惨な述べています。このような恐怖に新聞記者をさらすならば、良心的の新聞記者といへども、どうして何ものをも恐れることなく絶えず読者に真実を報道する任務を全うすることができませうか。この点につき、今日、日本の新聞記者は、一般株式会社の又は有限会社

の社員と何ら異なるところがないのみならず、新聞記者は、その職務の性質上、政治の問題、平和の問題、戦争の問題などに触れなければならないので、今日の日本では一般会社員よりも却つて更に不当の処分の危険にさらされているのであります。医師、薬剤師、会計士などが、その職務によつて社会に對して負うている公共の義務に反するやうな命令を拒否したために解雇されるというやうなことが起るならば、如何なる恐るべき結果を招くこととなるでございませうか。然るに新聞記者においては却つてかくのごときことがあり得るのが日本の現状ではありませうか。現在日本の新聞社は、明らかに新聞記者の職務の倫理エティクスであると考えられているところを固く守らうとする勇氣を有する新聞記者を忽ち解雇し、その椅子に数時間又は数分後にほかの誰かを補充するに何らの困難をも感ぜていないのではありませうか。その証拠に、最近の日本の新聞記者諸君の意気消喪した見るも痛ましい姿が諸君の眼にも映つておりませうか。新聞の自由、社会の木鐸、無冠の帝王、何ものをも恐れず、国民が真実を知る権利に對して真実を報道する新聞の自由、これらの誇りに輝く新聞記者の姿はどこに行つてしまつたのでありませうか。然るにこの現状に對して我々の眼を蔽ひ、この現状をそのままにして、日本に現在新聞の自由の現実があるとして、これを守るために株式の譲渡の制限のみに頼らうとすることは、その危険誠に測り知れません。

諸君、日本の新聞はすでに久しく職前から株式の譲渡制限を認められていたのであります。併し、その際、日本において事実上において新聞の編集権が確立されず、事実上において経営権がすべてを支配して来たために、経営者は大量の紙を手に入れたために遂に軍部に屈服し、新聞編集者及び記者は何ものをも恐れず真実を報道する保障がなかつたために、我が新聞は、支持すべからざる戦争を支持し、敗北を勝利と報道したのであります。いわゆる新聞の社内株保有の制度だけにいつて守られていたといふ日本の新聞の伝統には、かくのごとき危険があつたことを何人も忘れてはなりません。殊に我が国の大衆が、朝日、毎日、読売などの大新聞に、親、子、孫と、久しく深い信頼と愛情を寄せて来た。この新聞の自由をいゆる社内株保有の制度だけでは守り切れず、読者の絶対的の信頼をみごと裏切つて、平和主義を排撃し、日本をあの戦争犯罪と悲惨とに導いたのが、朝日、毎日、読売そのほかの日本の新聞であり、放送局でなかつたと、誰が断言することができませんか。

我が国会が飽くまで民主主義を守り、再び如何なる武力がこの国会議事堂に乱入支配することを許さず、平和のうちに社会の進歩の要求を実現させるためには、我が国会は実に言いがたきほどに新聞の自由によつて援助されなければならないのであります。我があの犯罪戦争とあの悲惨を二度と繰返さないために、我々が国際世論を尊重するならば、日本の新聞、朝日、毎日、読売そのほかの有力紙は、朝日に、社内、新聞の所有者と新聞記者と読者との三者の権利が最も正しく關係に置かれてゐる事実を確認し、第二に、殊に新聞記者が何ものをも恐れる

ところなく、新聞記者の天職を果して真実の報道をすることができると認め、不当の圧迫に對し新聞記者の個人を守る新聞記者の労働組合の団結権、団体交渉権、争議権の基本権を確認せねばならないのであります。我が新聞は、何の何ものでもなく、ただ我が新聞の自由が守られるために、単に新聞社の株式の譲渡制限だけでなく、それに先だつて、事実の上に、この第一、第二の点を確認せられることを絶対的に要求するが故に、本院議員として私は、現在この重大の二点の確証を日本の主なる新聞がなし得ていない事実を内外に向つて深く警告するために、我が新聞を愛すればこそ、本法案にあえて反對するものであります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) これに對討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) この際お諮りいたします。本日、大野幸一君から郵政委員長へ、赤松常子君から労働委員長へ、波多野鼎君から予算委員長へそれぞれ辞任いたしたいとの申出がございました。いずれもこれを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決定いたしました。

○副議長(三本治朗君) つきましては、この際、日程を追加して、常任委員長の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○江田三郎君 只今の常任委員長の補欠選挙は、成規の手續を省略いたしました。議長において指名せられんこととの動議を提出いたします。

○高橋道男君 只今の江田君の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 江田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて議長は郵政委員長に岩崎正三郎君を、労働委員長に中村正雄君を、予算委員長に和田博雄君をそれぞれ指名いたします。(拍手)

〔森崎隆君発言の許可を求めむ〕

○副議長(三本治朗君) 森崎隆君。

○森崎隆君 私はこの際、日米経済協力に伴う労働政策等に関する緊急質問をするこの動議を提出いたします。

○兼岩傳一君 只今の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 森崎君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。森崎隆君。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 日米経済協力に伴いまするいろいろの問題につきましてお聞きいたしたいのでございますが、與えられた時間が非常に短かございまして、簡単に質問の要旨だけ申述べまして、(簡單々々)と呼ぶ者あり、時間に制限なく總理以下大臣各位の懇切丁寧なる御答弁をお願い申上げたいと思ひます。

第一に總理に一つだけお尋ね申上げたいと思ひます。日米経済協力体制のことにつきまして、最近の新聞報道等から私の心に生じた一つの疑念を解いて頂きたいのでございます。日米経済協力は、これによりまして日本経済の健全なる自立体制を打立てるものであるといふことは、これまで私も随分お世話になつて参りましたアメリカ政府も明言されてゐるところでございます。ただ日本経済自立は実にこの日本再建の基盤でございまして、結局は日本国即ち日本国民の民生安定といふことが終局の目標であると私は信じます。そのためには、経済自立の方式には、第一に恒久性を持つた計画が打立てられなければならないこと、第二には平和憲法に則りまして世界平和に貢献する平和産業に基礎を置かねばならないと私は信ずるものでございまして。ところが今回の日本経済自立の方式は、戦争或いは又戦争準備といつたやうな性格が窺われておることを、最も私は遺憾に存する次第でございまして。若し然りといたしますれば、日本経済自立の将来において大きな不安が生ずることは明らかでございまして、戦争危機が世界の全人類の

誠の気持を以て排除された曉におきましては、日本のこの方面が半身不随の状態に陥るのではないかと憂えるものでございます。かかる不健全な方式では絶対に安心できません。この点につきましては総理より政府の基本的な方針を簡明に御説明を頂きたいと思つ次第でございます。

次に安本長官にお尋ねいたしたいと思ひますが、第一は産業の合理化という問題でございます。これにつきましては、アメリカではいゆる安く買付ける方針、又産業採算が強調されておられますという事、又世界的な軍拡インフレの傾向が非常に強く、アメリカの国防予算実施のその余波は今年の秋頃からは日本にも及ぶであらうという事、又設備、資金、資材の保証がないという事、又合理的なために原料を安くしなければならぬ。ところが例えは鉄鋼産業等にいたしましても、その一番大切な要素である石炭の価格等につきましては、中共貿易の杜絶等によりまして、この価格は未だ未解決である。例えはインド炭にいたしましても、山元では六ドル三、二千三百円程度のものでございまして、アメリカ炭になりますと山元で八ドル、二千九百円程度、工場では十ドル、三千六百円程度、日本に輸入いたしますとこれが二十七ドル半、九千九百円程度、大体内炭より五割高といふことになつて参る次第でございまして、これで以て価格の国際化を容せといふことが言われておりますが、政府はこの産業の合理化といふことについて一休目算があるのかどうか、結局は、私たちが心配して居る問題は、この生産者の利潤確保の鉄則、こ

れが、これまで資本家によつて守られて来ております。いやでも利潤だけはどうしても天引といふ、こつこつと鉄則の面から考えるとき、又特需といふ方面の合理化のために、設備、技術の近代化といふことは絶対に必要なんです。ところが、これには二、三年はどうしても要しなければならぬといふ観点から考えまして、結局こつこつ問題が全部労働者の労働条件の悪化といふようなところへ結論付けられて来るのではないか。これを私は憂うるものでございまして、この点につきまして御所見を伺いたいと思つ次第でございます。

次には、香港中心に現在でも各国のいわゆる対中共貿易がやはり行われておるようでございますが、私たちが、この対中共、対中国との貿易等は非常に重要に考へておられますが、これにつきましてはどうか御方針でございませうか。次には、従来のトップ・レベルの生産拡大長期計画の方式、これによりまして生産業者も一応の安定感を持つて参つて来たのであります。が、この甘い夢は、発注の方式、條件等の具体化がはつきりして来ましてから一挙に崩れて行つたのであります。これにつきましては、どういふ方針を現在立てられておられますか。又立てられつつあるか。又こつこつと伴います従来からの日米経済合同委員会といつたようなものが随分新聞にも出ていたが、最近はやがた消滅してしまつた。これはその後どうなつておるか。こつこつと点につきましては安本長官に御説明を願いたい次第でござい

ます。次に労働大臣にお尋ねいたしたい。

政令二百一十号以来皇居前広場の事件に至る一連の労働組合弾圧という政策は、我々といつたしましては誠に遺憾千萬に考へる次第でございまして、これにつきましては、何と弁解されましようとも、このことは明らかに日本労働組合の民主的な発展を真向からぶち壊さうといふ方策でありまふことには、去る二月国際連合社会経済理事會におきまして、日本政府に対し労働組合の権利侵害に関する警告を發する決議がなされておりますことによつても明らかでございますが、今又リ声明に伴います政令の改悪が一環といつたして、労働三法の改悪がなされんとしております。特に我々といつたしましては遺憾に堪へない次第でございまして、特に労働基準法につきましては、私の政府の肚の中はわかりませんが、日経連等の案を見ますと、相当徹底的にこれを改悪しております。例えは労働三法と見えておられます。例えは労働基準法の二十條で解雇の予告が三十日に現在なつておりました、日経連の案におきましては、これを十四日に変更しようとし、又同法三十七條におきましては時間外勤務の割増賃金の件につきましてはこれを改悪しようとしておりました。更に六十二條において女子の深夜作業の制限緩和をしようといふような提案、これは、女子労働者の生理休暇の全廃といふことすら、この中にやんと現れておられます。特に最近特需關係に働いておられますところの臨時工の給與の問題、又は時間外労働賃金等につきましては労働基準法が非常にふみにじられて、違反が調べたならば随分たくさんある。このままに放置して果していいのか。労働大臣としての

責任がこれでいいのかどうか。私は何とかこつこつと点につきましては、積極的に、労働者の生活保護、その健康保持、文化生活の確保といふような面から、もう少し積極的な関心、又施策を打つてもらいたいといふのでございまして、こつこつと点につきまして、果して労働三法の改正におきまして、本當に労働者の味方として彼らの健康なる彼らの生活のすべてを面をはずきりと確保するよふな観点に立つての改正をなされる肚かどうか。これをお伺いしたいと思つ次第でございまして。

時間がございませぬので、次に大蔵大臣に、二お伺いしたいと思ひます。現在米麦価格の改訂が問題となつておりますが、これはもはや單なる農業問題にとどまらず、全物価体系、更には賃金体系に大きく関連をしておるものでございまして、当面の問題はパリティ指値上昇に伴つておられる米麦価格値上げの解決でございまして、従来の算定方式では食糧會計赤字九百三十億といふことになつておられます。あなたの方にございましては、特別加算額の一五割の削減を考へておられておられる。これによつて三百二十億程度の軽減を當てておられるように潮れ承わつておられます。これは明らかに農民の生産意欲を減退せしめることとございまして、更に、我々が毎日忘れることのできない国際食糧依存、その依存の率を一日も早く少しでも多く切下げなければならぬといふことが急務である現状と考へ合せて、絶対に賛成はできないのであります。併し一方この赤字を消費者の負担といたしますれば、例えは七月に消費者価格を改訂いたしましたといふならば二九・

二名の消費者価格水準の引上げとなり、十一月に引上げるといたしますれば更に五二・六名の引上げとなり、勤労者の生活安定を脅かすことは誠に明らかでございます。従つて一般財政の支出によりまして二重価格制を私たちが維持いたしまして、急激な生活水準の変動を避けることが必要だ。而もこれに伴いますところの財源は、大衆課税によらず、特需利得税の創設等も考へて頂きたい。こつこつと自ら分たちは考へておられますが、この問題は、労働者の賃金、公務員の給與ベースと不離一体の關係を持つておりますので、この観点から政府の御方針を特にお伺いしたいと思ひます。

次に民間賃金と公務員の給與水準との落差は、今や余りにも大きくなり過ぎておられます。従つて公務員の給與の改訂は絶対必要となつて参つておられます。でありますから、政府ではこつこつと趣旨からだと私は信じますが、ベース改訂のことを選挙中にも大きく掲げられます。又ときどきの公約もされて参つておられますが、今度は口先だけではなくして実際に合理的な改訂をなされるというお肚のうちだと私たちが御信用申上げる次第でございまして、ところが一方におきましては、政府では公務員の三割程度の首切りの問題すらすでに新聞に発表せられております。この首切りの問題とベース改訂の問題とが果して関連があるものかどうか。これをはずきり御答弁頂きたいのでございまして。若しこの二つが関連を密に持つといふようなこととでありますならば、まさに重大なことであります。私たちが考へる次第であり

ます。

一〇八五

ます。又政府はベース改訂を公言する限りは、これに伴う予算につきましてもはつきりとした見通しを持たれての上だと私たちは信じますので、公約の裏付けにつきましても、大体近き将来補正予算も組まれますようから、そういう見通しも伺いたいと思ひます。

この手続上の問題は別にいたしまして、政府のこの積極的なベース改訂に対する御方針には心から敬意を表する次第でございますが、これにつきましても、実施期日の見通しの問題、更には新ベースの水準等につきましても、さぞかし、はつきりとした、又はつきりとならないまでも、大体の御構想、御計画を持つておられるだろうと私たちは信じております。この点をお漏らし頂きたいと思ひます。現在御存じのごとく、軍拡インフレの余波を受けまして、又その余波を十分に受けない現状におきましても、すでに例えば非民主的に分断された電力会社は、すでに非民主的に電気料金的大幅値上げを国民の前に強制しようとしておりますし、国鉄の赤字は九百億、これでは運賃の値上げは必至であるというふうな噂も飛んでおります。ただでさえ低賃金に喘いでいる公務員の実情は、これを一日もゆるがせにできない事情に立至つておると私たちは考へております。そして更に十二月のベース改訂につきましても、御承知のごとく科学的な一応体系をなしておられるところの人事院の案が踏みにじられて、乱暴な政府案が押し付けられて参りました。ところが今度勤務地手当の問題につきましても、これは逆に人事院の案、あの報告案は実にいろ／＼な不合理と矛盾を包蔵しておるのでございまして、こ

れにつきましても、私たちは何とか早く合理的な最低限度の修正を期待するものでございしますが、政府はこの報告案に従ひまして、やがて地域給に對しするところの法律案を出されることだと思ひます。これは一体人事院の報告案通りのものでございまして、よいか、或いは私たちが期待して居るより、合理的に修正をした法律案を出されるおつもりでございまして、よいか。又去る十七日に報告されました。来今日まで未提出のまま二週間以上を經つておる今日、依然としてこの勤務地手当の支給地区の決定に関するところの法律案が出て参らないのは誠に残念でございます。これは端的に申しますならば、昨年八月の給與ベースの改訂に關しますところの人事院の報告以来、これに附随いたしました大事な問題として、全公務員が一年間待ちに待つて今日まで来たところの問題でございます。一体この問題につきましても未だに法案が出ないところの理由、又出ないことに對しまして何とか出そうという親心がありませんか。如何にどういふような努力を傾けられたいか。こういうことにつきましても、千葉議員の質問に對します御答弁のごとく、誠に遺憾であるというほやけた御答弁では、とても承服できないのであります。どうぞ責任のある御報告御説明をお願いしたいと思います。

時間の關係でこれだけ打切りしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【國務大臣(周東英雄)答へ、拍手】
○國務大臣(周東英雄) 森崎さんのお尋ねにお答えいたします。殊に總理に對してのお尋ねであります。便宜から代つてお答えを申し上げます。第一の總理に對するお尋ねの要點は、日米経済協力の結果、軍需産業等の協力が主になつて、自立経済ということが着かされはしないかという要點であります。この點は森崎さんの御心配に御同感でありまして、私もこれを心配し、国民もこれを心配しております。併しマーカットの証明にもありますように、又政府は絶えずこの點については注意をいたし、連絡をいたしておるのであります。今日まで現われたところ、そういうことは絶対にならないと申上げてよろしいと思ひます。殊に私も、経済の自立については、たとえいろ／＼な形において協力の形が立ちましようとも、日本国民の国内における民需を減らして、そうして国民生活の水準を上げて行くやうなことはしないという話であります。私も、私も是非そのことはそうありしめなくてはならないということに努力いたしておりますので、この點は御安心を頂きたいと思ひます。

第二の點は、私に對しての質問であります。日米経済協力の結果、どうしても物価を下げるために合理化が行われるだろう。それに対しては、すべてのしわが労働賃金に及んで、これが圧迫になるんじゃないかという御心配であります。これに對しても誠に御尤もな御心配であります。私も今日の場合におきまして労働搾取をいたして行くというつもりはございません。私も是非協力の笑を差けるために、今後日本の輸出せらるべき商品の価格というものは、國際的な価格よりも上廻らないように努力しなければならぬというところは勿論であります。

が、それに対しては、何といたしましても、日本の遅れた設備、機械の能率化、新設ということが問題でありまして、これに對しましては、特に政府は能率的な機械の購入、設備の新設に對して、見返資金等の融通等によつて、できるだけ早くこれを實現いたしたいと思つております。多少の時間的ズレが起ることは勿論であります。而もこれに對しては、マーカットの証明にもありますように、遠い地域からの原材料の輸送ということが船運賃等におきまして非常に影響を受けますので、速かに東南アジア地区の開發をいたし、その資源を開発して原料材料を日本に供給して、できる限り近い所から運賃の安いものを役立たせるようにしたいということ。この點については先ほど申しましたように、長く我が國の經濟自立のためにも、是非近い東南アジア地区の開發については政府は死力を盡す考へでありますので、こういう點はコストの引下げに十分役立つのではないかと思ひます。又差當つての問題といたしましては、国会に協賛を願つております。ニッケルの問題のごとく、これは政府が特殊なものについて輸入を直接いたしまして、これを時価にかまわず拂い下げる、こういうことには法律案の御協賛を願つております。このことも、できるだけ中間的な卸売等のマージンを少くして有効需要者にこれを拂い渡して、価格を下げる一つの現われと御承知をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、對中共貿易に對する方針ということですが、これは残念ながら表面は只今とまつております。併しお話のように政治と商売とは違つて見えて、香港を通じていろ／＼な品物が輸出輸入されております。私も……今いろ／＼な關係でまつておりますけれども、何と申しましても民族同士の間に敵對關係はないはずでありまして、日本といたしましては将来できるだけ早く何とかこの地域における貿易を伸ばすことができればよろしかろうと考へております。

それから今度の協力に對しては、發注方針の問題であります。これは私も心配をしておりますので、いろ／＼の部門々々には、日本にばら／＼に注文をされることは困りますので、これはいろ／＼と申入れておりましたが、今度マーカットの内部にもありますように、アメリカの内部におきましても、陸、海、空、ECAといふものの關係におきましての發注の統一を政策的にいたしております。我が國にいたしてもできるだけの線に沿つて、受入れる方面におきましてもできるだけの政策的には統一をいたしまして、そのものから流れ出る個々のものにつきましても、できるだけ發注の迅速を期する上から止むを得ぬと考へております。(拍手)

【國務大臣(保利茂)答へ、拍手】
○國務大臣(保利茂) お答へ申し上げます。現内閣にいたしましては、自由に民主的な労働運動の助長、殊に労働者のための労働運動の発達を希いとすれ、決してこれを弾圧するなどのいふ意圖は毛頭持たないことは、もうしばしば申し上げておる通りでございます。(拍手) 國連經濟社会理事會の御決議云々ということでは、御引用になつ

て、我が国の労働政策が非常に反動的であるかのごとき誤解を持たれておられるのでございませぬけれども、私どもは国連のその理事会において如何なる決議が行われたかという事は、公式にも非公式にも、直接にも間接にも、政府としては何らの通知を受けておられないのみならず、御承知のように、日本の現内閣の労働政策は、極左勢力によるその影響下の労働運動がどうかして労働者のために真に全權化せられることを希つて参つておることからいたしまして、さういふ御決議が行われたとは、実は私はどうして信じ得ないのでございませぬ。そういう意味からいたしまして、労働関係法の問題につきまして、私としては最も慎重に検討いたしておりますが、特に御指摘の労働基準法の問題につきましては、我が国の国民経済の消長が今後國際的信用にかかつて参ります上から申しまして、できるだけ労働条件の國際的水準を維持して参るといふことは非常に必要であると信じております。

併しながら、又日本の産業形態の実情からもこれを検討する必要があるかと存じまして、只今検討はいたしておられますけれども、未だ結論を申上げざる時期に至つていないことを御了解願いたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 答へ申上げます。

御質問の点は米価の問題と公務員の給與引上げの問題でございますが、米価は予算面につきましては私に關係がございませぬので、それを中心にお答へ申上げたいと思ひます。米価につきまして問題になつた点は、二十五年産

米で行いました特別加算額を置くか置かないか、置くとするほどの程度かという問題が第一。第二に、生産者価格が上つた場合に消費者価格を上げるかという問題であります。

第一の点の特別加算の問題につきましては、御承知の通り、私は従来米価はできるだけ國際価格に納寄せるといふ方針で進んで来たのであります。而して昨年の米価をきめます場合にございまして、パリティの上昇割合と卸売物価の状況を見ますと、パリティが常に卸売物価の相当下廻りをいたしておるのであります。そこでパリティに疑問を持ちまして、少くともパリティで米価を判定する場合には、味しなればならぬ。こういう点から、私はあえて特別加算という制度を設けたのであります。然るに今回二十六年産米の米価算定に當りまして、最近の状況では、去年とは逆に、物価指數の上昇よりもパリティ指數の上昇が非常に多いのであります。常にこの三、四カ月はパリティのほうに物価指數よりも上廻つて行つております。こういうことから考えますと、理論的に言へば、本年は特別加算をやめるべきであり、極端に言へば、やめるべきではなしに、物価指數までおろすべきではないかということも考えられるのであります。併し一旦行なつたことはなかなかやめるのはむずかしいございませぬので、この加算につきましては只今検討いたしておるのであります。

生産者の米価がどれだけになるかわかりませぬ。財政的に見ますと、生産者の米価が上れば輸入補給金が少なくなつて、歳出はそれだけ減るのであります。

ここが痛し痒しであります。米価を上げれば農家は喜びになるし、大蔵當局は輸入補給金が減るので非常に喜ぶのであります。消費者価格が上つて参ります。而して消費者価格は食糧會計の費用だけを加えて参りますと相当上るのであります。殊にこの夏の麦の値が上つて来る、米が上つて来る場合にございまして、消費者価格を上げるのが一月遅れますと、月に五十億赤字が出ます。七月から上げる、十一月から上げるという議論がございませぬが、我々は只今十月頃から上げたらどうかという考えを持つております。そういう場合にございまして、七月から上げる場合に、損をどの消費者価格に持つて行くかという問題があるのであります。これは相當な額になります。

こういう点を考えまして生産者価格と消費者価格をきめ、而もできるだけ財政に影響を及ぼさないように、即ち財政から出して行くということになりますると、今問題になつておる減税に影響をいたしますし、公務員の給與引上げに影響いたしますので、減税とか或いは公務員の給與の問題、一般財政的にできるだけ影響の少ないような点を検討して行くのであります。農林大臣、安本長官と相談申上げておるところであります。而して財政負担を緩和するために増税をしたらどうかというお話的のものを設けたらどうかというお話を申上げておられますが、私はまだアメリカな心でやつておられます臨時利得税、特別超過所得税等を日本で行うことは早過ぎる。又日本の経済の基礎を強くする上から見まして、臨時利得税等の非常特別増税はやりたくないと思つておるのであります。

次に公務員の給與改訂につきまして、口先だけではございませぬ。米価の問題が上れば、当然公務員の給與も引上げなければなりません。殊に又米価の問題がなくても、公務員は一般労働者に比べて非常に給與が低いのでございませぬから、これは何をいってもできるだけ早い機会に引上げなければならぬ。その程度につきましては、いろいろな歳出と考へ合せまして、できるだけたくさん上げるように努力いたしておるのであります。(拍手)

○政府委員(岡崎勝男君) 公務員のベース引上げにつきましては、只今大蔵大臣から申上げた通りであります。が、これについては人事院も研究中のことと思ひますが、政府としてもいろいろ資料を収集して研究はいたしております。また新ベースとか或いは実施期日を申上げる段階には達しておりませぬ。地域給につきましては、政府は先の人事院の報告をそのまま受入れることといたしまして、これを法律案として国会に提出する心組みであつたのであります。併しながら、残念ながら未だ関係方面との折衝が完了しておられませんために、只今のところ法律案を提出する運びに至つておらないのであります。今後できるだけ速かに実施しようとして、只今努力中でありませぬ。(拍手)

○副議長(三木治朗君) カニエ君の動議に御異議ございませぬか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと思ひます。カニエ君の發言を許します。

○カニエ君 私は日本社会党を代表いたしましたので、綱紀厳正に関する質問をいたしたのであります。

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○副議長(三木治朗君) カニエ君の動議に御異議ございませぬか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと思ひます。カニエ君の發言を許します。

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

○カニエ君 第一に、薪炭特別會計のあの空氣木炭であるとか冷凍木炭事件によるところの五十億円の赤字の補償であります。次いで食糧特別會計におけるところの輸送費その他の濫費であります。更には各種公団の廃止に當

つて行われましたところの火車泥的な横領その他の極悪行為により、固に處大な損害を興えた問題であります。かような国費の浪費の中には、政府が頭をよく冷やして考えなければならぬ重大問題が潜んでいると思ふのであります。(一)頭をよく冷やせ(二)自由党は公団の清算に反対か(三)呼ぶ者あり(四)それは生活に喘ぐところの労働者、農民、中小企業者に対しては、自殺者が続出するまでも苛酷な徴税をあえてする政府が、一方ではこれらの人々の血と汗の固まりであるこの税金を、湯水のように或いは浪費し、或いは横領してという事であり、而もかかる目に余る破産的な事件が続出して、いかにいかかわらず、政府はこれに処するに、臭い物に蓋をするような態度を以て臨んでいることは、誠に遺憾に堪えないのであります。そのほか問題は山積しております。昨年度、自由党政府が関係したと見られているところの事件だけでも、五井産業事件、小滝炭鉱事件、競輪続行に関するスキヤンダル、日発分断に関するスキヤンダル、四つも大きなものがあります。五井産業事件は、御承知の通り吉田首相及び現建設大臣であり自由党の新幹事長である増田甲子七氏が関係し、その裏には特高グループの暗躍までもあるという複雑怪奇なる事件であったが、これはいつの間にか、うやむやに消してしまわれ、又小滝炭鉱に対する不正融資問題では、当時の殖田法務総裁が関係したのであります。衆議院の審査特別委員会で如上に乘せて、ほんのちよつと触れただけで、そうしてはつきりとしたところの線が出てくるにもかかわらず、これ又尻切

トンボとなつたのであります。(一)国会議員が悪いのだ(二)呼ぶ者あり(三)競輪の問題に至つては單なる噂として葬り去られてしまつたのであります。これのみではございませぬ。あの日発の大疑獄でさえも、調査不十分であるといふ、本当にお役目的な証人喚問によつて、事件の確を握るといふふうなところの重要な人物の喚問もせず、そうしてお茶を濁して、奉山鳴動して鼠一匹出ずと、うそぶき、その間隙を縫つて、遂に強引に電力を九分断するといふ暴挙をあえてしたのであります。これのみではありません。最近では、極木町関電不詳事件のその後の処置は一体どうなつたのか。又海上保安庁の事件は泥沼の様相を呈して、今なお続々と検査されつたのであるであります。そして麻箱の増設をしなければならぬといふ言われおるのであります。少くとも海上保安の任に當るところの役所の高給官僚が、自分のふところを肥やすのみに専念するといふに至つては、何をか言わんやであります。この問題は、更に保安庁内部の旧軍人グループ、旧通信官僚等の醜い争いと、帝國海軍再建の運動にも連なるものであると言われているのであります。これは重大なる問題として、綱紀肅正の見地から徹底的に究明することを要求するものであります。(拍手)このよ

うな例を挙げて見ますと、恐らく二日や三日しやべり続けても盡きるものではないと私は思ふのであります。私は綱紀肅正の代表的ケースとして、第十四国会以来慎重に審議されて来た現法務総裁大橋武夫君をめぐるこの二重婚突事件を取上げ、これに徹底的にメスを入れることを要求するものであります。いわゆる二重婚突事件といわれる特調をめぐるこの不正事件は、御承知のように、昨年の十一月以来八カ月に亘つて慎重に審議を重ねて来た結果、特調伏魔殿の乱脈な経理と、これに關連するところの大橋法務總裁等の續領借証容疑の事実ありとして、次のようなところの結論を出したのであります。

特調の前身であるところの戦災復興院が、二重婚突二十五万フイットを受注能力のない足利板金に隨意契約で発注しているが、(二)それは片山内閣だ(三)と呼ぶ者あり(四)はつきりしているが、(一)足利工業の二重婚突納入は著しく遅延し、この間一旦キヤンセルになつたが、当局では使用実績のないものを(責任者はだれか)片山哲どうし(二)と呼ぶ者あり(三)強引に継続製作せしめ、而も現品の検査に當つては納入しない数量を含めて納入したことに、二千数百万円の過拂いを生じたのであります。而もこの過拂金の支拂に當つては、同社高橋事務は大橋武夫氏を通じて働きかけた形跡がある。(二)身のほどを知れ(三)呼ぶ者あり(四)その後、その過拂いが発見されるや、特調では、同社田中社長、高橋事務を招致いたしまして、この過拂代金の(二)社会党内閣はどうした(三)黙つて聞け(四)と呼ぶ者あり(五)返納方を図つて来たが、返納は遅々として進まず、二十六年四月までに七百五十万円を回収したに過ぎず、なお千五百万円を戻しておるものであります。この返納遅延の理由は種々ありますが、この返納に關係した足利工業の顧問であつた大橋武夫氏のとつた処置も相当重要な一因となつておるのであります。先づ大橋氏の關係したと思わ

れるところの主な問題は、自動車の処分と株券の処分金の金百数十万円を、当然特調に納入すべきであるものを納入しなかつたことである。而もこの問題について大橋氏は偽証の疑いが濃厚であり、その法律的、道義的、政治的責任は重大であると思ふのであります。(二)それは勝手な解釈だ(三)と呼ぶ者あり(四)このように、吉田内閣の重要な地位にある國務大臣として、而も綱紀肅正の総元締である現法務総裁の大橋武夫氏が、国会においては偽証をなし、更に又横領罪、(何)が横領罪だ(二)と呼ぶ者あり(三)政治資金規正令違反、秘決違反等の重大なる罪状を持つとの疑念を持たれるに至つては、言語道断と言ふほかはないのであります。(拍手)

(副議長退席、議長着席)

仮にこれらの事柄が刑法上有罪にならぬか無罪になるかは別といたしまして、(二)そういう無責任なことを言ひんじやない(三)呼ぶ者あり(四)道義的責任は逃れられないと思ふのであります。(二)証拠がないじやないか(三)うるさい(四)呼ぶ者あり(五)かような容疑を持つ一つ、一國の國務大臣として、而も法を司る法務総裁の地位に今なおとどまるところに、(二)恥を知れ(三)呼ぶ者あり(四)上が上であれば下これに見倣うといふところのゆえんが存するのであります。(拍手)「恥を知れ片山内閣」と呼ぶ者あり(二)このような事實は、國民をしてますます法の尊嚴を疑ひ、違法の精神を洩却する因を作るものとして、その理非を徹底的に究明して國民の前に明らかにしなければならぬのであります。我が党は勸方大衆を代表いたしまして、かかる事態を憂起したところの吉田反動内閣に対しては、その責任を

見逃すことはでき得ないのであります。(拍手)かかる見地よりいたしまして、吉田首相のこれに対する所見、これに対する処置について、又その他の事件につきましてはそれら(三)主幹大臣の所見を伺ひ、(二)片山内閣の責任はどうした(三)と呼ぶ者あり(四)今後は一銭たりとも國民の血税がかように濫費されないうよう、現吉田内閣に対し特に綱紀肅正を強く要求するものであります。(拍手)

(國務大臣片山哲退席、拍手)

○國務大臣(山崎猛著) お答えいたしました。私に対しては海上保安庁の点と極木町関電内における國鉄電車火災事件について御指摘があつたのであります。

今回の海上保安庁の不詳なる事件に對しましては、私としては誠に遺憾であり、恐縮に堪えないと考へておるのであります。(木村さん、どうしたい)「片山内閣どうした」と呼ぶ者あり(二)而して海上保安庁創設の特殊の使命から考へて参ります場合には、実に怪しからんことを起したものだと思ふをいたしておるような次第であります。今回のこの事件を契機として、海上保安庁全職員に對して綱紀の肅正を強く要請しまして、特に長たる者は率先垂範すべきことを要請し、その徹底を期しておるような次第であります。海上保安庁は申上げるまでもなく極く新しい役所でありまして、従つて各方面から系統の異なつた人々を集めており、その素質などを吟味いたして見ますれば、必ずしも優秀という者ばかりではないのであり、殊に急激な膨脹をいたして参つた關係などからして、統率上には種々困難な点があつたのが実情であり

ます。併しながら、それにもかかわら
ず、綱紀の弛緩は断じて許すこととは
できないのでありますから、今回は部内
に大異動を行いまして、人事を刷新
し、体制を整えつつある次第でありま
す。特に兎月の二十三日には、その異
動について、未だ赴任、着任せざる間
であつたのでありましたが、全
保安本部長を招集しまして、嚴重なる
訓示を與へ、長官以下百餘名一同も綱
紀の肅正につきましては固く誓い合つ
て、下部末端までこの趣意を徹底する
といふことに心構えを定めたような次
第であります。更に監察制度のごとき
も、米國のエースト・ガードの例に倣
ひまして、これを設けて、再び過ま
ぬの起らないことを期しておるような次
第なのであります。申上げるまでもな
く、不正事件に關係しました職員につ
きましては、目下可直の手にあるので
ありますから、ここに言及を差控える
のであります。可直の取調へと並行
をしまして嚴重なる処置を講じたいと
考へておる次第であります。

更に、桜木町駅構内における函鉄電
車の火災事件につきましては、先般も
この議場において事情を御報告申上げ
て置いたのであります。その後、事故
の責任については、まだ司法當局の決
定も見ていない今日でありますから、
運輸大臣といはしまして、ここに結論
を申上げるわけには参りかねますけれ
ども、今日まで、運輸當局、固有鉄道
當局、それらにおいてそれらの角
より研究もいたしておる次第でありま
すが、この過まぬの原因が、列車防護
の疎略、火災発生後の救い出しの処置
といふようなことについて十分の上
の調査をして、將來の安全を期せなけ

ればならないという狙いを付けておる
ような次第なのであります。これらの
点につきましては、平素の従事員の心
構え及び指導者の教養訓練といふよう
なものが根本でありまして、事故発生
後において、従事員の中からの自発的
に將來事故總動員をしなければなら
ぬといふような気運も盛り上つてお
り、固有鉄道におきましては安全委員
会を設置して、災害を再びせざらんこ
とを期しておるような次第でありま
す。(拍手)

〔政府委員岡崎勝男君發壇〕

○政府委員(岡崎勝男君) 只今綱紀肅
正につきまして、だん／＼のお話があ
りました。政府としてもその根本方
針については全くカニエさんと同感で
あります。それで、いろいろ言われた
中でまだ事実と確定してないものも
あります。中には事実であるものも
も無論あるのであります。政府として
は勿論眞ものに蓋をするような考へ
は毫もありませんので、疑いのあると
ころは徹底的に取調べるつもりであ
ります。但し公団とかその他の新設特別
会計とか、こういう点につきまして
は、制度そのものも、ややもすれば関
係者を誘惑するやうな傾きもあるの
でありますので、政府としてはできるだ
け速かにこういうものを阻止する方向
に向つて来たのは御承知の通りであ
ります。なお疑いのある点を徹底的に調
査し、嚴重なる処分もいたすことはこ
れは勿論であります。同時に、濫
りに清廉の人に疑いをかけてその人の
信用を故意に失墜するやうな措置は、
これは当然避けなければならぬと考へ
て、慎重にいたしております。(拍手)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつてこれより發議者に対し
趣旨説明の發言を許します。高木正夫
君。

日本固有鉄道の貨物輸送力整備増
強に関する決議案
右の議案を發議する。
昭和二十六年五月三十一日
發議者

- | | |
|-------|--------|
| 高木 正夫 | 仁田 竹一 |
| 高田 寛 | 鈴木 清一 |
| 楨竹 春彦 | 内村 清次 |
| 小西井義男 | 菊川 孝夫 |
| 岡田 信次 | 松浦 定義 |
| 村上 義一 | 前之園喜一郎 |
| 前田 稔 | 金子 洋文 |
| 山縣 勝見 | |

参議院議長佐藤尚武殿
日本固有鉄道の貨物輸送力整備
増強に関する決議
日本固有鉄道はわが國陸運の根幹
をなし、その輸送の良否はわが國産
業経済に至大なる關係を有する。最
近日本固有鉄道に対する輸送要請は
増大の一途をたどりつつあり、この
勢はわが國自立経済達成の道程
においてますます強く現われるもの

と認めらる。然るに日本固有鉄道は未
だ充分復興の域に達せず増強する輸
送要請に對し輸送力これに伴はず、
各地に積貨を生じつつある状況であ
り、これがため、荷主の損害はもと
より國民経済の全般に及ぼす影響頗
る大なるものがあると思はれる。
よつて政府は速やかに日本固有鉄
道の貨車の新造その他輸送力の整備
増強並びにこれに関する資金の確保
等必要な諸方策を実施し、わが國の
産業経済の発達に遺憾なきを期すべ
きである。
右決議する。

〔高木正夫君發壇、拍手〕
○高木正夫君 只今上程になりました
日本固有鉄道の貨物輸送力整備増強に
関する決議案につきまして、その趣旨
を極く簡潔に申上げたものと存じます。
先ず決議案を御説いたします。
日本固有鉄道の貨物輸送力整備
増強に関する決議
日本固有鉄道はわが國陸運の根幹
をなし、その輸送の良否はわが國産
業経済に至大なる關係を有する。最
近日本固有鉄道に対する輸送要請は
増大の一途をたどりつつあり、この
勢はわが國自立経済達成の道程
においてますます強く現われるもの
と認めらる。然るに日本固有鉄道は未
だ充分復興の域に達せず、増強する
輸送要請に對し輸送力これに伴わ
ず、各地に積貨を生じつつある状況
であり、これがため、荷主の損害は
もとより國民経済の全般に及ぼす影
響頗る大なるものがあると思はれる。
よつて政府は速やかに日本固有鉄
道の貨車の新造その他輸送力の整備

増強並びにこれに関する資金の確保
等必要な諸方策を実施し、わが國の
産業経済の発達に遺憾なきを期すべ
きである。
右決議する。
昭和二十五年年度の鉄道貨物輸送実績
は、關係各方面の御努力によりまし
て、一億三千六百万トンという総噸後
最高の成績を収め得たのであります。
このことは、鉄道貨物の輸送というも
のほ、あらゆる物資輸送の手段とい
しまして経済再建の根本的要素である
のみならず、同時に國民全体の消費生
活に直結いたしまして重大なる影響を
及ぼすものであるという観点からいた
しまして、誠に國家國民のために御同
慶の至りに堪えない次第であります。
併しながら、以上の実績を見たからと
申しまして、私どもは決してこれに満
足してないものであります。否、すべ
きでないと思はれるのであります。
なぜかといえば、これは朝鮮動亂を
契機とする特需及び特需誘発物資の増
加、或いは各種統制撤廃その他により
まして漸次強調を示して来ております
ところの貨物輸送要請に常に応じ切れ
ないのであります。御頭感しき積貨
を見るに至つておるからであります。
而もその積貨は月を逐うて増加の一途
を辿つておるのであります。即ち昨
年の八月には一日平均五十五万トン、
十月には百三十万トン、十二月には百
五十万トン、三月には百八十万トンで
あります。これは一日平均のことで
あります。これは一日平均のことで二
百万トンを突破する日もあるものであ
ります。過日の新聞紙におきましても
最近では二百五十万トンと稱してある次
第であるのであります。かかること

は貨物輸送上誠に由々しい問題であるのでありまして、真に私は遺憾に堪えない次第であるのであります。以上申上げました大なる滞貨のために、貨物が發送されないで駅頭で放置せられていくところの日数がだん／＼と増して参つておるのであります。甚だしいのは、田舎のほうに参りますと三十日にも及ぶことがあるのであります。この駅頭で貨車を待つておる二百萬ト

常な苦痛を受けておると存するのでありまして、更に聞きなす各種業者並びに荷主のこの苦痛というものは一層大きなものがあるという事を想像するにたかたないのであります。

手取り早い解決策をいたしましては急速に貨車の増強をするほかないと信ずるのであります。

には、或いはいまい少しこの貨車の使用効率をよくしたいらいいんじやないかとおつしやるかたもあると思うのであります。即ちこの配車技術、各駅に車を配る配車技術の向上を図るとか、或いは又貨物列車の引き不足のないようにするとか、いまい少し創意工夫をこらしてはどうかということでありまして、成るほどこれは御尤もなことであるが、是非又やつて行かなければならぬことであるが、元來我が國の配車技術その他は、昔から幸か不幸か貧乏國のいわゆるやりくり上手ということでありまして、世界各國でもその比を見ない使用効率を挙げているのであります。最近では特にその限界の輸送機関、自動車輸送或いは海運のほうに転嫁したらどうかということもあるのであります。これは一応思いつきの議論としては誠に結構であると思うのであります。實際はなかなかそう転嫁はできないのであります。先ず自動車輸送では、何分にもその單位が甚だ小さいのであります。これを転嫁するには莫大なる自動車数を要することになりまして、到底急速なる増加は望み得ないのみならず、現在のこの我が國の道路の状態では又一つの大きな隘路となるわけでありまして、又海運転移の問題であります。これも又荷物の性質の関係、即ち海運に転嫁し得ない貨物もあるものであります。又只今のよう自由経済では、運賃の関係があまりありますし、地理的關係から、港灣荷役その他小運送の關係等いろいろ、勘案いたしまする

と、なか／＼しかし簡単に行くものではないのであります。畢竟いろいろのことが考えられますが、いろいろ考えて、結局貨車新造の一途あるのみとの結論に達するのであります。

見ました。もとより詳しい計算はできませんが、昭和二十二年の六月の調査による貨物全体の数量を以ちましてその当時の貨物全体の価格を割つて見ましたその平均価格に對して、本年の三月の物価指數を掛けたものが大体一ト五萬三千六百円ということになるのであります。或いはこれを仮に五萬円といたしまして、二百萬ト

以上は現在までの実情であります。が、将来の見通しにつきましては、我が國の自立経済は万難を排してもこれは達成しなければならぬし、又更に日米経済協力の実施もあることであるのであります。我が國の生産は飛躍的に増加せねばならぬ關係からいたしまして、輸送の要請は更に／＼強くなることは恐らく何びとも疑われないところでありまして、各方面の専門家の調査を総合いたして見ますと、二十六年度においては少くとも一億四千六百萬ト、今までは約一千万ト多いわけになります。二十七年度は一億五千二百萬トを下らないだろうと、こう言われておるのであります。

右のような実情からいたしまして、國有鉄道のみにならず、政府當局においては、この際、従来のこととお茶を濁すような程度の弥縫策ではなくて、思い切つた処置をこの際とらなければ、折角軌道に乗りましたところの我が國の経済が再び後退するようになり兼ねないと思つておるのであります。然らば貨物輸送増強策如何ということになりまして、我が國有鉄道の近來著しき、皆さん御承知の通り、復興振りを進めておるのであります。また線路その他の施設等の増設とか、改良とか、不十分な点が多々あるのであります。差当りこの目前に開陳されましたところの、この難關を突破するということが最も大事なことであるのであります。それには、

以上を以ちまして、貨車新造の必要を擧げ掲げて申上げたのであります。新造するにも相当の日時がかかります。補正予算等の財政的措置を得るところの鉄道債券発行を實行に移すための政令、これにまだ出ておりませんが、政令を出せばできることになつておるのであります。こ

以上を以ちまして、貨車新造の必要を擧げ掲げて申上げたのであります。新造するにも相当の日時がかかります。補正予算等の財政的措置を得るところの鉄道債券発行を實行に移すための政令、これにまだ出ておりませんが、政令を出せばできることになつておるのであります。こ

千億円という金が廻っておるといふことになるのであります。この金利だけでも相当の額に上ります。單に便利が悪いというような簡単な問題ではないのであります。金融上多大の支障となり、又取引の円滑を欠くこと甚だしいのであります。更に物産生産上多大の障害を興ることとなりまして、延いてはインフレーションの素因ともなり、國民の消費生活にも重大なる悪影響を及ぼす結果となると存するのであります。私の手許に参つておりまする関西方面からの陳情書を見まして、約三百五十という有力会社の署名があるのであります。これは全国的に見まするといふと、恐らく数千或いは万余の有力会社並びに商社がそのために非

右のような実情からいたしまして、國有鉄道のみにならず、政府當局においては、この際、従来のこととお茶を濁すような程度の弥縫策ではなくて、思い切つた処置をこの際とらなければ、折角軌道に乗りましたところの我が國の経済が再び後退するようになり兼ねないと思つておるのであります。然らば貨物輸送増強策如何ということになりまして、我が國有鉄道の近來著しき、皆さん御承知の通り、復興振りを進めておるのであります。また線路その他の施設等の増設とか、改良とか、不十分な点が多々あるのであります。差当りこの目前に開陳されましたところの、この難關を突破するということが最も大事なことであるのであります。それには、

以上を以ちまして、貨車新造の必要を擧げ掲げて申上げたのであります。新造するにも相当の日時がかかります。補正予算等の財政的措置を得るところの鉄道債券発行を實行に移すための政令、これにまだ出ておりませんが、政令を出せばできることになつておるのであります。こ

以上を以ちまして、貨車新造の必要を擧げ掲げて申上げたのであります。新造するにも相当の日時がかかります。補正予算等の財政的措置を得るところの鉄道債券発行を實行に移すための政令、これにまだ出ておりませんが、政令を出せばできることになつておるのであります。こ

以上を以ちまして、貨車新造の必要を擧げ掲げて申上げたのであります。新造するにも相当の日時がかかります。補正予算等の財政的措置を得るところの鉄道債券発行を實行に移すための政令、これにまだ出ておりませんが、政令を出せばできることになつておるのであります。こ

の政令を出すか、いずれか早い方法に
よりまして、在再日を送ることなく急
速にこれが整備充足を図られんこと
を、私どもは同感同慶の士と共に政府
に對して切に希望する次第である
のでありまして、又議員各位におかれ
ましては以上の事情をよく御察察頂き
まして、何とぞ本提案に對しまして満
場一致を以て御賛同賜わらんことを切
にお願ひ申上げまして、私の提案理由
の説明を終りたいと存じます。有難う
ございました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本決議案の採決をい
たします。本決議案に賛成の諸君の起
立を求めます。
(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま
す。よつて本決議案は可決せられまし
た。

只今の決議に對し運輸大臣より発言
を求められました。山崎運輸大臣。

(國務大臣山崎猛君登壇、拍手)
○國務大臣(山崎猛君) 只今、日本国
有鐵道の輸送力の増強に關しまして、
誠に時宜を得た適切な御決議がありま
した。が、鐵道輸送力増強の必要性は御
懸念の通りでありまして、政府といた
しまして、我が田産業經濟發展の上
から是非ともこの輸送を完遂すべく、
車両の増備、要員の確保、施設の増
強、電化の促進等、各般の措置を強力に
推し進めなければならぬと考へ、す
でに種々具體策を検討中であるのでご
ざいます。併しこれがためには相當の
予算、資金を必要とするのでありまし
て、この点につきましても種々研究中
であります。更に陸海の輸送分野につ
きましても、本来海送によるべきもの

が陸送に転移されているものを見受け
られる実情に鑑みまして、適宜合理的
な調整を図りたいと考へております。
以上只今の御討議に對しまして政府
の所信を述べた次第であります。が、国
会におかれまして今後とも御支援を頂
きたいと考へる次第であります。(拍
手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に
追加して、現業職員の特別俸給表制定
に關する決議案(千葉信君外十名決議)
(委員会審査略要求事件)を議題とす
ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないもの
と認めます。本決議案につきましては
千葉信君外十名より本委員会審査省略
の要求書が提出されております。決議
者要求の通り委員会審査を省略し、直
ちに本決議案の審議に入ることに御異
議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつてこれより決議案に對し
懸念説明の発言を許します。千葉信
君。

現業職員の特別俸給表制定に關す
る決議案
右の議案を決議する。
昭和二十六年六月一日
決議者
千葉 信 木村福八郎
堀 風琴 紅澤 みつ
佐々木良作 新谷寅三郎
大野 幸一 森崎 隆
木下 源吉 水橋 藤作
加藤 武徳
参議院議長佐藤尚武殿

現業職員の特別俸給表制定に關
する決議
郵政、電通、厚生、建設、農林等
の現業職員は、現在一般職員と同一
の俸給表を適用せられては、現業
は多く晝夜を分たず運行せられる
複雑な職務であり、且つ特殊の技能
の習熟を要するため職員が永く同一
職務に従事することが必要である。
然るに現行制度は右特殊性に合致
しないばかりでなく、同一職務に永
く留ると級の昇格をしない限り給料
が頭打となり、現に郵政、電通等は
の該当者が職員の二七％にも達し、
志気及び勤勞意欲を著しくそそぐさ
せ事業の効率に大きな悪影響をもた
らす虞があるのは、まことに憂心に
堪えない。よつて本院はこの際現業
職員に對しては他の一般職員と異な
る特別俸給表を制定し速やかにこれ
が実施を図るよう特に政府に要望す
るものである。
右決議する。

〔千葉信君登壇、拍手〕
○千葉信君 私は今上程せられまし
た現業職員の特別俸給表制定に關する
各派共同提出決議案の提案理由を御説
明申上げます。
先ず案文を朗讀いたします。
現業職員の特別俸給表制定に關
する決議案

郵政、電通、厚生、建設、農林等の
現業職員は、現在一般職員と同一の
俸給表を適用せられては、現業
は多く晝夜を分たず運行せられる複
雑な職務であり、且つ特殊の技能の
習熟を要するため、職員が永く同一
職務に従事することが必要である。
然るに現行制度は右特殊性に合致
しないばかりでなく、同一職務に永
く留ると級の昇格をしない限り給料
が頭打となり、現に郵政、電通等は
の該当者が職員の二七％にも達し、
志気及び勤勞意欲を著しくそそぐさ
せ事業の効率に大きな悪影響をもた
らす虞があるのは、まことに憂心に
堪えない。よつて本院はこの際現業
職員に對しては他の一般職員と異な
る特別俸給表を制定し速やかにこれ
が実施を図るよう特に政府に要望す
るものである。
右決議する。

本決議案の提案の理由として、次の
三点を私は強調したいのであります。
先ず第一の理由は、現在、郵政、電
通、厚生、農林、建設等の現業職員
は、一般職に屬する公務員として、一
般俸給表の適用を受けておられるけ
れども、本来は、その職務の状態から
すれば、むしろ公共企業体職員との均
衡上から考慮されて然るべきであるに
かかわらず、他の一般行政職と同じ枠
内に扱われておるために、いろいろの
不利益、不都合を生じておる。而も同
じ一般職である警察、税務等は、特別
俸給表による待遇を與えられており、
何ともしもこれら現業職員に對して
は片手落ちのそしりを免れないと言わ
ざるを得ないのであります。

理由の第二は、私ども人事委員会の
調査によりますれば、公務員の一般的
な中堅と言われる七級職の職員を調べ
て見ますと、一般事務官庁にあつて
は、その年齢構成は二十八歳乃至三十
九歳であります。が、現業である郵
政、電氣通信等の場合には、三十五歳
乃至三十六歳の者が大多数を占めてお
る。そしてその勤続年数は、前者は

八年乃至九年であるのに、後者は十七
年平均である。勿論この差別は、一方
は、大学、高等等を出ておるといふ事
情、一方は、小、中学校卒業が大多数
を占めておるといふ學歷がこの現象を
生んだ大きな原因でもありますが、
何ともしも現在の職務の級の格付基準
が、主として一般事務官庁の実情に即
応せしむる考慮に因つて過ぎて、學歷
の高い者のみ有利な結果を生じておる
のであります。このために殆んど専
門的な知識技能を必要とする通信現業
等の職員が永年に亘つて同一職務の
職務に従事しなければならぬ事実を
考慮しますならば、明らかに學歷偏
重のこの方針は、郵政或いは電通、厚
生等にあつては例外的措置が必要にな
るゆゑでございまして、而も専門的職
種に従事しておることから起つて来る
最も大きな不利な條件は、長く同一職
務に勤続しておるために、職務の級の
定員数がいつでも溢れて、頭がつか
える。つまり俸給の頭打ちの現象が特に
多くなるというところであります。各級
ごとの幅の狭い一般俸給表で資格條件
を押えられるために、職務の級が上ら
ない限り何年でも昇給を押えられ、
この頭打ちの憂き目を見て昇給をいつ
までも押えられておる人員は、郵政の
場合には総人員の二割五分、六万三千
四百八十八人、電通の場合には総人員の三
割、四万二千六百六十一人、計十万余
千六百九十九人が、幾ら働いても昇給は
一切見送り、指をくわえて同僚や他官庁
の昇給を眺めていなければならぬとい
う実情であります。これでは現業事務
の電氣化を口にする者があつたら
ナンセンスであります。これらごと
とくが一般俸給表を現業官庁に押付け

八年至九年であるのに、後者は十七
年平均である。勿論この差別は、一方
は、大学、高等等を出ておるといふ事
情、一方は、小、中学校卒業が大多数
を占めておるといふ學歷がこの現象を
生んだ大きな原因でもありますが、
何ともしも現在の職務の級の格付基準
が、主として一般事務官庁の実情に即
応せしむる考慮に因つて過ぎて、學歷
の高い者のみ有利な結果を生じておる
のであります。このために殆んど専
門的な知識技能を必要とする通信現業
等の職員が永年に亘つて同一職務の
職務に従事しなければならぬ事実を
考慮しますならば、明らかに學歷偏
重のこの方針は、郵政或いは電通、厚
生等にあつては例外的措置が必要にな
るゆゑでございまして、而も専門的職
種に従事しておることから起つて来る
最も大きな不利な條件は、長く同一職
務に勤続しておるために、職務の級の
定員数がいつでも溢れて、頭がつか
える。つまり俸給の頭打ちの現象が特に
多くなるというところであります。各級
ごとの幅の狭い一般俸給表で資格條件
を押えられるために、職務の級が上ら
ない限り何年でも昇給を押えられ、
この頭打ちの憂き目を見て昇給をいつ
までも押えられておる人員は、郵政の
場合には総人員の二割五分、六万三千
四百八十八人、電通の場合には総人員の三
割、四万二千六百六十一人、計十万余
千六百九十九人が、幾ら働いても昇給は
一切見送り、指をくわえて同僚や他官庁
の昇給を眺めていなければならぬとい
う実情であります。これでは現業事務
の電氣化を口にする者があつたら
ナンセンスであります。これらごと
とくが一般俸給表を現業官庁に押付け

八年至九年であるのに、後者は十七
年平均である。勿論この差別は、一方
は、大学、高等等を出ておるといふ事
情、一方は、小、中学校卒業が大多数
を占めておるといふ學歷がこの現象を
生んだ大きな原因でもありますが、
何ともしも現在の職務の級の格付基準
が、主として一般事務官庁の実情に即
応せしむる考慮に因つて過ぎて、學歷
の高い者のみ有利な結果を生じておる
のであります。このために殆んど専
門的な知識技能を必要とする通信現業
等の職員が永年に亘つて同一職務の
職務に従事しなければならぬ事実を
考慮しますならば、明らかに學歷偏
重のこの方針は、郵政或いは電通、厚
生等にあつては例外的措置が必要にな
るゆゑでございまして、而も専門的職
種に従事しておることから起つて来る
最も大きな不利な條件は、長く同一職
務に勤続しておるために、職務の級の
定員数がいつでも溢れて、頭がつか
える。つまり俸給の頭打ちの現象が特に
多くなるというところであります。各級
ごとの幅の狭い一般俸給表で資格條件
を押えられるために、職務の級が上ら
ない限り何年でも昇給を押えられ、
この頭打ちの憂き目を見て昇給をいつ
までも押えられておる人員は、郵政の
場合には総人員の二割五分、六万三千
四百八十八人、電通の場合には総人員の三
割、四万二千六百六十一人、計十万余
千六百九十九人が、幾ら働いても昇給は
一切見送り、指をくわえて同僚や他官庁
の昇給を眺めていなければならぬとい
う実情であります。これでは現業事務
の電氣化を口にする者があつたら
ナンセンスであります。これらごと
とくが一般俸給表を現業官庁に押付け

八年至九年であるのに、後者は十七
年平均である。勿論この差別は、一方
は、大学、高等等を出ておるといふ事
情、一方は、小、中学校卒業が大多数
を占めておるといふ學歷がこの現象を
生んだ大きな原因でもありますが、
何ともしも現在の職務の級の格付基準
が、主として一般事務官庁の実情に即
応せしむる考慮に因つて過ぎて、學歷
の高い者のみ有利な結果を生じておる
のであります。このために殆んど専
門的な知識技能を必要とする通信現業
等の職員が永年に亘つて同一職務の
職務に従事しなければならぬ事実を
考慮しますならば、明らかに學歷偏
重のこの方針は、郵政或いは電通、厚
生等にあつては例外的措置が必要にな
るゆゑでございまして、而も専門的職
種に従事しておることから起つて来る
最も大きな不利な條件は、長く同一職
務に勤続しておるために、職務の級の
定員数がいつでも溢れて、頭がつか
える。つまり俸給の頭打ちの現象が特に
多くなるというところであります。各級
ごとの幅の狭い一般俸給表で資格條件
を押えられるために、職務の級が上ら
ない限り何年でも昇給を押えられ、
この頭打ちの憂き目を見て昇給をいつ
までも押えられておる人員は、郵政の
場合には総人員の二割五分、六万三千
四百八十八人、電通の場合には総人員の三
割、四万二千六百六十一人、計十万余
千六百九十九人が、幾ら働いても昇給は
一切見送り、指をくわえて同僚や他官庁
の昇給を眺めていなければならぬとい
う実情であります。これでは現業事務
の電氣化を口にする者があつたら
ナンセンスであります。これらごと
とくが一般俸給表を現業官庁に押付け

八年至九年であるのに、後者は十七
年平均である。勿論この差別は、一方
は、大学、高等等を出ておるといふ事
情、一方は、小、中学校卒業が大多数
を占めておるといふ學歷がこの現象を
生んだ大きな原因でもありますが、
何ともしも現在の職務の級の格付基準
が、主として一般事務官庁の実情に即
応せしむる考慮に因つて過ぎて、學歷
の高い者のみ有利な結果を生じておる
のであります。このために殆んど専
門的な知識技能を必要とする通信現業
等の職員が永年に亘つて同一職務の
職務に従事しなければならぬ事実を
考慮しますならば、明らかに學歷偏
重のこの方針は、郵政或いは電通、厚
生等にあつては例外的措置が必要にな
るゆゑでございまして、而も専門的職
種に従事しておることから起つて来る
最も大きな不利な條件は、長く同一職
務に勤続しておるために、職務の級の
定員数がいつでも溢れて、頭がつか
える。つまり俸給の頭打ちの現象が特に
多くなるというところであります。各級
ごとの幅の狭い一般俸給表で資格條件
を押えられるために、職務の級が上ら
ない限り何年でも昇給を押えられ、
この頭打ちの憂き目を見て昇給をいつ
までも押えられておる人員は、郵政の
場合には総人員の二割五分、六万三千
四百八十八人、電通の場合には総人員の三
割、四万二千六百六十一人、計十万余
千六百九十九人が、幾ら働いても昇給は
一切見送り、指をくわえて同僚や他官庁
の昇給を眺めていなければならぬとい
う実情であります。これでは現業事務
の電氣化を口にする者があつたら
ナンセンスであります。これらごと
とくが一般俸給表を現業官庁に押付け

八年至九年であるのに、後者は十七
年平均である。勿論この差別は、一方
は、大学、高等等を出ておるといふ事
情、一方は、小、中学校卒業が大多数
を占めておるといふ學歷がこの現象を
生んだ大きな原因でもありますが、
何ともしも現在の職務の級の格付基準
が、主として一般事務官庁の実情に即
応せしむる考慮に因つて過ぎて、學歷
の高い者のみ有利な結果を生じておる
のであります。このために殆んど専
門的な知識技能を必要とする通信現業
等の職員が永年に亘つて同一職務の
職務に従事しなければならぬ事実を
考慮しますならば、明らかに學歷偏
重のこの方針は、郵政或いは電通、厚
生等にあつては例外的措置が必要にな
るゆゑでございまして、而も専門的職
種に従事しておることから起つて来る
最も大きな不利な條件は、長く同一職
務に勤続しておるために、職務の級の
定員数がいつでも溢れて、頭がつか
える。つまり俸給の頭打ちの現象が特に
多くなるというところであります。各級
ごとの幅の狭い一般俸給表で資格條件
を押えられるために、職務の級が上ら
ない限り何年でも昇給を押えられ、
この頭打ちの憂き目を見て昇給をいつ
までも押えられておる人員は、郵政の
場合には総人員の二割五分、六万三千
四百八十八人、電通の場合には総人員の三
割、四万二千六百六十一人、計十万余
千六百九十九人が、幾ら働いても昇給は
一切見送り、指をくわえて同僚や他官庁
の昇給を眺めていなければならぬとい
う実情であります。これでは現業事務
の電氣化を口にする者があつたら
ナンセンスであります。これらごと
とくが一般俸給表を現業官庁に押付け

ておることから起る矛盾と不合理の結論であります。

理由の第三といたしましては、一般事務官庁における職員の格付けの要素は、主として、第一に職務の複雑困難性を評価する基準として、その職務遂行に必要とされる学歴経験等の一般的な素質、第二に責任の度合を評価する基準として、管理者又は監督者としての責任の二点を取上げて、これにより職務の級が定められております。然るに郵政、電通現業職員等の場合、殊に電信作業に従事する者等にありましては、直接通信内容の伝達に關し、複雑微妙な機器と符号とを駆使してこれに當る困難な精神労働であります。故に、労働者としての個人責任、労働の強度と不規則、作業環境という点も格付けの重要な要素として考慮されなければならず、又現業管理者にありましては、一般行政的な監督責任のほか、企業の経営責任分担者としての責任、労働管理上の困難性などを考慮する必要があるのであります。

これら現業特有の諸要素は当然本俸に加味されるべきものでありますけれども、現在には僅かに零細な特殊勤務手当で若干考慮されているに過ぎない実情でありまして、この点は給與の本質に鑑みても、このまま放置されるべきものではなく、現実には即した俸給表を制定する必要があり得るけれども、以上の要素は現業職員の場合だけに限られるものであるから、一般俸給表における格付けの要素として取上げるよりは、むしろ特別俸給表を以て考慮することが最も妥当であることは議論の余地がないのであります。

以上の諸点から、この際、政府としては、特に人事院当局の良識ある措置によつて、郵政、電通を主とする現業職員に對して特別俸給表の設定を一日も早く実現せられることを望むるのであります。

最後に一言したいことは、その作業の狀態から言ひましても、いつになるか見通しの立たない職階制度或いは給與準則への切替を理由として、問題をすりかえるがごときことをやめて、現下必至の情勢にあるところの給與ペーシスの引上げに際して、すなわちこの決議に従わんことを特に政府に要請いたしまして、私の提案理由の説明を終るものであります。

何とぞ満堂の御賛成をお願いする次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告いたします。

(海保参事朗読) 本日議員油井賢太郎君外十二名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

国民金融公庫の拡充強化に関する決議案

本日委員長から左の報告書を提出した。

農林物産規格法の一部を改正する法律案可決報告書

モーターボート競走法案可決報告書

北上川開港法案可決報告書

戦傷病者等対策審議会設置法案可決報告書

電話設備費負担臨時措置法案可決報告書

植物防疫法の一部を改正する法律案可決報告書

可決報告書

修正議決報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国民金融公庫の拡充強化に関する決議案(油井賢太郎君外十二名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては油井賢太郎君外十二名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の採決に入ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。油井賢太郎君。

国民金融公庫の拡充強化に関する決議案

右の議案を發議する。

昭和二十六年六月二日

油井賢太郎 山崎 恒

木内 四夫 岡崎 眞一

九鬼紋十郎 森 大八三

小宮山登吉 佐多 忠隆

杉山 昌作 木村嘉八郎

松永 義雄

国民金融公庫の拡充強化に関する決議案

零細事業資金が極度にひつ迫して

る決議

国民金融公庫は、

政府が、国民金融公庫の機能を拡充

強化するため、すみやかに次の措置

をとり、もつて国民大衆の生活の安

定を期すべきことを強く要請する。

一、公庫の資本金を五十億円増加

し、貸出資金の充実を図ること。

二、公庫に對し資金運用部等からの

借入の途をひろくこと。

三、公庫の役員員の国家公務員たる身分制限を撤廃し、勤務條件の改善等により事務能率の向上を図ること。

右決議する。

に借入金による資金の充実にこれ又必要となつて参るのであります。これがため資金運用部資金等の借入の途を開くべきであると存するのであります。

第三点といたしましては、公庫の事務能率を高めて、その機能の強化を図りますため、公庫の役員員の国家公務員たる身分を廃止することを要望いたす次第であります。現在公庫の役員員の身分は国家公務員とされ、その給与は、一割の特別手当を除きましては、一般職の国家公務員と全く同一であり、又国家公務員にありませぬ恩給制度も適用されておられません。更に旅費につきましても国家公務員と同様でありますため、貸出調査及び貸付金の回収のための勤務地内出張の場合も、一律に八十円の日当しか支給されません。このように、公庫の職員の職務の特殊性を無視いたしまして、国家公務員の一律の身分取扱をいたしておりましたため、種々の不合理な結果を生じ、事務能率を著しく阻害してある実情であります。このような現状を根本的に改善いたしますためには、公庫の役員員の身分を国家公務員から外して、公庫予算の範囲内で、その職務の内容と責任とに応じて、民間の給与及び旅費を条件を考慮して適当な給与及び旅費を支給し得ることとする必要があると考へるのであります。

以上三点的の実現につきまして政府の積極的な努力を強く要請する次第であります。

何とぞ中小企業の維持振興と国民大衆生活の安定擁護のため、この決議案に御賛成あらんことを切にお願い申上

げまして、提案の趣旨の説明を終りませぬ。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第八、税理士法案(衆議院提出)、日程第九、商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小出清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
税理士法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月二十八日
衆議院議長 林 謙治

参議院議長佐藤尚武殿
税理士法案
目次
第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 税理士試験(第五條―第十七條)
第三章 登録(第十八條―第二十九條)

第四章 税理士の権利及び義務(第三十條―第四十三條)
第五章 税理士の責任(第四十四條―第四十八條)
第六章 雑則(第四十九條―第五十七條)
第七章 罰則(第五十七條―第六十三條)

附則
第一章 総則
(税理士の職業)
第一條 税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたへ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。

(税理士の業務)
第二條 税理士は、他人の求に依り、所得税、法人税、相続税、富徴税、附加価値法、市町村民税、固定資産税、事業税、特別所得税又は政令で定めるその他の租税(以下「租税」といふ)に關し左に掲げる事務を行うことを業とする。(以下この業務を「税理士業務」といふ。)

一 申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立、過誤納金の還付の請求その他の事項(訴訟を除く)につき代理すること。(以下この事務を「税務代理」といふ。)

二 申告書、申請書、請求書その他税務官公署(税関官署を除く。以下同じ)に提出する書類を作成すること。(以下この事務を「職務書類の作成」といふ。)

三 第一号に規定する事項につき相談に応ずること。(以下この事務を「税務相談」といふ。)

(税理士の資格)
第三條 左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。
但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に国税(関税及びとん税を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ)若しくは地方税又は会計に関する事務に従事した期間が通算して二年以上なることを必要とする。

一 弁護士
二 公認会計士
三 税理士試験に合格した者
四 第七條又は第八條の規定による税理士試験の免除科目が第六條に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

2 弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)第七條第一項又は第二項の規定により同法第三條に規定する事務を行うことができる者及び公認会計士法(昭和二十三年法律第三十号)第十六條の第二項の規定により同法第二條に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、それぞれ弁護士及び公認会計士とみなす。

(欠格事項)
第四條 左の各号の一に該当する者は、前條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。
一 未成年者
二 禁治産者及び准禁治産者
三 破産者で復権を得ないもの
四 国税若しくは地方税に關する法令、この法律又は旧税務代理

士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの
五 国税若しくは地方税に關する法令、この法律若しくは旧税務代理士法の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)において準用する法律第二十二号)において準用する場合を含む)若しくは関税法(明治三十二年法律第六十一号)(噸税法(明治三十二年法律第八十八号)において準用する場合を含む)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く)を受け、た者で、それぞれその刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの
六 国税又は地方税に關する法令、この法律及び旧税務代理士法以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
七 懲戒処分により、税理士の登録を取り消され、若しくは税務代理士の許可を取り消され、又は税務代理士会から退会処分を受けた者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

八 懲戒処分により、国若しくは地方公共団体の職員を免職(罷免その他免職に相当する処分を含む。)され、弁護士会から除名され、公認会計士の登録をまつ消され、計理士の業務を禁止され、若しくはその登録をまつ消され、弁理士の業務を禁止され、司法書士の認可を取り消され、又は行政書士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

九 税理士の登録の申請を却下された者のうち第二十二條第四項の規定に該当する者又は第二十五條第一項の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

第二章 税理士試験

(受験資格)
第五條 左の各号の一に該当する者は、税理士試験を受けることができる。

- 一 計理士、会計士補及び会計士補となる資格を有する者
- 二 税務官公署における事務又は国税若しくは地方税に関するその他の行政事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 三 行政機関において政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 四 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人において政

令で定める貸付その他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む。)に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

五 法人(国又は地方公共団体の特別会計を含む。)又は事業を営む個人の政令で定める会計に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

六 税理士、税務代理人、弁護士、公認会計士又は計理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

七 弁理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者

八 司法書士又は行政書士の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

九 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校(以下「大学等」という。)を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの

十 司法試験第二次試験又は高等試験本試験に合格した者

十一 税理士試験委員が法律学又は経済学に関する二以上の学識を有するものと認定した者

2 前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務の二以上に従事した者は、それぞれ当該事務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの事務又は業務の二以上に従事した期間を計算した場合に、その期間が十年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3 前二項の規定の適用については、第一項第二号から第八号までに規定する事務又は業務に類する事務又は業務として税理士試験委員の認定を受けた事務又は業務は、それぞれ同項第二号から第八号までに規定する事務又は業務とみなす。

4 第一項第十一号又は前項に規定する税理士試験委員の認定を受ける手続については、大蔵省令で定める。

(試験の目的及び試験科目)

第六條 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用力を有するかどうかを判定することを目的とし、左に掲げる科目について行つ。

- 一 所得税法、法人税法、相続税法、富徴税法、国税徴収法、地方税法のうち附加価値税に関する部分及び地方税法のうち固定資産税に関する部分(以下「税法」という。)のうち受験者の選択する三科目。但し、所得税法又は法人税法のいずれか一科目を必ず選択しなければならぬ。
- 二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論(以下「会計学」という。)
- 三 法律学(以下「法律学」という。)

目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

第八條 左の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 大学等において法律学又は財政学に属する科目の教授、助教又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び法律学又は財政学に属する科目の研究により学位を授与された者については、税法に属する科目

二 大学等において商学に属する科目の教授、助教又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び商学に属する科目の研究により学位を授与された者については、会計学に属する科目

三 会計士補及び会計士補となる資格を有する者については、会計学に属する科目

四 計理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、会計学に属する科目

五 所得税、法人税、相続税若しくは富徴税の賦課又は国税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

七 附加価値税若しくは固定資産税の賦課又は地方税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、税法に属する科目

八 前号に掲げる事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

九 地方税に関する行政事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務にもつばら従事した期間が五年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

2 前項第一号、第二号又は第四号から第九号までに規定する職、業務又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職、業務又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職、業務又は事務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職、業務又は事務の二以上に従事した期間を計算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第七号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するもののみを免除する他の事務に従事した期間を通算することができないものとする。

(受験手数料)
第九條 税理士試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験

手数料は、税理士試験を受けなかつた場合においても還付しない。
(合格の取消等)

第十條 税理士試験委員は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けた者として、又は合格の決定を取り消すことができる。
2 税理士試験委員は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができな

いものとする。この期間を定むるは、当該試験に合格したことを証する證書を授與する。
2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。
(試験の執行)
第十二條 税理士試験は、税理士試験委員が行う。
2 税理士試験は、毎年一回以上行

ふ。
(税理士試験委員)
第十三條 国税庁に税理士試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。
2 試験委員は、税理士試験の執行に関する事項その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。
3 試験委員は、委員長及び常任委員二人をもつて組織する。

4 税理士試験を行う場合には、税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、臨時委員十五人以上を試験委員に加えることができる。
5 委員長及び常任委員は、租税に

関し学識経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。
6 臨時委員は、税理士試験を行うのうちに必要なる学識経験のある者のうちから試験委員が推薦した者について、大蔵大臣が任命する。
7 委員長は、試験委員を代表し、その職務を総括する。
8 試験委員の事務に関する決定は、委員長及び常任委員の過半数の議決による。但し、税理士試験の問題の作成及び採点は、試験委員の定めるところにより、委員長、常任委員及び臨時委員が分担して行

ふ。
(委員長等の任期)
第十四條 委員長及び常任委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
2 臨時委員は、税理士試験の執行ごとに任命し、その職務が終了したときは、退任するものとする。
(委員長等の勤務)
第十五條 委員長、常任委員及び臨時委員は、非常勤とする。
(試験委員の庶務)
第十六條 試験委員の庶務は、国税庁長官官房においてつかさどる。
(試験の細目)
第十七條 この法律に定めるものの外、税理士試験の受験に関する細目については、大蔵省令で定める。

第三章 登録
(登録)
第十八條 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、事務所所在その他大蔵省令で定める事項の登録を受けなければならない。
第十九條 税理士名簿は、国税庁に備える。
2 税理士名簿の登録は、国税庁長官が行う。
(変更登録)
第二十條 税理士は、第十八條の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。
(登録の申請)
第二十一條 第十八條の規定による登録を受けようとする者は、大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書を、その住所を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本二通を添附するものとし、税務署長は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地を管轄する市町村(特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。)及び都道府県の長に送付するものとする。
(登録に関する決定)
第二十二條 国税庁長官は、前條第一項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、且つ、第二十四條各号の規定に該当しない者であると認めるときは、税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同條各号の一に該当する者であると認めるときは当該登録の申請を却下しなければならない。
2 国税庁長官は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者に

その旨を通知して、相滞の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を與えなければならない。
3 国税庁長官は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは、当該申請者に税理士証を交付し、同項の規定により登録の申請を却下するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。
4 国税庁長官は、第一項の規定により登録の申請を却下する場合において、当該申請者が登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前條第一項の規定による登録申請書を提出した者であるときは、前項の規定による通知の書面においてその旨を明らかにしなければならない。
(国と地方公共団体との間の通知)
第二十三條 市町村及び都道府県の長は、第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は第二十四條各号の一に該当する者であると認めるときは、その事実を国税庁長官に通知しなければならない。
2 国税庁長官は、前條第一項の規定により登録の申請を却下したときは、その旨を当該申請者の住所地を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。
(登録拒否事由)
第二十四條 左の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。
一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、計理士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停

止された者で、現にその処分を受けているもの
二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。)についている者
三 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとして、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
四 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
五 心身の故障により税理士業務を行ふことが適正を欠く虞がある者
六 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に附らし税理士としての適格性を欠く者
(登録の取消)
第二十五條 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。
2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

その旨を通知して、相滞の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を與えなければならない。
3 国税庁長官は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは、当該申請者に税理士証を交付し、同項の規定により登録の申請を却下するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。
4 国税庁長官は、第一項の規定により登録の申請を却下する場合において、当該申請者が登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前條第一項の規定による登録申請書を提出した者であるときは、前項の規定による通知の書面においてその旨を明らかにしなければならない。
(国と地方公共団体との間の通知)
第二十三條 市町村及び都道府県の長は、第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は第二十四條各号の一に該当する者であると認めるときは、その事実を国税庁長官に通知しなければならない。
2 国税庁長官は、前條第一項の規定により登録の申請を却下した場合において、当該申請者が登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。
2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

止された者で、現にその処分を受けているもの
二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。)についている者
三 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとして、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
四 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
五 心身の故障により税理士業務を行ふことが適正を欠く虞がある者
六 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に附らし税理士としての適格性を欠く者
(登録の取消)
第二十五條 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。
2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

止された者で、現にその処分を受けているもの
二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。)についている者
三 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとして、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
四 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
五 心身の故障により税理士業務を行ふことが適正を欠く虞がある者
六 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に附らし税理士としての適格性を欠く者
(登録の取消)
第二十五條 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。
2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

止された者で、現にその処分を受けているもの
二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。)についている者
三 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとして、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
四 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
五 心身の故障により税理士業務を行ふことが適正を欠く虞がある者
六 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に附らし税理士としての適格性を欠く者
(登録の取消)
第二十五條 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。
2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(登録のまつ消)

第二十六條 国税庁長官は、税理士が左の各号の一に該当することとなつたときは、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
二 死亡したとき。
三 第四條第二号から第六号まで又は第八号の一に該当することとなつたとき。

四 前條第一項の規定による登録の取消又は第四十五條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による登録の取消の処分が確定したとき。

2 税理士が前項第一号から第三号までの一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を国税庁長官に届け出なければならない。

(登録及び登録のまつ消の公告)

第二十七條 国税庁長官は、税理士の登録をしたとき、及び当該登録をまつ消したときは、遅滞なくその旨及び登録をまつ消した場合にその事由を官報をもつて公告しなければならない。

(税理士証票の返還)

第二十八條 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を国税庁長官に返還しなければならない。税理士が第四十三條の規定に該当することとなつた場合又は第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第四十六條第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受け当該処分が確定した場合においても、また同様とする。

2 国税庁長官は、前項後段の規定

に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、税理士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第二十九條 この法律に定めるものの外、登録の手続、登録のまつ消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関する細目については、大蔵省令で定める。

第四章 税理士の権利及び義務

(代理の権限の明示)
第三十條 税理士は、税務代理をする場合においては、その行為について代理の権限を有することを明示する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(特別の委任を要する事項)
第三十一條 税理士は、税務代理をする場合において、左に掲げる行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

- 一 再調査若しくは審査の請求、異議の申立又は訴訟の取次
二 過課納税金の還付の請求及びその受領
二 代理人の選任

(税理士証票の提示)

第三十二條 税理士は、税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面接するときは、税理士証票を提示しなければならない。

(署名押印の義務)

第三十三條 税理士は、税務代理をする場合において、租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して税務官公署に提出するときは、当該書類に署名押印しなければならない。この場合において、当該書類が租税の課税標

準若しくは税額に関する申告書又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十六條若しくは第三十六條の二若しくは法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十六條の三の規定による金額の還付の請求に関する書類であるときは、当該書類には、あわせて本人が署名押印しなければならない。

2 税理士は、税務書類の作成をしたときは、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨を附記しなければならない。この場合において、当該税理士が弁護士又は公認会計士であるときは、弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である旨を附記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

5 第一項後段の規定は、法人税法第二十五條の二又は地方税法第四十條の規定(法人の代表者等の自署押印)の適用を妨げるものと解してはならない。

(調査の通知)
第三十四條 税務官公署の当該職員は、青色申告書の提出を認められている者について、当該申告書に係る租税に關しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に關し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項において「青色申告書」とは、所得税法第二十六條の三第一項、法人税法第二十五條第一項又は地方税法第五十二條第一項に規定する申告書をいう。

(意見の聴取)

第三十五條 国税庁協議団又は国税局協議団の協議官は、所得税法、法人税法、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)又は賞与税法(昭和二十五年法律第七十四号)の規定による審査の請求に係る事案について調査する場合において、当該審査の請求に關し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に關し意見を述べる機会を與えなければならない。

(脱税相談の禁止)
第三十六條 税理士は、脱税につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)
第三十七條 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十八條 税理士は、正当な理由がなくして、税理士業務に關して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(報酬の制限)

第三十九條 税理士は、何らの名義をもつてするを問はず、税理士業務に關し、国税庁長官が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

ち地方税に關するものの額を定めるときは、地方財政委員会に協議しなければならない。

(事務所設置の義務)

第四十條 税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士は、税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。但し、特に必要がある場合において、大蔵省令で定める手続により国税庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(帳簿作成の義務)
第四十一條 税理士は、税理士業務に關して帳簿を作成し、左の各号に掲げる事務の区分に應じて当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 税務代理 一件ごとに、委託者の住所及び氏名又は名称、委託を受けた年月日、事件の要領及びその心末、報酬金額並びに事件の終了年月日
二 税務書類の作成及び税務相談 一件ごとに、委託者の住所及び氏名又は名称、委託を受けた年月日並びに報酬金額

2 前項の帳簿は、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(業務の停止)

第四十二條 国税又は地方税に關する行政事務に従事していた税理士は、在職中自己の關與した事件について税理士業務を行つてはならない。

(業務の停止)

第四十三條 税理士は、懲戒処分により、弁護士、公認会計士、計理

士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職につき、その職にある間においても、また同様とする。

第五節 税理士の責任

(懲戒の種類)
第四十四條 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

一 戒告

二 一年以内の税理士業務の停止
三 登録の取消
(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五條 国税庁長官は、税理士が、故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六條の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は登録の取消の処分をすることができ、
2 国税庁長官は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができ、
3 第二十二條第二項の規定は、前二項の規定による処分をする場合に準用する。

4 国税庁長官は、第一項又は第二項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。
(一般の懲戒)
第四十六條 国税庁長官は、前條第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、

第四十四條各号に掲げる懲戒処分をすることができ、
2 第二十二條第二項及び前條第四項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
(調査の申出)

第四十七條 何人も、税理士について、第四十五條第一項若しくは第二項又は前條第一項の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
(懲戒処分の公告)

第四十八條 国税庁長官は、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による戒告又は税理士業務の停止の処分が確定したときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。
第六章 雑則

(税理士会及び税理士会連合会)
第四十九條 税理士は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎としてその区域内に事務所を有する税理士を会員とする税理士会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定による法人を設立することができる。
2 税理士会は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎として設立された税理士会を各国税局について一以上会員として含む税理士会連合会と称する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

3 税理士会連合会は、定款で定めるところにより、税理士会以外の者をその会員とすることができ、
4 税理士会及び税理士会連合会

は、税理士の職責にかんがみ、この法律の規定による税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。
5 税理士会及び税理士会連合会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。
(臨時の税務書類の作成等)

第五十條 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合において、申告者等の便宜を図るため、税理士以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、且つ、租税の税目を指定して、無報酬で課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴收猶予に関する申請書の作成及びこれに関連する税務相談に応ずることを許可することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四條の規定による法人その他法令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。
2 第三十三條第二項及び第四項、第三十六條並びに第三十八條の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。
(税理士業務を行う弁護士)
第五十一條 弁護士は、所屬弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、臨時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範圍において、第三十條から第三十三條まで、第三十三條から第三十九條まで、第四十三條、第四十三條前段、第四十四條(第三号を除く。)、第四十五條(第一号中登録の取消の処分に関する部分を除く。)、第四十八條まで、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士とみなす。
(税理士業務の制限)

第五十二條 税理士でない者は、前條第一項の規定による許可を受けたる場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。
(名称の使用制限)

第五十三條 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。
2 税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
3 前二項の規定は、税理士でない者並びに税理士会及び税理士連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。
(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第五十四條 税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。
(監査上の措置)
第五十五條 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士若しくは

は税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはこれらの団体に対しその行方事業について報告し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
2 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(訴訟)

第五十六條 第二十二條第一項、第二十五條第一項、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による処分を受けた者は、当該処分が異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、訴願法(明治二十三年法律第五号)の規定により大蔵大臣に訴願をすることができ、
2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による訴願の裁決(却下の裁決を除く。)をする場合に準用する。
(事務の委任)

第五十七條 国税庁長官は、第四十條第二項但書又は第五十四條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることができ、
2 国税庁長官は、前項の規定により事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることとし、
3 第五十八條 第三十六條(第五十條及び第五十一條)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七節 罰則
第五十八條 第三十六條(第五十條及び第五十一條)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 第五十一條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條(第五十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第五十三條の規定に違反した者

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の規定に違反した者

二 第四十二條の規定に違反した者

三 第四十三條の規定に違反した者

四 第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による税理士業務の停止の処分が確定した場合において、その処分を違反して税理士業務を行つた者

第六十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十二條第一項の規定に違反した者

二 第五十二條第二項の規定に違反した者

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條第一項の規定による帳簿を作成せず、又はこれに

同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第五十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八條、第六十條第一号、第六十一條第二号又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に關し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 税務代理士法は、廃止する。但し、同法第四條第一項の規定による税務代理士の許可に関する規定は、この法律施行の日から通算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同項の規定による許可を申請した者については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

3 税務代理士法の廃止前にした行為に對する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

4 左に掲げる者(弁護士及び公認会計士である者を除く)は、第三條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。但し、これらの者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができない。

5 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による旧税務代理士の許可を受けている者

6 前項に規定する者は、同項の規定による試験委員の認定を受けようとするときは、この法律施行の日から起算して三月以内に、大蔵省令で定める手続により、その認定を試験委員に申請しなければならない。

7 試験委員は、前項の規定による申請に基き第五項の規定による認定をしたとき、又はその認定をし

なかつたときは、その旨を申請者に通知する。

8 昭和二十六年六月三十日以前に実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができない。

9 左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間(その期間内に第二十二條第一項の規定による登録の申請をした場合は、当該申請に基き税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日までの期間)は、この法律施行の日において税理士となつたものとみなし、この法律の規定(税理士の登録及び税理士証票に関する規定を除く)を適用する。この場合において、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行うための事務所を二以上設けていたときは、この法律施行の日においてその設置について第四十條第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

10 前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務

代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替へるものとする。

11 前二項の規定は、第四條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12 旧税務代理士法に基き税務代理士会は、この法律施行の日において第四十九條第四項に規定する事務を行うことを目的とする法人となつたものとする。

13 前項の法人(以下「旧税務代理士会」という)の組織及び運営に關しては、旧税務代理士法及び旧税務代理士法施行規則(昭和十七年大蔵省令第十三号)の規定(国税庁長官及び国税局長の監督に關する規定を除く)の例による。但し、旧税務代理士会の会員は、同会を退会することができないものとし、税理士は、新たに同会の会員となることができないものとする。

14 旧税務代理士会の会員が同会を退会した場合のその退会した者に對する財産の分與については、この法律施行の際現に同会の会員である者の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

15 旧税務代理士会は、第五十二條第二項規定にかかわらず、税理士会又はこれに類似する名称を用いることができる。

16 旧税務代理士会は、法人税法の規定の適用については、同法第五條第一項に規定する法人とみなす。

17 旧税務代理士会は、その組織を変更した税理士会となることができる。

18 旧税務代理士会は、前項の規定

によりその組織を変更して税理士会となるには、この法律施行の日から起算して三月以内に、会員の三分の二以上の多数をもってする決議により定款を作成し、大蔵省令で定める手続により、その定款について、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

19 大蔵大臣は、前項の規定による申請に基づきその認可をしたとき、又はその認可をなかつたとき、その旨を申請者に通知する。

20 第十七項の規定による組織変更は、第十八項の規定による大蔵大臣の認可に因つてその効力を生ずる。

21 第十七項の規定による組織変更がその効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四條の規定による法人の設立の登記に關する同法及び非訟事件手続法(明治二十一年法律第十四号)の規定を適用する。

22 旧税務代理士会は、第十八項に規定する期間内に定款の認可の申請をなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができなかった場合において、当該期間の満了の日又はその認可をしない旨の通知を受けた日において解散する。

23 前項の規定により旧税務代理士会が解散したときは、会長がその清算人となる。但し、会長が欠員るとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその清算人となる。

24 前項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたとき、若しくは清算人に事故が生じたときは、總會が選任した者が清算人となる。

25 旧税務代理士会の残余財産の処分については、会員の三分の二以上の多数をもってする決議によつて定めるところによる。

26 旧税務代理士会の清算は、国税庁長官が監督する。

27 民法第七十三條、第七十八條から第八十條まで、第八十三條及び第八十四條第六号(同法第七十九條の公告に關する部分に限る。)の規定(法人の清算は、旧税務代理士会の清算に準用する。)

28 當分の間、第四條第五号中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は旧地方税法(昭和二十三年法律第十号)(地方税法附則第三項において旧地方税法の規定の例によるものとされた場合を含む。)」と読み替へるものとする。

29 昭和二十六年において実施される税理士試験に關しては、第六條第一号中「地方税法のうち附加価値税に關する部分」とあるのは、「地方税法のうち附加価値税に關する部分又は事業税(特別所得税を含む)に關する部分」と読み替へるものとする。

30 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十二号を次のように改める。

二十二 税理士試験並びに税理士の登録及び監督を行うこと。
第九條第一項第二号を次のように改める。
一 税理士に關する制度を調査、企画及び立案すること。
第三十條第十三号を同條第十四号とし、同條第十四号を同條第十五号とし、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三 税理士の登録及び監督を行うこと。
第三十一條を次のように改める。
(直税部の事務)
第三十一條 直税部においては、直接国税の賦課に關する事務(調査査察部の所掌に屬するものを除く。)をつかさどる。
第三十五條第一項の表中「税務代理士せん衡審議會の項を削り、

全国資産再評価調査会
国税庁長官の諮問に依つて、資産再評価法(昭和十五年法律第十号)による再評価額又は再評価額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

全国資産再評価調査会
国税庁長官の諮問に依つて、資産再評価法(昭和十五年法律第十号)による再評価額又は再評価額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

税理士試験委員
税理士試験を行うこと。
事務をつかさどる。
5 昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁の附屬機關として左の表の上欄に掲げる機關を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

に改める。
附則第四項を次のように改める。
4 昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁長官官房において、税務代理士の許可に關する

種	類	目	的
税務代理士せん衡審議會	国税庁長官の諮問に依つて、税務代理士の許可について調査審議すること。		

31 弁護士法の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「税務代理士」を「税理士」に改める。

第八十三條中「公認會計士の登録をまつ消された者とみなし」の下に「従前の税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により税務代理士の許可を取り消された者は、懲戒の処分により税理士の登録を取り消されたものとみなし」を加える。
32 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 左ノ事項ニ付税理士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ
一 税理士法第十八條ノ規定ニ依ル登録 金二千円
二 税理士法第二十條ノ規定ニ依ル登録 金百円

33 第五條第一項第二号中「弁理士会並びに税務代理士会」を「並びに弁理士会」に改める。
34 地方税法の一部を次のように改正する。
第二十三條第四項第十一号中「税務代理士業」を「税理士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「税務代理士業」を「税務代理士業及び税理士業」に改める。

35 公認會計士法の一部を次のように改正する。
第四條第七号中「税務代理士法(昭和十七年法律第四十八号)」を「税理士法(昭和二十六年法律第七号)、旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」に、「許可の取消」を「登録の取消、許可の取消」に改め、第五十七條第二項第一号中「計理士」の下に「税理士」を加える。

26 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 税理士となる資格を有する者

(審査報告書は都合により附録に掲載)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年六月一日

衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

(小字は衆議院修正)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

(銀行法の改正)

第一條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第二項中「資本金」を「資本ノ額」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 銀行ハ無額面株式ヲ發行スルコトヲ得ズ

第六條第二号中「資本金」を「発行スル株式ノ總數及資本ノ額」に改める。

第八條中「準備金」を「利益準備金」に改める。

第十二條の次に次の二條を加える。

第十二條ノ二 銀行ガ商法第二百九十三條ノ五第一項ノ規定ニ依リ作成スル所屬明細書ノ記載事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第十二條ノ三 商法第二百九十三條ノ六ノ規定ハ銀行ノ合計ノ帳簿及書類ニ付テハ之ヲ適用セズ

(貯蓄銀行法の改正)

第二條 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「資本金」を「資本ノ額」に改める。

第十三條第一項及び第二項並びに第十四條第一項中「拂込資本金」を「資本」に改める。

(信託業法の改正)

第三條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「資本金」を「資本ノ額」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 信託会社ハ無額面株式ヲ發行スルコトヲ得ズ

第十一條第三項中「拂込資本金」を「資本」に改める。

第十二條中「準備金」を「利益準備金」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 信託会社ガ商法第二百九十三條ノ五第一項ノ規定

ニ依リ作成スル所屬明細書ノ記載事項ハ主務大臣之ヲ定ム
(無盡業法の改正)

第四條 無盡業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「資本金十万元以上ニシテ拂込金額五万円」を「資本ノ額十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四條ノ二 無盡会社ハ無額面株式ヲ發行スルコトヲ得ズ

第十四條中「準備金」を「利益準備金」に改める。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條ノ二 無盡会社ガ商法第二百九十三條ノ五第一項ノ規定ニ依リ作成スル所屬明細書ノ記載事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第十八條ノ三 商法第二百九十三條ノ六ノ規定ハ銀行法等特別法ニ基テ勅令ノ規定ニ依リ預金ノ受入ヲ為ス無盡会社ノ會計ノ帳簿及書類ニ付テハ之ヲ適用セズ

(担保附社債信託法の改正)

第五條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 信託会社ハ無額面株式ヲ發行スルコトヲ得ズ

第十五條第二項中「同法第四百五十八條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を削る。

第二十一條中「閣覽」の下に「又は騰字」を加える。

第二十二條第一項第六号中「拂込ミタル株金ノ總額」を削る。

第二十二條第一項第八号及び第二項第四号中「閣覽」の下に「若ハ騰字」を加える。

第二十七條第三項及び第四十二條中「閣覽」の下に「又ハ騰字」を加える。

第五十二條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第六十條第二項中「閣覽」の下に「又ハ騰字」を加える。

(銀行等の債券発行等に関する法律の改正)

第六條 銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律において「自己資本」とは、資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主動定に属する準備金をいう。)をいふ。

第五條第二項中「第二百九十六條(社債發行)についての特別決議」及び「を削る。

第七條第十二項第一号中「取締役」を「取締役会」に改める。

第十一條第三項中「(無議決権株式の總額の制限)」を「(無議決権株式の總額の制限)」に改める。

第十三條第六項を次のように改める。

6 商法第三百七十五條(資本減少の特別決議)の規定は、第一項第一号の規定によつて優先株式を消却し、第四項の規定によ

り資本を減少する場合に、商法第三百七十六條から第三百八十條まで(資本減少)の規定は、前二項の場合については適用しない。

(証券取引法の改正)

第七條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項本文中「売出券面總額」を「売出券面額(当該有価証券のうち、無額面株式があるときは、当該株式については、その発行總額)の總額」に、同項但書中「売出券面總額」を「売出券面額(当該有価証券のうち、無額面株式があるときは、当該株式については、その発行總額)の總額」に改める。

第五條第一項第四号及び第五号中「種類及び枚数」を「額面無額面の別、種類及び枚数」に改め、同項第七号中「資本金額(出資總額、株金總額又は出資總額及び株金總額の合計額をいう。以下同じ)の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をして

いる株主又は出資者」を「発行済株式の總額又は出資の總額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者」に、「種類及び枚数」を「額面無額面の別、種類及び枚数」に改め、同項第八号中「券面額」を「額面無額面の別、券面額(当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行總額)に改め、同項第十二号中「券面額」を「額面無額面の別、券面額がある場合には券面額」に改め、同項第

りましたので、その素質の向上を図る必要が強く要請せられていたのであります。本案はこの要請に基きまして、現行税務代理士法を廃止し、新たに税理士法を制定するものでありまして、試験制度及び登録制度を採用して、人格及び能力ともに適切な人材が納税者の代理等の業務に当り、納税者の信頼と国民の期待に於て、租税負担の適正化を図りつつ申告制度の適切な発展に資せしめようとするものであります。

以下本案の概要を申し上げますと、第一に税理士の業務の範囲を定めたこととあります。即ち現行税務代理士法では、税務代理士の取扱業務の範囲は、所得税、法人税等の国税の税務代理及び税務書類の作成並びに税務相談となつておりますが、この法律では、更にこのほかに、市町村民税、附加価値税等の地方税に関する事務をも取扱うこととせられております。

第二に税理士の資格を定めたこととあります。即ち現行税務代理士法で税務代理士となる資格を有するものとせられておる弁護士及び公認会計士は、この法律でも税理士となる資格を有するものとせられておりますが、それ以外の方は、税理士試験に合格した者、及び税理士試験における全科目の試験の免除を受けた者であつて、税務又は会計事務に二年以上の経験を有する者に限られることとなつております。併し無能力者、刑罰又は懲戒処分を受けてから一定の年数を経過しない等の者は税理士の資格がないこととせられております。

第三に税理士試験を行うこととしたこととあります。即ち、新制大学卒業

者、税務又は会計事務に一定の年数以上の経験を有する者、その他これらに匹敵する学識又は実務経験を有する者を受験資格とし、税法のうち三科目と会計学のうち二科目とについて、実務の应用能力に重点を置く試験を行うこととせられておるのであります。尤も相當の学識又は経験のある者は試験科目の一部を免除することとなつております。なお、この試験は国税庁に置かれる税理士試験委員が行うこととなつております。

第四に、税理士となる資格を有する者が税理士となり、その業務に従事するには、国税庁に備ふる税理士名簿に登録を受けなければならないこととしたこととあります。即ち現行税務代理士法では、税務代理士とならうとする者は国税庁長官の許可を受けることとなつておりますが、この法律では、税理士となるには、税理士名簿に、氏名、生年月日、事務所のあるその他の事項の登録を受け、税理士証票の交付を受けなければならないこととなるのであります。但し弁護士は、税理士の登録を受けなくても、所属弁護士会を経て国税局長に通知することにより、その国税局長の管轄区域内において、臨時、税理士の業務を行うことができることとなつております。

第五に税理士の権利及び義務を明確にしたこととあります。即ち税務職員は、税理士が青色申告書を代理する権限を與えられたことをあらかじめ書面を以て申出たときは、その代理する事項に關し、その納税者について調査するためには通知するときは、同時にその旨を税理士にも通知し、又協議団の協賛官が、代理委任状を提出した税理士

の代理する事項について協議するとき、税理士に意見を述べざる機会を與えなければならないこととする半面、現行税務代理士法に定める脱税相談の禁止、事務所設置の義務、業務に關する帳簿作成の義務のほか、税務官公署に提出するために作成した書類に署名押印の義務、信用保持の義務及び秘密保持の義務等を加えると共に、その受け持つ報酬は国税庁長官が定める額を超えてはならないこととしたのであります。

第六に税理士の責任について規定したこととあります。国税庁長官は税理士に対し懲戒処分を行うことができるとしたこととあります。即ち税理士が、真正な事実を反して税務代理又は税務書類の作成をした場合、脱税相談をした場合、その他、税理士の義務に違反した場合等は、戒告、一年以内の業務の停止又は登録の取消処分をすることができるとしたのであります。

第七に、税理士は、国税局長の管轄区域を基礎として、民法第三十四條の規定による社団法人たる税理士会を設立することができ、又税理士会は、民法第三十四條の規定による社団法人たる税理士会連合会を設立することができることとしたこととあります。即ち現行税務代理士法では、全員加入制の税務代理士会を設立することになつておりますが、この法律では、税理士会は任意加入制のものとし、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導及び連絡に關する事務を行うことを目的として設立することができるとせられておるのであります。

第八に、罰則の規定を現行税務代理士法よりも一層強化整備したこととあります。なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行せられることになつておるのであります。この法律施行の際、税務代理士である者等については、税理士試験を受けなくても税理士の資格が與えられるよう特別の考慮が拂われております。

さて、本案につきましては、委員諸君と提案者及び政府委員との間に質疑応答を重ねまして、慎重に審議いたしましたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入り、

油井委員から、弁護士は当然税理士の事務を行うことができることになつておるにもかかわらず、この法律によるればならない者ができたり、或いは又、国税局長に通知して、臨時税理士の業務を行わなければならない者ができたりなどして、極めてあいまいなことになる。次の機会に、このあいまい不備な点を除くより條文の整理をせられたらとの希望を附して賛成の意見を述べられ、次いで小林委員から、油井委員と同様の意見である、この法案には不満足であるが賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもって衆議院修正の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。(簡單々々と呼ぶ者あり)

本案は、改正商法が本年七月一日より施行せられることになつておりますので、銀行法、貯蓄銀行法、信託業法、無盡業法、担保附社債信託法、銀行等の債券発行等に關する法律、証券取引法の七法律、及び先に今国会において可決せられました相互銀行法案、信用金庫法案の二法案につきまして、商法を準用している規定、商法の改正に關連する規定を整理しようとするものであります。金融機関につきましては、その特殊性に鑑みまして、銀行、相互銀行、信託会社及び無盡会社には無額面株式の発行を認めないこと、又これらの金融機関に關して、改正商法の規定によつて作成される計算書類の附屬明細書の記載事項及び様式は主務大臣が定めること、銀行、相互銀行及び預金業務を営む無盡会社については、株主の會計の帳簿書類の閲覧又は謄写に關する規定は適用しないこと等、商法の規定の特例を設け、更に銀行等の金融債発行限度の基礎となる自己資本について、改正商法によつて、株式のプレミアム発行差額及び資産の再評価差額等が資本準備金として経理されることとなつておりますので、この資本準備金を自己資本に算入することとし、又銀行等の優先株式は主務大臣の定める消却計画によつて消却することとなつておりますので、この場合の資本減少については株主總會の特別決議を要しないこととする等、それら、所要の規定を整理しようとするものであります。

本案審議の経過は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致

を以て衆議院の修正原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。昭和二十六年五月二十七日

衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項を次のように改める。

第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の二戸当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区 別	貸 付 金 の 限 度
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本條において同じ)又は土地若しくは借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本條において同じ)の八割に相当する金額
簡易耐火構造の住宅(外壁をコンクリート造、コンクリート・ブロック造、レンガ造その他の耐火構造とした住宅又は主要構造部を金属板その他の不燃材料で造つた住宅をいふ。以下同じ)又は耐火構造の住宅(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第一條第七号に規定する耐火構造の住宅をいふ。以下同じ)の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額

2 前項に規定する住宅の構造について必要な技術的事項は、主務省令で定める。

同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第一項に」、「六十平方メートル」を「六十七平方メートル」に改め、同項を同條第三項とし、同

区 別	償 還 期 間
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内

條第四項中「前項」を「同項」に改める。

第二十一條第一項及び第二項を次のように改める。

第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は、左のとおりとする。

簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内
耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、この法律施行前に住宅金融公庫が資金の貸付をし又は貸付の申込を受理したものに ついては、償還期間については、この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一條の規定を適用し、その他の事項については、なお従前の例による。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 只今議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

住宅金融公庫法は第七回国会におきまして成立したのであります。施行後の実績と現下の経済情勢に鑑みまして、今回、次の点を改正しようとするものであります。即ち第一に、住宅の建設費又は土地取得費に融資する資金につきまして、貸付限度を七割五分から、木造等につきましては八割、簡易耐火構造並びに耐火構造につきましては八割五分までに引上げる。第二に、貸付金の対象となる住宅の床面積を十八坪から二十坪にいたしておるのであります。第三には、償還期間を、木造簡易耐火構造及び耐火構造につきま

て、それ〴〵十五年、二十年、三十年でありましたものを、十八年、二十五年、三十五年に延長いたしました。負担の軽減を図ろうとするものであります。

以上が本法案の改正の趣旨及びその内容であります。本委員会におきましては、木造の場合の償還期間を三年延長することは担保価値に不安を招くことになるのではないかと、又改正に伴いまして、第四十九條の罰則規定が主務省令で定める構造の技術的規定に違反して貸付けた場合に適用となるが、これは苛酷な取扱になる虞いはないのであるか等に関するものであつたのであります。詳細は速記録にお譲りを願ひたいと思ふのでございます。

かゝりましたして質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、田中委員より、この本案には賛成ではあるが、この改正に伴つて第四十九條第五号の罰則規定が第二十條第二項に適用される場合において、当該規定が省令による技術的規定であるに鑑み、その運用の適正を期しなくてはならないかといふような発言があつたのであります。次いで採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十一、ニッケル製錬事業助成臨時措置法案、日程第十二、緊要物資の売拂に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月三十一日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

法

(目的)

第一條 この法律は、臨時にニッケルの製錬事業の助成の措置を講ずることにより、ニッケルの増産を図り、国民経済の発展に寄與することを目的とする。

(事業者の指定)

第二條 鉱石を使用するニッケルの製錬事業(以下単に「事業」という。)を行う者は、この法律に基く助成を受けようとするときは、通商産業大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、左に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、通商産業大臣に申請しなければならない。

一 事業のための設備の概要
二 事業のための設備の工事設計及び工事の完成の予定期日
三 事業のため必要な資金の額及びその調達の方法
四 事業開始後三年間の生産の予定数量
五 事業開始後三年間の予想される生産に要する原価
六 事業開始の予定期日
七 鉱石の取得の計画

3 通商産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、その申請が左に掲げる基準に適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

一 当該事業が開始されることによつて、ニッケルの供給がその需要に対し著しく過剰とならないこと。
二 当該事業のため必要な設備の工事に要する費用の額が通商産業省令で定める額をこえないこと。
三 当該事業における生産に要する

る原価が通商産業省令で定める額をこえないこと。
四 事業開始の予定期日がこの法律の施行の日から一年以内であること。
五 当該申請をした者が事業を適確に遂行するに足る能力を有する法人であること。

第三條 前條第一項の指定を受けた法人(以下「指定業者」という。)について合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、指定業者の地位を承継する。

第四條 指定業者は、第二條第二項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この場合において、第二條第三項の規定を準用する。

2 指定業者は、事業のための設備の工事を開始したとき、若しくはその工事が完成したとき、事業を開始したとき、又は事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第五條 通商産業大臣は、指定業者が前條第一項、次條又は第七條第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第六條 指定業者は、政令で定める額をこえる価格でその生産したニッケルを販売してはならない。

第七條 指定業者は、その生産したニッケルを販売したときは、左に掲げる額の合計額(以下「積立基準額」という。)に達するまで、特別積立金として、一トンごとに政令で定める額を積み立てなければならない。

一 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める製錬設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の九十に相当する額
二 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める附帯設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の五十に相当する額
三 通商産業大臣が指定するニッケル鉱石の取得見込価格に事業を継続するために保有することを必要とするニッケル鉱石の数量を乗じて得た額

2 前項第三号のニッケル鉱石の数量は、ニッケル鉱石の輸入の見込

2 通商産業大臣は、指定業者が第七條第一項の規定により積み立てた額が同項各号に掲げる額の合計額に達したとき、又はその事業を廃止したときは、その指定を取り消さなければならない。

3 第二條第一項の指定は、この法律の施行の日から四年を経過したときは、その効力を失ふ。

(販売価格)
第六條 指定業者は、政令で定める額をこえる価格でその生産したニッケルを販売してはならない。

(特別積立金)
第七條 指定業者は、その生産したニッケルを販売したときは、左に掲げる額の合計額(以下「積立基準額」という。)に達するまで、特別積立金として、一トンごとに政令で定める額を積み立てなければならない。

一 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める製錬設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の九十に相当する額
二 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める附帯設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の五十に相当する額
三 通商産業大臣が指定するニッケル鉱石の取得見込価格に事業を継続するために保有することを必要とするニッケル鉱石の数量を乗じて得た額

2 前項第三号のニッケル鉱石の数量は、ニッケル鉱石の輸入の見込

及びニッケルの備給状況を考慮して、通商産業大臣が指定する。

3 指定業者は、事業のための設備の工事が完成した後、遅滞なく、工事に要した費用の額の明細書を添えて通商産業大臣に申請し、第一項第一号及び第二号に規定する費用の額の認定を受けなければならない。

(補償金)
第八條 国は、低廉且つ豊富なニッケルの輸入の見込、ニッケル鉱石の取得価格の高騰、長期にわたるニッケル鉱石の輸入の中絶の見込その他これに準ずる事由が発生したため、指定業者がこの法律の施行の日から四年以内に事業を廃止し、且つ、事業を廃止した時(以下「廃業時」という。)における前條第一項の特別積立金の額が左に掲げる額の合計額に達しないときは、予算に定める金額の範囲内において、その差額に相当する金額をその者に補償するものとする。

一 廃業時において当該指定業者が有する前條第一項第一号又は第二号に規定する設備の工事に要した費用の額からその設備を処分することにより取得すべき額を控除した残額(その設備に係る同項第一号又は第二号に規定する費用の額をこえるときは、その額)

二 廃業時において当該指定業者が有するニッケル鉱石の取得に要した費用の額からこれを処分することにより取得すべき額を控除した残額(これに係る前條第一項第三号に規定する額をこ

えるときは、その額)

三 通商産業大臣が指定するニッケル鉱石の取得見込価格に事業を継続するために保有することを必要とするニッケル鉱石の数量を乗じて得た額

2 前項第三号のニッケル鉱石の数量は、ニッケル鉱石の輸入の見込

及びニッケルの備給状況を考慮して、通商産業大臣が指定する。

3 指定業者は、事業のための設備の工事が完成した後、遅滞なく、工事に要した費用の額の明細書を添えて通商産業大臣に申請し、第一項第一号及び第二号に規定する費用の額の認定を受けなければならない。

えるときは、その額)

2 前項の規定による補償金の交付は、指定業者が二以上あるときは、すべての指定業者が事業を廃止した後でなければ、してはならない。但し、この法律の施行の日から四年を経過した後は、この限りでない。

3 第一項の規定による補償金の交付を受けるべき者が二以上ある場合において、交付すべき額が予算に定める金額をこえるときは、各人に交付すべき額は、同項の規定により交付すべき額に応じて予算に定める金額をあん分して得た額とする。

(補償金に対する課税上の特例)

第九條 指定業者であつた者が前條の規定による補償金の交付を受けた場合において、その有する事業のための設備及びニッケル鉱石について、その補償金に相当する額(補償金の交付を受けた日の属する事業年度以前の事業年度において、廃業時以後、当該事業のための設備及びニッケル鉱石の一部について帳簿価額の減額又は譲渡があつたときは、その補償金の額から当該減額の額又は当該譲渡のあつた資産の譲渡直前における帳簿価額を控除した額に相当する額)の帳簿価額の減額をしたときは、その減額した額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上損金に算入する。

2 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの申告書に前項の規定により減額した帳簿価

額の額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。(報告及び立入検査)

第十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七條第一項の特別積立金、ニッケルの生産に要した原価その他必要な事項について、指定業者から報告を徴することができる。この場合において、指定業者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、通商産業大臣は、その職員に、その事務所、営業所、工場又は倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第十一條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定業者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該指定業者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(不服の申立)

第十二條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業大臣の処分不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることができる。

(決定)

第十三條 通商産業大臣は、前條の不服の申立があつたときは、第十條の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)

第十四條 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合において、その行為をした指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2 指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その指定業者の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その指定業者に対して同項の罰金を科する。但し、指定業者の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するた

め、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その指定業者については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

緊要物資の売拂に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條より送付する。

昭和二十六年五月三十一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

緊要物資の売拂に関する法律案

緊要物資の輸入基金特別会計法(昭和二十六年法律第五十八号) 第四條

第一項の規定により国が緊要物資輸入基金を運用して取得する物資であつて、政令で定めるものは、時価よりも低い対価で売り拂うことができる。但し、その対価は、当該物資の買入代金及び当該物資に係る輸入諸掛、保管料、事務取扱費その他の諸掛の合計額を下つてはならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔深川榮左衛門君登壇、拍手〕

○深川榮左衛門君 只今議題となりましたニッケル製錬事業助成臨時措置法案についての当委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本法案の提案理由について申し上げます。御承知のごとくニッケルは、特殊鋼、電気通信機材、種々なる重要用途に不可欠な基礎物資であります。遺憾ながら我が国の国内資源的には至極貧弱であつて、輸入に待つところ大なるにかかわらず、現在のところ

ろ米國初め各国ではニッケルの持つ戰略物資の性格から厳格なる輸出統制が実施されており、従つて十分なる輸入は困難を極め、昨年下半年以降供給の甚だ不均衡を來たしているものであります。かかる状況下において、ただ幸いなことには、我が國は戦時中、セレン、ス、ニユーカレドニア等のニッケル鉱石を処理した経験と技術を有し、且つ当時の設備を残してあります。且つ、原鉱石の輸入についても現に当該地区を初め相当な引合いが参つておるのであります。併しながら、只今申上げました経験、技術或いは設備を利用して輸入鉱石による国内製錬を実施いたしました場合は、カナダ等の場合に比較して、生産量においても生産原価においても格段の相違があるため、将来情勢の変化によりまして低廉な外国産ニッケルが十分に輸入されまじやうになつた際には、我が國の製錬業者が如何に努力しましても到底立ち行かぬという競争上の不利と危険があるのであります。かかる事情から、今日、ニッケルの国内市場価格が高騰しているにかかわらず、新規の企業は勿論、過去に業者といへども、あえて事業の再開を

し得ない状態にあるのであります。以上の事情に鑑みて、ニッケル製錬事業に対し助成措置を講じ、緊急にニッケルの増産を図りたいとの意図から、本法案が提出せられたのであります。

次に本法案の骨子につきまして申し上げます。その第一は事業者の指定についてでございます。即ち通産大臣は、本法で定める一定の基準に従つて、申請のあつた事業者のうちから助成の対象となるべき製錬業者を指定すること

にしておるのであります。第二点は販売価格についてでございます。これは指定を受けた業者に対しては、その生産したニッケルを政令で定める価格を超えない価格で販売しなければならぬと規定してあるものであります。第三は特別積立金と政府の補償金に関する規定でございます。即ち指定業者には、その生産したニッケルを販売したときは、その一トントンごとに政令で定める金額を特別に積立てる義務を課し、この積立金が製錬設備の復旧及び必要な原料鉱石の買付のために投下した資金の額に達するまで積立てられたならば、企業の危険は完全にカバーされたわけであるが、積立金の途中で国際情勢が一変し、低廉な外国産ニッケルが十分に輸入されるようになるか、若しくは鉱石の輸入が杜絶するか、その他これに類するような事態が発生して、止むを得ず事業を廃止せねばならぬことになった場合には、廃業による損失額、即ち製錬設備、附帯設備及び手持鉱石については、本法案で定める方法により評価損を算定した上で、これを先ず業者みずからの積立金で補充させ、不足する部分を国家補償金として交付することにしているものでございます。従つて補償の條項は万一の場合にのみ必要なものでありまして、積立金が投資額まで積立てられました後は勿論補償する要はないわけになつておるのであります。なお、その他指定業者に対しましては、本法案によつて最悪の場合の危険負担を国が保障するわけでありまして、事業計画の内容の重要な部分の変更を認可するほか、違反の場合の指定の取扱、必要な報告の徴收等について監督をなし得る規定を設けて

あると同時に、政府の処分に対し不服のある場合には異議の申立の機会を與えるようにしてあります。以上が本法案の概要であります。

次に本法案についての質疑応答について御報告いたしたいと存じます。その詳細は速記録に譲るといたしまして、論議の中心となりました三、四点について概略申し上げます。先ず第一点は、事業者の指定の條項についてでございます。即ち本法案において助成を受ける対象事業者は申請により通産大臣が指定することになつておるので、特定の企業体は明記されていないが、我が国の実情から勘案するに、結果的に見れば助成対象となる企業体はおのずから明白である。本法案は特定企業体の助成対象ではないかとの質問でございます。これに對しまして、政府は、本法案の意圖するところはあくまでニッケルの増産とその必要性にあるのであつて、そのためにはニッケル生産の経験と技術が指定の基準の最大要因であるが、生産の経験と高度の技術を保存している者は限定されておらず、その結果、指定されるであろう企業体の範囲も自然狭められて来ることは止むを得ないところである。而も法運用の適正化により成るべく国家補償等は実施せずとも済むごとく万全の措置を講ずる旨の答弁がございました。

第二点といたしまして、本法案第六條の販売価格は政令で定めることになつておるが、政府が提示した原価計算見積は正確性を欠き、又政府が一つの基準として採用しようとしておる市価なるものは現在異常なものであり、かような不確定の要素を基準として政令で販売価格を決定することは危険ではないかとの質問でございます。これに對して、政府は、販売価格の正式決定は、ニッケル生産がまさに開始されんとする時期に諸般の経済事情を勘案して決定し、その情勢の推移により適宜変更するごとく弾力性を持たせる旨の答弁がございました。第三点は、本法案の適用対象はニッケル事業のみであるが、フェロ・ニッケル製造業に對しても助成政策を講ずる意思はないかとの質問に對しまして、政府は、将来適当な機会に原料鉱石の確保並びに税制上の特典等について考慮するとの言明でございます。なお、本法案運用の公正を期するため、通商産業大臣の諮問機関として審議會等を設置し、本法案第二條の事業者の指定、第六條の販売価格、第七條の特別積立金の額等の政令の立案、第八條の補償金の決定等について、当該機関をして審議させ、その意見を尊重する意思ありやとの質問がございました。政府はこれに對して、早急に御趣旨通りに実現したい旨の答弁があり、又当該審議會の構成メンバーに指定業者以外の学識経験者を加入せしめ、その公正なる運営を期する意圖ありやの質疑に對して、これも同じく了承する旨の答弁がございました。その他、補償と予算措置、製造原価の問題等々について相当妥込んだ質疑応答があつたのであります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましてあるところ、国民民主党を代表して境野委員より、本法案が単に特定企業体のみのためでないよう運用面において適正を期し、フェロ・ニッケルの助成と審議會の設立を特に要望して本法案に賛成するとの賛成意見の開陳があり、次いで日本社会党を代表して栗山委員より、本法案についての種々なる問題点については、審議の途次において政府に要望したので、政府はこの点を十分考慮の上、法運用に善処を希望するが、特に第二條第三項第三号の生産原価、第六條の販売価格、第七條の特別積立金等の決定については、必ず当委員会に報告されたい。又審議會を權威あるものにして、本法案が単に特定事業者の利益を図るためのものでないといふことを明確にされんことを要望して本法案に賛成するとの賛成意見の開陳がありました。以上を以て討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第でございます。

右御報告申し上げます。

委員より、我が国に輸入されます稀少物資乃至は緊要物資の国内価格が賤貴いたしました結果、いわゆる特需の調達価格が高くなつて、特需の提供が困難或いは不可能となるような状態でありまして、そのために国内における貿易外収入の減退を招き、他面には日米経済協力の際もなおりますので、この際、先に制定を見ました緊要物資輸入基金特別会計法を適用して、特需の適正な価格による調達を可能ならしめて、特需の受注を円滑にする必要があるかと考えられるのであります。このこととは、緊要物資輸入基金を以て取得する物資については、必要に応じて時価よりも低い価格で拂い下げ得る途を開こうとするのであります。但し、その価格は時価よりも低い価格で売拂うこと

は、財政法及び物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の規定によつて、他の法律に定められる場合のほかは許されないことになつておりますので、その例外的措置を規律する法律として、今回新たに本法を制定しようというのであります。

本法案は僅か一條に過ぎない簡単なものであります。その要旨は、緊要物資輸入基金によつて輸入される原料物資について、その売拂いの場合、時価よりも低い価格で特需の受注者に売拂うことができる。但し、その価格は輸入原価に諸掛を加えた額を下つてはならないというのであります。

本法案について、本委員会におきましては極めて慎重に審議いたし、種々質疑応答が重ねられました。その重要なものを申し上げます。特需用として安い価格で供給された物資が政府の意圖に反して他に横流れをした場合の措置はどうするか、又そういうことを監視する機関を設けるのであるかと、質問がなされましたが、これに對し、現在のところでは臨時物資需給調整法を適用して取締つて行きたいとの答弁がありました。その他、緊要物資の拂下げ方式、或いは国内価格と国際価格との調整の問題等についても熱心に質疑が交わされ、特に差当りこの法案の対象となる物資がニッケルであるといふことから、別に提案になりましてニッケル製錬事業助成臨時措置法案との関連もあり、慎重なる審議が行われました。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を終わります。(拍手)

ないかとの質問でございます。これに對して、政府は、販売価格の正式決定は、ニッケル生産がまさに開始されんとする時期に諸般の経済事情を勘案して決定し、その情勢の推移により適宜変更するごとく弾力性を持たせる旨の答弁がございました。第三点は、本法案の適用対象はニッケル事業のみであるが、フェロ・ニッケル製造業に對しても助成政策を講ずる意思はないかと

の質問に對しまして、政府は、将来適当な機会に原料鉱石の確保並びに税制上の特典等について考慮するとの言明でございます。なお、本法案運用の公正を期するため、通商産業大臣の諮問機関として審議會等を設置し、本法案第二條の事業者の指定、第六條の販売価格、第七條の特別積立金の額等の政令の立案、第八條の補償金の決定等について、当該機関をして審議させ、その意見を尊重する意思ありやとの質問がございました。政府はこれに對して、早急に御趣旨通りに実現したい旨の答弁があり、又当該審議會の構成メンバーに指定業者以外の学識経験者を加入せしめ、その公正なる運営を期する意圖ありやの質疑に對して、これも同じく了承する旨の答弁がございました。その他、補償と予算措置、製造原価の問題等々について相当妥込んだ質疑応答があつたのであります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましてあるところ、国民民主党を代表して境野委員より、本法案が単に特定企業体のみのためでないよう運用面において適正を期し、フェロ・ニッケルの助成と審議會の設立を特に要望して本法案に賛成するとの賛成意見の開陳があり、次いで日本社会党を代表して栗山委員より、本法案についての種々なる問題点については、審議の途次において政府に要望したので、政府はこの点を十分考慮の上、法運用に善処を希望するが、特に第二條第三項第三号の生産原価、第六條の販売価格、第七條の特別積立金等の決定については、必ず当委員会に報告されたい。又審議會を權威あるものにして、本法案が単に特定事業者の利益を図るためのものでないといふことを明確にされんことを要望して本法案に賛成するとの賛成意見の開陳がありました。以上を以て討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第でございます。

右御報告申し上げます。

委員より、我が国に輸入されます稀少物資乃至は緊要物資の国内価格が賤貴いたしました結果、いわゆる特需の調達価格が高くなつて、特需の提供が困難或いは不可能となるような状態でありまして、そのために国内における貿易外収入の減退を招き、他面には日米経済協力の際もなおりますので、この際、先に制定を見ました緊要物資輸入基金特別会計法を適用して、特需の適正な価格による調達を可能ならしめて、特需の受注を円滑にする必要があるかと考えられるのであります。このこととは、緊要物資輸入基金を以て取得する物資については、必要に応じて時価よりも低い価格で拂い下げ得る途を開こうとするのであります。但し、その価格は時価よりも低い価格で売拂うこと

は、財政法及び物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の規定によつて、他の法律に定められる場合のほかは許されないことになつておりますので、その例外的措置を規律する法律として、今回新たに本法を制定しようというのであります。

本法案は僅か一條に過ぎない簡単なものであります。その要旨は、緊要物資輸入基金によつて輸入される原料物資について、その売拂いの場合、時価よりも低い価格で特需の受注者に売拂うこと

は、輸入原価に諸掛を加えた額を下つてはならないというのであります。

本法案について、本委員会におきましては極めて慎重に審議いたし、種々質疑応答が重ねられました。その重要なものを申し上げます。特需用として安い価格で供給された物資が政府の意圖に反して他に横流れをした場合の措置はどうするか、又そういうことを監視する機関を設けるのであるかと、質問がなされましたが、これに對し、現在のところでは臨時物資需給調整法を適用して取締つて行きたいとの答弁がありました。その他、緊要物資の拂下げ方式、或いは国内価格と国際価格との調整の問題等についても熱心に質疑が交わされ、特に差当りこの法案の対象となる物資がニッケルであるといふことから、別に提案になりましてニッケル製錬事業助成臨時措置法案との関連もあり、慎重なる審議が行われました。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、植物防疫法の一部を改正する法律案(滝井治三郎君外七名発議)、農林物資規格法の一部を改正する法律案(衆議院提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

植物防疫法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和二十六年六月一日

発議者

滝井治三郎 池田宇右衛門

三橋八次郎 岡村文四郎

岩男 仁藏 藤野 繁雄

飯島連次郎 片柳 眞吉

参議院議長佐藤尚武殿

植物防疫法の一部を改正する法律

案

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 都道府県の防疫(第二十二條)

第六節 不服の申立(第二十三條)

第七節 罰則(第二十四條—第二十七條)

動植物の防除(第二十二條—第二十八條)

の防疫(第二十九條—第三十五條)

第三十六條—第三十八條

第三十九條—第四十二條)

第六條、第八條及び第十條中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に改める。

第二十三條第一項に次の一号を加える。

六 第二十六條第二項の規定による命令を受けた者

第七章を第八章とする。

第二十四條を第二十九條とし、第二十五條に次の一号を加え、同條を

要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体に対し、必要な報告を求めることができる。

第三十八條、第二十五條、第二十六條(権限の委任)

第三十七條 この法律中他の規定による場合の外、防除に關し特に必要

第三十條 都道府県の区域内において、農作物について有害動物若しくは有害植物の防除(以下「防除」といふ)が行われず、又は防除の方法が適當でないため、他の都道府県の区域に損害が波及するおそれがあるときは、農林大臣は、当該都道府県に対し、防除に關し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

「第六章 不服の申立」を「第七章 雑則」に改める。

第五章中第二十二條を第二十九條とし、同條の次に次の六條を加え、同章を第六章とする。

「防除に關する勧告」

第三十條 都道府県の区域内において、農作物について有害動物若しくは有害植物の防除(以下「防除」といふ)が行われず、又は防除の方法が適當でないため、他の都道府県の区域に損害が波及するおそれがあるときは、農林大臣は、当該都道府県に対し、防除に關し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

第三十一條 都道府県は、指定有害

動物以外の有害動物又は有害植物について、発生予防事業を行うものとする。

2 都道府県知事は、農林大臣に対し、前項の発生予防事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。

3 農林大臣は、都道府県の発生予防事業の総合調整を図るため、都道府県に対し、必要な指示をすることができる。

4 農林大臣は、必要があると認めるときは、その職員をして都道府県の発生予防事業に協力させるものとする。

(病害虫防除所)

第三十二條 病害虫防除所は、地方における植物の検疫及び防除に資するため、都道府県が設置する。

2 病害虫防除所の位置、名称及び管轄区域は、條例で定める。

3 都道府県は、病害虫防除所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

4 病害虫防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

一 植物の検疫に關する事務

二 防除に關する企画に關する事務

三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に關する事務

四 発生予防事業に關する事務

五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に關する事務

六 その他防除に關し必要な事務

5 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し病害虫防除所の運営に關し、必要な事項を命じ、又は必要な情報を求めることができる。

6 この法律による病害虫防除所でないものは、その名称中に「病害虫防除所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

7 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、病害虫防除所に要する経費のうち、創設費及びこれに伴う初年度調弁費並びに職員に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

(病害虫防除員)

第三十三條 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、発生予防事業その他防除に關する事務に従事させるため、條例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前條第三項の規定を準用する。

(防除に必要な薬剤及び器具の整備)

第三十四條 都道府県は、市町村、

農業者又はその組織する団体が行う防除の用に供するため、病虫害防除所に防除に必要な薬剤及び器具を、條例で定める区域ごとに防除に必要な器具を整備するものとす。

2 前項の場合には、第三十二條第三項の規定を準用する。

(監督及び補助)

第三十五條 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、病虫害防除員又は前條第一項の規定による整備に係る薬剤若しくは器具に関し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県知事に対し、第三十三條第一項の病虫害防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員(病虫害防除所の職員を除く。)に要する経費並びに前條第一項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

第二十一條の次に次の一章を加える。

第五章 指定有害動植物の防除

(指定有害動植物及び発生予察事業)

第二十二條 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を興える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林大臣が指定するものをいう。

2 この章及び次章で「発生予察事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいう。

(国の発生予察事業)
第二十三條 農林大臣は、指定有害動植物について、発生予察事業を行うものとする。

2 都道府県は、農林大臣が都道府

県の承諾を得て定める計画に従い、前項の発生予察事業に協力しなければならない。

3 国は、前項の規定により都道府県が協力するに要する経費(職員に要する経費を除く。)を負担する。

4 農林大臣は、第二項の計画を定めるについては、前項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内において、しなければならない。

(防除計画)

第二十四條 農林大臣は、前項第一項の発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情にかんがみ、必要があると認めるときは、指定有害動植物につき、地方公共団体、農業者又はその組織する団体が行うべき防除の基本となる計画(以下「防除計画」という。)の大纲を定め、これを関係都道府県知事に指示しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大纲に基づき、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければならない。

3 前項の防除計画には、防除を行

うべき区域及び期間、指示有害動植物の種類、防除の内容その他必要な事項を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは、すみやかに、農林大臣に報告して、その承認を受けなければならない。但し、その防除計画による防除の実施が急を要するときは、報告をもつて足りるものとす。

5 都道府県知事は、前項の承認を受け、又は同項但書の報告をしたときは、遅滞なく、承認又は報告に係る防除計画を告示しなければならない。

(薬剤及び防除用器具に関する補助)

第二十五條 国は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、前條第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。)及び噴霧機、散粉機、標榜機その他防除に必要な器具(以下「防除用器具」という。)の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、農林大臣に対し、補助金交付申請書を省令で定める書類と共に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第二十六條 農林大臣は、前條の規定による補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付に当り、補助に係る防除用器具の管理若しくは処分に関して条件を附し、又は補助金の交付を受ける者につき、必要な調査を行い、若しくは必要な報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、農林大臣は、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 前條第二項の提出書類に不実の記載をしたことが判明したとき。
二 前項の規定により条件を附した場合において、その条件に従わなかつたとき。
三 前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 返還すべき補助金は、地方公共団体が返還するものを除いて、国税滞納処分等の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(薬剤の譲渡等及び防除用器具の無償貸付)

第二十七條 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第五項の告示に係る防除計画に基き防除を行おうとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲與し、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲與、譲渡及び貸付に關し必要な事項は、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定による譲與、譲渡及び貸付の目的に供するため、常に、これに必要な薬

劑及び防除用器具の整備に努めなければならない。

(風説の禁止)

第二十八條 何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物についての指定有害動植物のまん延による広範囲の損害の発生に關し、風説を流布してはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で国の負担に係るものが計上された予算が成立した後でなければならない。

(家畜伝染病予防法の改正)

2 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に、「動植物検疫所長」を「農林省防疫所長」に改める。

(物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正)

3 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号の二中「地方公共団体」を「植物防疫法第二十七條の規定によりする場合を除き、地方公共団体」に改める。

(農林省設置法の改正)

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 動植物の病菌害虫等の防除に關し、都道府県及び防除を行う者に対し補助金を交付すること。

第十三條及び第二十七條(見出しを含む。)中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に改める。

第二十七條第一項第二号を第四号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十三條の規定による発生予防事業の実施

三 指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

第二十七條第二項の表中「横浜動植物検疫所」を「横浜農林省防疫所」に、「神戸動植物検疫所」を「神戸農林省防疫所」に、「門司動植物検疫所」を「門司農林省防疫所」に改める。

第二十七條第三項中「出張所」を「支所又は出張所」に、同條第四項中「出張所」を「支所及び出張所」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農林物資規格法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月三十一日
衆議院議長 林 謹治
参議院議長 佐藤尚武殿

農林物資規格法の一部を改正する法律案
農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律で「規格」とは、農林物資の等級及びその標準(荷造、包装等の條件を含む。)をいい、「日本農林規格」とは、第八條の規定により制定された規格をいう。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「登録格付機関」とは、第十七條第二項の規定により農林大臣の登録を受けた法人をいう。

第三條第二項を次のように改める。

2 調査会は、第十條第一項(第十一條において準用する場合を含む。)の規定により諮問された事項を調査審議し、その結果を農林大臣に答申するものとする。

第四條第四項中「三年」を「六箇月」に、第七條中「前四條」を「第四條」に、「調査会」を「調査会の委員」に、「省令」を「政令」に改める。

第八條を次のように改める。
(日本農林規格の制定)

第八條 農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、実質的に利害關係を有する者の意向を反映するようになり、且つ、その適用に當つて同様な條件の下にある者に對して不公正に差別を附することがないようになり、制定しなければならぬ。

第九條第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定する必要があると認めるときは、理由を附してその旨を当該申出人に通知しなければならぬ。

第十條を次のように改める。

第十條 農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、調査会に諮問し、又は公聴会を開いて利害關係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

2 調査会は、前項の諮問を受けたときは、省令で定める公正な手続に従つてこれを審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならぬ。

3 第一項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

第十一條を削り、第十二條中「前四條を」前三條に改め、同條を第十一條とし、第十三條及び第十四條をそれぞれ第十二條及び第十三條とし、改正後の第十三條の次に次の一條を加え、第十五條を削る。

(規格の使用の制限)

第十四條 都道府県又は登録格付機關は、日本農林規格の制定されている農林物資について格付を行うには、日本農林規格によらなければならない。但し、輸出品取締法(昭和二十三年法律第五百二十三号)第三條の規定により定められた等級及びその標準又は同法第四條の規定により定められた標準若しくは條件によつて格付を行う場合は、この限りでない。

第十六條第三項中「その改正について調査会に適切な審議を行わせなければならぬ。」を「その改正をしなければならぬ。」に改め、同條を第十五條とし、第十七條第一項中「農林省の機関が」を「農林省の機関又は登録格付機關が、省令で定めるところにより、」に改め、同條を第十六條とする。

第十六條の次に次の三條を加える。

(登録)

第十七條 登録格付機關の登録を受ける

けようとする者は、省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、一万円以内において政令で定める額の手数を納付して、農林大臣に登録の申請をしなければならぬ。

2 農林大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、その申請をした者が営利を目的としない法人であり、且つ、左に掲げる事項について農林大臣の定めて公示した登録基準に適合すると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならぬ。

一 格付のために使用する設備、機械及び器具

二 格付に従事する者の資格及び人員

三 格付を行う区域

3 左の各号の一に該当する法人は、登録格付機關の登録を受けることができる。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることのないもの

二 一次條第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない法人

三 最近一年以内において前号の法人の業務を行う役員であつた者がその業務を行う役員となつてゐる法人

四 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団体

五 前号の事業者団体の業務を行う役員又は管理人である者がその業務を行う役員又は管理人となつてゐる法人

4 登録は、左に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。

一 登録番号

二 登録格付機關の名称及び住所

三 登録格付機關が格付を行う農林物資の種類

5 農林大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく前項に掲げる事項を公示しなければならない。

6 登録格付機關は、第四項第二号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

7 農林大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(登録の取消)

第十七條の二 農林大臣は、登録格付機關が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を命ずることができる。

一 前條第二項に規定する登録基準に適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該登録格付機關に對し、あらかじめ、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開による聽聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提出して意見を述べざる會を與えなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(日本農林規格登録格付機關と名稱の使用の禁止)

第十七條の三 登録格付機關でない者は、日本農林規格登録格付機關という名稱又はこれに紛らわしい名稱を用いてはならない。

2 登録格付機關は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録格付機關と

第十七條の二 農林大臣は、登録格付機關が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を命ずることができる。

一 前條第二項に規定する登録基準に適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該登録格付機關に對し、あらかじめ、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開による聽聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提出して意見を述べざる會を與えなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(日本農林規格登録格付機關と名稱の使用の禁止)

第十七條の三 登録格付機關でない者は、日本農林規格登録格付機關という名稱又はこれに紛らわしい名稱を用いてはならない。

2 登録格付機關は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録格付機關と

いふ名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八條を次のように改める。

(規格証票等の表示の禁止)

第十八條 農林省の機関、都道府県及び登録格付機関以外の者は、農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第十六條第一項の規定による格付を行ったときでなければ、当該農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十九條の見出しとして「(包装材料等の再使用の制限)」を加える。
第二十一條中「都道府県」の下に「若しくは登録格付機関を、第二十二條第一項中「都道府県」の下に「又は登録格付機関」を、当該都道府県」の下に「又は当該登録格付機関」を加え、同條第二項を削る。

第二十四條第一号中「第十四條」を「第十三條」に、同條第二号中「第十三條」を「第十八條第一項」に改め、同條の次に次の三條を加え、第二十五條中「前條」を「前四條」に、「同條」を「各本條」に改める。

第二十四條の二 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反したとき。

二 第十八條第二項の規定に違反したとき。

第二十四條の三 第十七條の三第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四條の四 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七條の三第二項の規定に違反したとき。

三 第二十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十二條の規定による禁止に違反したとき。

附則第四項中「第八條から第十一條まで」を「第八條」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に農林物資規格調査会の委員である者の任期は、第四條第四項の改正規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六箇月を経過した時に満了するものとする。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました植物防疫法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

現行植物防疫法は、輸出入植物検査のための国際植物検疫、新たに国内に侵入し又はすでに国内の一部に存在している病害虫の蔓延を防止し、優良な種苗を保全するための国内植物検疫、及び新たに国内に侵入し若しくはすでに国内の一部に存在している病害虫が蔓延して、有用植物に重大な損害を與え、又は有用植物の輸出が阻害される虞れがある場合における緊急防除の規定を主とし、現実に各地各所に亘つて

広く分布して農作物に対し大きな損害を及ぼしている稲のいもち病等のような、一般病害虫の防除に関する法制的措置は殆んど講ぜられていないのでありまして、これは先に現行植物防疫法の法案審議の際においても指摘せられていたところでありまして、従つて、かような欠陥を補ひ、かかる一般病害虫に対しても有効適切な防除措置をとることができるとなさんとするものが本改正法律案の趣旨でありまして、その内容の骨子とするところは、大要次のようであります。

即ちその第一は、一般病害虫の中で、稲のいもち病のように、その分布が広範囲に亘り急激に蔓延して農作物に甚だしい損害を及ぼす虞れのあるものを指定し、所定の防除計画に基いて防除を行なつた者に対し、農薬又は防除用具の購入費を補助すると共に、これら指定病害虫の異常発生に備えて、国内において常時農薬の備蓄及び防除用具の備付を行い、必要に応じて農薬の譲渡、譲渡又は防除用具の無償貸付を行うことができることとなし、第二は、指定病害虫の防除を的確にするためには、これら病害虫の発生予防の完全を期することが極めて必要であるとの見解を以て、発生予防事業は都道府県の協力を得て国内においてこれを実施することとなし、第三は、病害虫の防

除を適切且つ効率的に行うためには、現地における防除体制の整備を図ることが肝要であるとの趣旨の下に、都道府県において管内適當の地方に病害虫防除所を設置して防除のローカル・センターとなし、又條例で定める区域ごとに非常勤の病害虫防除員を置くこととなし、これら施設のため必要な経費に對して所定の基準に從つて補助金を交付することができることとなす等でありまして、

委員会におきましては、江田委員より予算の確保について希望を附して賛成があり、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に農林物資規格法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案の内容の骨子は、大要次のようであります。即ち第一は、現行法においては、農林物資について日本農林規格によつて格付を行い、規格証票を付けることができるものは、都道府県及び農林省機関の両者に限られているのでありますが、これを農林大臣が定めた登録基準に從つて登録を受けた、營利を目的としない法人、いわゆる登録格付機関も行うことができることとなさんとし、第二は、農林物資規格に関する調査審議機関として設けられて

除を適切且つ効率的に行うためには、現地における防除体制の整備を図ることが肝要であるとの趣旨の下に、都道府県において管内適當の地方に病害虫防除所を設置して防除のローカル・センターとなし、又條例で定める区域ごとに非常勤の病害虫防除員を置くこととなし、これら施設のため必要な経費に對して所定の基準に從つて補助金を交付することができることとなす等でありまして、

委員会におきましては、江田委員より予算の確保について希望を附して賛成があり、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に農林物資規格法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案の内容の骨子は、大要次のようであります。即ち第一は、現行法においては、農林物資について日本農林規格によつて格付を行い、規格証票を付けることができるものは、都道府県及び農林省機関の両者に限られているのでありますが、これを農林大臣が定めた登録基準に從つて登録を受けた、營利を目的としない法人、いわゆる登録格付機関も行うことができることとなさんとし、第二は、農林物資規格に関する調査審議機関として設けられて

いる農林物資規格調査会の所掌する事項を整理すると共に、学識経験者から任命せられた委員の任期を短縮せんとする等のものでありまして、委員会におきましては妥当の措置と認め、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
先ず植物防疫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に農林物資規格法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、戦傷病者等対策審議会設置法案(千田正君外三十一名発議)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長千田正君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

戦傷病者等対策審議会設置法案
右の議案を發議する。

昭和二十六年六月一日

發議者

- 千田 正 山下 義信
- 大谷 整 井上なつゑ
- 森崎 隆 有馬 英二
- 高良 とみ 河崎 ナツ
- 紅露 みつ 水井純一郎
- 石川 榮一 藤原 道子
- 木村 守江 石原幹市郎
- 安井 謙 草葉 隆園
- 内村 清次 中山 藤彦
- 小酒井義男 長島 銀藏
- 成瀬 幡治 藤森 貞治
- 曾根 益 常岡 一郎
- 飯島連次郎 谷口弥三郎
- 杉山 昌作 松原 一彦
- 鈴木 直人 小杉 繁安
- 木内キヤウ 堀 眞琴

第一條 国家行政組織法(昭和二十

三年法律第二百十号)第八條第一項の規定に基いて、総理府の附属機関として戦傷病者等対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務及び権限)

第二條 審議会は、左の各号に掲げる事項に関し調査審議し、その結果を實現するように内閣総理大臣及び関係各大臣に勧告する任務及び権限を有する。

一 戦争(戦争に準ずる事象を含む。以下同じ。)に基因して負傷し、又は疾病にかかつた者及び終戦後国外に抑留されている間に負傷し、又は疾病にかかつた者に対する補償

二 戦争に基因して死亡した者及び前号に規定する抑留中に死亡し、又は抑留中の負傷若しくは疾病により死亡した者の遺族に対する補償

三 終戦後国外に抑留されている者の留守家族に対する補償

2 内閣総理大臣及び関係各大臣は、前項各号に規定する補償に関する企画の大綱に関しは、あらかじめ審議会の意見を求めなければならない。

第三條 審議会は、会長、副会長及

び委員二十二人以内をもつて組織する。

2 会長は内閣総理大臣をもつて、副会長は厚生大臣をもつて充てる。

3 委員は、左の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣

二 文部大臣

三 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人以内

四 参議院議員のうちから参議院が指名した者 五人以内

五 学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命した者 十人以内

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第四條 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長が会務を総理する。

(幹事)

第五條 審議会に幹事十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政庁の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、つねに委員に対して事務上の援助をしなければならぬ。

(事務職員)

第六條 審議会の事務を整理させるため、事務主幹及び所要の事務職員を置く。

2 事務主幹及びその他の事務職員は、関係行政庁の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 第三條第三項第三号及び第四号の委員の指名は、この法律施行前においてすることができぬ。

3 この法律は、施行の日から起算して一年を限りその効力を有する。

4 引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

引揚同胞対策審議会

引揚同胞対策審議会法(昭和二十三年法律第二百十二号)に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、理容師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)、児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事小杉繁安君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

理容師法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに添付する。
昭和二十六年五月三十一日

衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

理容師法の一部を改正する法律案
理容師法の一部を改正する法律

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
題名を「理容師美容師法」に改める。

第一條第一項、第四項及び第六項を削り、同條中「理髪」を「理容」に、「理髪師」を「理容師」に、「理髪所」を「理容所」に改める。

第一條中「理髪師養成施設」を「理容師養成施設」に、「理髪師」を「理容師」に、「更に一年以上の実地習練を経た者は」を「一年以上の実地習練を経た者であつて更に都道府県知事が行う理容師試験に合格したものは」に改める。

第三條中「更に一年以上の実地習練を経た者は」を「一年以上の実地習練を経た者であつて更に都道府県知事が行う美容師試験に合格したものは」に改める。

第五條第一項中「理容師名簿」を「理容師名簿及び美容師名簿」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中前二項を「前項」に、「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第六條中「理髪師」を「理容師」に、「理髪」を「理容」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。
第六條の二 理容師又は美容師は、

理容所又は美容所以外において、その業をしてはならない。但し、省令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所又は美容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第七條中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第八條中「理容師」を「理容師又は美容師」に、「理容」を「理容又は美容」に改める。

第九條及び第十條中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 理容所又は美容所を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、理容所又は美容所の位置、設備等を開設の日の十五日前までに都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

理容所又は美容所の開設者は、その理容所又は美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第十二條から第十四條まで中「理容所」を「理容所又は美容所」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 理容師又は美容師は、理容師会又は美容師会を組織して、技術の向上及び施設の改善を図り、会員の指導及び連絡に資することができる。

理容師会又は美容師会は、その主たる事務所の所在地を管轄する保健所の長に、省令の定めるところにより、設立の届出をするものとする。

二以上の理容師会又は美容師会は、連合会を組織することができる。

二以上の都道府県の理容師会又は美容師会を会員とする連合会は、厚生大臣に、その他の連合会は、その地の都道府県知事に、省令の定めるところにより、設立の届出をするものとする。

第十五條第一号中「第六條」の下に「又は第六條の二」を加え、同條第四号中「前條」を「第十四條」に、「理容所」を「理容所又は美容所」に改める。

第十七條の二中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第二十二條第一項中「理髪師」を「理容師」に、「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

は美容師」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現にこの法律による改正前の理容師法第二條又は第三條の規定により、理髪師養成施設若しくは美容師養成施設において修習中の者又は修習を終えていない者は、昭和二十八年六月三十日まで、なお従前の規定により理髪師又は美容師の免許を受けることができる。

3 従前の規定による理髪師若しくは美容師の免許を受けた者又はこれを受けた者とみなされた者は、この法律による改正後の理容師美容師法の規定による理容師又は美容師の免許を受けた者とみなす。

4 理容師法特例(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「理容師法」を「理容師美容師法」に、「都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。」を「都道府県知事の免許を受けて理容師又は美容師になることができる。」に改める。

官報

号外 昭和二十六年六月三日

○第十回 参議院會議録第五十一号(その三)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

兒童福祉法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十五日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

兒童福祉法の一部を改正する法律案

兒童福祉法の一部を改正する法律案

兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 兒童相談所」を「第四節 兒童相談所、福祉事務所及び保健所に改める。

第六條中「親権者(親権者のないときは、後見人とする。以下同じ。)」を「親権を行う者、後見人に改める。

第十一條第二項中「必要な注意を與える」と「専門的技術に基いて必要な指導を行う」に改め、同條第四項を次のように改める。

兒童福祉法は、第二項の職務に

関し、兒童相談所長の指揮監督を受ける。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 兒童福祉法は、事務吏員又は技術吏員とし、左の各号の一に該当する者の中から、これを任用しなければならない。

一 厚生大臣の指定する兒童福祉司又は兒童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年初令第三百八十八号)に基く大学において、心理学、教育学又は社会学を専修する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 社会福祉主事として、二年以上兒童福祉事業に従事した者

五 前各号に準ずる者であつて、兒童福祉法として必要な学識経験を有するもの

第十二條第二項中「兒童福祉司」の下に「又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉司」に関する事務所(以下「福祉事務

所」といふ)の社会福祉主事を加える。

「第四節 兒童相談所」を「第四節 兒童相談所、福祉事務所及び保健所」に改める。

第十五條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 兒童相談所は、兒童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一 兒童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 兒童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 兒童の一時保護を行うこと。

兒童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号及び第二号の業務を行うことができる。

第十六條第四項中「相談又は鑑別」を「業務」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 兒童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神衛生に關して学識経験を有する者

二 学校教育法に基く大学又は旧大学令に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三 二年以上兒童福祉法として勤務した者又は兒童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

四 前各号に準ずる者であつて、所長として必要な学識経験を有するもの

判定を掌る所員の中には、前項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同條第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

相談及び調査を掌る所員は、兒童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第一章中第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 福祉事務所は、この法律の施行に關し、主として左の業務を行うものとする。

一 兒童及び妊産婦の福祉に關し、必要な実情の把握に努めること。

二 兒童及び妊産婦の福祉に關する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集团的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

兒童相談所長は、その管轄区域

内の福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」といふ)に必要な調査を委嘱することができる。

第十八條の三 保健所は、この法律の施行に關し、主として左の業務を行うものとする。

一 兒童及び妊産婦の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 兒童及び妊産婦の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある兒童の療育について、指導を行うこと。

四 兒童福祉施設に對し、栄養の改善その他衛生に關し、必要な助言を與へること。

第二十一條の次に次の二條を加える。

第二十一條の二 保健所長は、身体に障害のある兒童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた兒童(身体に障害のある十五歳未満の兒童)については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。につき、同法第十六條第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第二十一條の三 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた兒童に對し、盲人安全つえを交付し、又は補聴器、義し、車椅子等

の補装具を交付し、若しくは修理
することができず。

都道府県知事は、必要があると
きは、前項に規定する補装具の交
付又は修理に代えて、その購入又
は修理に要する金銭を、本人又は
その扶養義務者が負担することの
できる額を控除して支給すること
ができる。

第二十二條中「市町村長は、保健
上必要があるにもかかわらず、経済
的理由により、入院助産を受けるこ
とができない妊産婦を」と、都道府県
知事、市長及び福祉事務所を管理す
る町村長は、それぞれその管理する
福祉事務所の所管区域内における妊
産婦が、保健上必要があるにもかか
わらず、経済的理由により、入院助
産を受けることができないと認め
るときは、その妊産婦を」と改める。

第二十三條中「市町村長は、保護
者が」と、都道府県知事、市長及び
福祉事務所を管理する町村長は、そ
れぞれその管理する福祉事務所の所
管区域内における保護者が、「に改
める。

第二十五條中「児童相談所又はそ
の職員」と、福祉事務所又は児童相談
所」に改め、同條の次に次の一條を
加える。

第二十五條の二 福祉事務所長は、
前條の規定による通告又は第二十
六條第一項第三号の規定による送
致を受けた児童及び相談に応じた
児童、その保護者又は妊産婦につ
いて必要があると認めるときは、
左の各号の一の措置をとらなけれ
ばならない。
一 第二十七條の措置を要すると

認める者並びに医学的、心理學
的、教育学的、社会学的及び精
神衛生上の判定を要すると認め
る者は、これを児童相談所に送
致すること。

二 児童又はその保護者とその福
祉事務所との社会福祉主事に指導
させること。

三 第二十二條から第二十四條ま
での措置を要すると認める者
は、これをそれぞれその措置権
者に報告し、又は通知するこ
と。

第二十六條第一項前段中「前條の
規定による通告又は少年法第十八條
第一項の規定による送致を受けた兒
童」と、第二十五條の規定による通告
を受けた児童、前條第一号又は少年
法(昭和二十三年法律第六十八号)
第十八條第一項の規定による送致を
受けた児童及び相談に応じた児童、
その保護者又は妊産婦」に改め、同
項後段を削り、同項に次の二号を加
える。

三 前條第二号の措置が適当であ
ると認める者は、これを福祉事
務所に送致すること。

四 第二十二條から第二十四條ま
での措置を要すると認める者
は、これをそれぞれその措置権
者に報告し、又は通知するこ
と。

第二十七條第一項中「少年法第十
八條を少年法第十八條第一項」に
改め、同項第二号中「児童福祉司」の
下に、「社会福祉主事」を加え、同
項第三号中「里親(保護者のない兒
童又は保護者に監護させることが
不適當であると認められる児童を

養育することを希望する者であつ
て、都道府県知事が適当と認める者
をいう。以下同じ。)(の下に「若しくは
保護受託者(保護者のない児童又は
保護者に監護させることが不適當で
あると認められる児童で学校教育法
に定める義務教育を終了したもの
を自己の家庭に預り、又は自己のも
とに預り、保護し、その性態に応
じ、独立自活に必要な指導をするこ
とを希望する者であつて、都道府県
知事が適当と認めるものをいう。以
下同じ。)」を加え、同項に次の二号
を加える。

四 家庭裁判所の審判に付するこ
とが適当であると認める児童
は、これを家庭裁判所に送致す
ること。

第二十七條第三項中「親権者があ
るときは、(を)親権者を行う者(第四
十七條第一項の規定により親権を行
う児童福祉施設の長を除く。以下同
じ。)(又は後見人があるときは、「に、
その親権者」を「その親権者を行う者
又は後見人」に改め、同條に次の三
項を加える。

第一項第三号の保護受託者に委
託する措置は、あらかじめ、児童
の同意を得、且つ、一年以内の期
間を定めて、これをとらなければ
ならない。

都道府県知事は、委託の期間が
満了したときは、更に、児童の同
意を得、且つ、一年以内の期間を
定めて、児童の保護を保護受託者
に委託することができる。

都道府県知事は、第一項第二号
若しくは第三号の措置を解除し、
停止し、若しくは他の措置に変更

し、又は前項の措置をとる場合に
は、児童相談所長の意見を聞か
なければならぬ。

第二十七條の二中「又は児童相談
所長を削る。

第二十八條第一項中「親権者」を
「親権者を行う者又は後見人」に改め
る。

第三十條第一項中「親権者」を「親
権者を行う者又は後見人」に改め、同
條第三項中「児童相談所、」の下に
「福祉事務所、」を加え、同條第四項
中「里親の下に」、保護受託者」を加
える。

第三十一條本文中「厚生大臣又は」
を削り、同條但書を次のように改め
る。

この場合においては、都道府県
知事は、児童相談所長の意見を聞
かなければならない。

第三十二條に次の一項を加える。
都道府県知事又は市町村長は、
第二十二條から第二十四條までの
措置をとる権限の全部又は一部
を、それぞれその管理する福祉事
務所の長に委任することができる。

第三十三條の次に次の三條を加え
る。

第三十三條の二 児童の親権者が、
その親権を濫用し、又は著しく不
行跡であるときは、民法(明治二
十九年法律第八十九号)第八百三
十四條の規定による親権喪失の宣
告の請求は、同條に定める者の
外、児童相談所長も、これを行う
ことができる。

第三十三條の三 児童相談所長は、
親権者を行う者及び後見人のない兒
童について、その福祉のため必要
があるときは、家庭裁判所に對し
後見人の選任を請求しなければな
らない。

第三十三條の四 児童の後見人に、
不正な行為、著しい不行跡その他
後見の任務に適しない事由がある
ときは、民法第八百四十五條の規
定による後見人の解任の請求は、
同條に定める者の外、児童相談所
長も、これを行うことができる。
第三十四條第三項を削る。
第三十九條第一項中「その乳兒又
は幼兒を」を「保育に欠けるその乳兒又
は幼兒に」、同條第二項中「その他の
児童」を「保育に欠けるその他の兒
童」に改める。

第四十三條中「指導」を「指導又は
援助」に改める。

第四十五條中「並びに里親の行う
養育」を、「里親の行う養育並びに保
護受託者の行う保護」に改める。

第四十六條第一項中「及び里親」を
「、里親及び保護受託者」に改め、同
條の次に次の一條を加える。
第四十六條の二 児童福祉施設の長
は、都道府県知事又は市町村長か
らこの法律の規定に基づく措置のた
めの委託を受けたときは、正当な
理由がない限り、これを拒んで
ならない。

第四十七條を次のように改める。
第四十七條 児童福祉施設の長は、
入所中の児童で親権者を行う者又は
後見人のないものに対し、親権を
行う者又は後見人があるに至るま
での間、親権者を行う。但し、民法
第七百九十七條の規定による繼組
の承諾をするには、命令の定める

理由がない限り、これを拒んで
ならない。

ところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができ、

第四十八條を次のように改める。
第四十八條 養護施設、精神薄弱児童施設、盲ろうあ児童施設、虚弱児童施設及び体不自由児童施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない。

教護院の長は、在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

教護院の長は、前項の教科に關する事項については、文部大臣の勸告に従わなければならない。

第二項の証明書は、学校教育法により設置された各学校と対応する教育課程について、各学校の長が授與する卒業證書その他の證書と同一の効力を有する。但し、教護院の長が第三項の規定による文部大臣の勸告に従わないため、当該教護院における教科に關する事項が著しく不適当である場合において、文部大臣が厚生大臣と協議して当該教護院を指定したときは、当該教護院については、この限りでない。

第五十條中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十一條の三の措置に要する費用

第五十條中第六号の次に次の一号を加え、第七号中「入所に要する費用」を「入所又は委託（保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。）に要する費用に、「入所後の保護」を「入所後の保護又は委託後の養育」に改め、第八号中「相談及び鑑別」を「相談、調査、判定及び指導」に改める。

六の二 都道府県知事が、第二十二條及び第二十三條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

第五十三條の二中「第五十條第六号若しくは第七号」を「第五十條第六号から第七号まで」に改める。

第五十六條第一項中「第五十條第六号及び第七号」を「第五十條第五号の二（第二十二條の三第二項に規定する費用を除く。）及び第六号から第七号まで」に、同條第二項中「児童福祉司」を「児童福祉司、社会福祉主事」に改める。

第四章中第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、第三十五條第二項の規定により、市町村以外の者が設置した児童福祉施設について、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の

四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉事業法第二十九條第一項の規定により設立された社会福祉法人又は民法第三十四條の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基く措置を必要とする児童、その保護者又は妊娠婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにわかならず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生大臣及び都道府県知事は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六條及び第五十八條に規定するものの外、左の各号に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。但し、第一項の規定により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六條の三 都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ、

一 補助金の交付条件に違反したとき。

二 詐欺その他の不正な手段をもつて、補助金の交付を受けたとき。

三 児童福祉施設の経営について、営利を圖る行為があつたとき。

四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したとき。

第五十九條の次に次の二條を加える。
第五十九條の二 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

第五十九條の三 町村の福祉事務所を設置又は廃止により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の措置権者がした処分その他の行為は、変更後の措置権者がした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われ

るべきであつた措置に關する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

第七十一條を次のように改める。
第七十一條 都の区の存する区域においては、当分の間、第八條第三項及び第四項の規定にかかわらず、第二十四條中市町村長とあるのは、これを「都知事」と読み替へるものとする。

附則
(施行期日)
一 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十八條、第五十六條の二及び第五十六條の三に關する改正規定並びにこの法律の附則第七項の規定は、公布の日から施行し、この法律の附則第七項の規定は、同年四月一日から適用する。

(この法律の施行による措置権者の変更に関する準用規定)
二 第五十九條の三の規定は、この法律の施行により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合に準用する。

(社会福祉事業法附則第七項に關する特例)
三 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

(兒童福祉司に関する経過規定)
 4 この法律の施行の際現に任用されている兒童福祉司は、第十一條の二の規定により任用された兒童福祉司とみなす。
 (兒童相談所の所長に関する経過規定)
 5 この法律の施行の際現に任用されている兒童相談所の所長については、第十六條の二第二項の規定は、適用しない。
 (関係法律の廃止)
 6 教育所に在る孤兒の後見職務に關する法律(明治三十三年法律第五十一号)は、廃止する。
 (予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正)
 7 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第六号中「第五十條第二号」を「第五十條第一号及び第二号」に、「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号まで及び」に、「及び第五十五條を」、第五十五條及び第五十六條第二項に改め、同條に次の一号を加える。
 八 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)第五條及び第七條(住血吸虫病に關する部分を除く)。
 【小杉繁安君登壇、拍手】
 ○小杉繁安君 只今議題となりました兒童福祉法の一部を改正する法律案並びに理容師法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審

議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
 先ず兒童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。先般制定されました社会福祉事業法におきまして、社会福祉事務所の制度が創設せられ、兒童福祉行政についても第一線機関として活動することに相成りましたので、この福祉事務所と従来の兒童福祉の機関との活動領域の調整を図ると共に、兒童福祉法自体の規定中若干の改正をいたそうとするのが本改正法案の提案理由であります。

次にこの改正法案の要点につきまして概略御説明申し上げます。第一は、社会福祉事務所及び社会福祉主事に対する一定の兒童福祉行政事務を行わせることとあります。第二は、法人の設置する兒童福祉施設に対して、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用に対して補助する途を開くこととあります。第三は、身体に障害のある兒童に對して、保健所長が相談に応じ、必要な療育の指導を行うほか、盲人安全杖その他の補装具を交付し若しくは修理することができるようになることとあります。第四は、兒童福祉施設の長の親権の規定を修補すると共に、兒童相談所長が家庭裁判所に対して、親権の喪失及び後見人の選任又は解任の請求をすることができるようになることとあります。第五は、兒童の事後補導の万全を期するため、義務教育を終了した兒童を預つて保護し、自立に必要な指導をすることを目的とする保護受託者の制度を設けようとするのであります。第六は、教護院の教科に關する事項について、教護院の長の特殊性に鑑みて、教護院の長が文部大臣の勸

告の範囲内で必要な学科教育ができればよい規定にしようとするのであります。
 以上が本改正案の主要点であります。が、厚生委員会におきましては、政府当局より詳細なる説明を聴取いたしましたから、逐條的に慎重審議をいたし、種々熱心な質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて討論を省略いたしまして採決いたしました結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に理容師法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。
 先ず本法案の提出理由を申し上げます。理容師法が第一回国会において制定せられて以来の実績に鑑みまして、理容師及び美容師の知識技能を向上し、且つ衛生上の措置に万全を期することによつて公衆衛生の向上を図り、公共の福祉を増進するために、今回所要の改正が必要となつたのであります。

その改正案の内容について簡単に申し上げます。第一点は、従来理容師及び美容師の免許は、養成施設で一年以上知識技能を修得し、更に一年以上実地訓練を終えた者に対しこれを與へていたのであります。が、過去の実績に鑑み、監督庁においてその知識技能を測定することは公衆衛生上欠くべからざるものと考えられますので、この際これらの者に対し都道府県知事の試験を課すようにいたしましたのであります。第二点は、理容師及び美容師の營業は原則として理容所又は美容所に於いて行わなければならないこととい

たしますと共と、行政庁の指導の完備を期するため、その開設に當つては事前届出を必要とするように改めたこととあります。が、止むを得ない事情で理容所又は美容所に行くことのできない者のために、例外として、省令の定めるところによつて出張營業をも認めることとしたのであります。第三点は、これらの營業者に対する指導監督を民主的に行わしめるために、都道府県において必要と認めるときは理容審議会又は美容審議会を設置することができるようにすると共に、これらの業者の技術の向上、施設の改善その他相互の指導連絡を図るために、理容師会、美容師会、又はそれらの連合会を組織することができるようにいたしましたこととあります。第四点は、この法律の題名を理容師美容師法と改めたこととあります。なお、この題名の変更は即応して、この法律全般に亘り「理髮」を「理容」と改めるため字句の修正を行なつたのであります。

以上が理容師法の一部を改正する法律案の概要であります。
 この改正案は衆議院が先議でありまして、五月三十一日、衆議院より修正可決の上、同日、本院に送付になりましたのであります。が、原案の修正点を申し上げますと、都道府県において必要と認めるとき理容審議会又は美容審議会を設置する規定を削除いたしましたのであります。よつて改めて衆議院の送付した結果、原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上を以て御報告を致します。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (総員起立)
 ○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 決算委員長から、特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査について報告のため発言を求められました。この際これを許可することに御異議ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
 ○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決算委員長の報告を求めます。決算委員長前之園喜一郎君。

〔調査報告書は都合により附録に掲載〕
 ○前之園喜一郎君登壇、拍手
 ○前之園喜一郎君 昭和二十三年度決算検査報告批難事項第三百九十七号、いわゆる二重徴収事件が、社会的、政治的關心の極めて大きいことに鑑み、その審査に關して去る三月二十六日の本議場において特に中間報告をいたしました。が、本件に關し慎重かつ詳細に審議し、その審査を終了いたしましたので、審査の結果を御報告いたします。本件の概要につきましては、前回の中間報告におきまして詳細に御報告いたしましたので、この点は省略いたしまして、本件に關する小委員長の審査報告を先ず御紹介申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 決算委員長から、特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査について報告のため発言を求められました。この際これを許可することに御異議ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
 ○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決算委員長の報告を求めます。決算委員長前之園喜一郎君。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (総員起立)
 ○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (総員起立)
 ○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

一、調査結果の要約

(一) 二重衝突の受託及び納品の経過

(1) 昭和二十一年九月二十日附L D三五五号基、戦災復興院は同年十二月九日、田中及び高橋の共同事業たる足利板金工業組合に對し、二重衝突二十五万フイートを発注した。併し受託者たる足利板金工業組合は、かかる大量の物件を短期間に生産するには、その企業形態、資力等から見て適当でない。かかる業者に對し隨意契約によつて発注しているが、同組合に對する資格調査が極めて不十分であつたと認められる。

(2) その後生産及び納入は遅延著しく、当初の最終納期たる昭和二十二年三月から一年九カ月を経過した昭和二十三年十二月に至るも五分の四強を納入し得たにとどまる。而もその間、当初より現品を点検せず、數量不実の検收調査が作成されていたものと推定せられ、生産及び納入に關する特調側の監督は杜撰であつたとの批難を免れない。

(3) 昭和二十三年七月二十九日附LD八〇によつて本件二重衝突はキャンセルせられたにかかわらず、当局は、足利工業側の生産進捗し、資材の入手も済んでいるからという理由に基く例外的生産継続を默認している。併し事實は生産状況極めて不良であつて、当然業者に對しても、解約の上、生産中止の措置をとるべきであつた。その原因は特調側関係官の調査と連絡の不十分にあるものと考えられる。殊に漫然再三に亘つて納期延期を承認して、使用実績の少い本件衝突を生産させ、ために、その価格も当初の二倍半にまで増額承認したことは妥當でない。

(二) 過拂発生原因及び経過

(1) 足利工業は昭和二十三年十二月十四日附で最終の五万フイートの納入代金四千七百七万余円の支拂請求をして、同月二十八日決裁となり、二十九日その支拂を受けた。

(2) ところが、この五万フイートの検收調査は不実で、現品を全く見ず、足利工業の社員言葉だけで作つたもので、調査作成時までの出荷実数は七千フイート弱しかなかつた。そして当時としても年内に納入することは到底不可能な客観的事情にあり、高橋正吉はこのことを熟知してははずである。田中も大体知つていたものと考えられる。検收担当者藤原英三も、結局完全に納まるものと信じていたにしても、未だ納品完了してないことを大體感付いていたと考えられるし、特調側関係官も、かかることもあり得ると感じていたものと推定できる。

(3) これより先、高橋正吉は、同年十月頃から本件代金の支拂を受けるため、相当盛んに運動していたものと認められる。みずから又大橋武夫を通じて、加藤経理局長、滝野庶務部長に依頼しており、その他にも依頼している形跡が見られるのである。

(4) かくて本件では、(1)経理局で事實上請求を受けた十二月二十八日のすく翌日に支拂つており、(2)価格の増額も十二月十六日に決裁を受けたにかかわらず、別に十二月五日附の増額承認書もあり、(3)更に前記のごとく本件契約は形式上キャンセルになつていたので、別個にその支拂根拠をLD五七に求めて、十二月二十八日の午後追加注文の決裁を受け、その日附を十二月十六日附に遡らせている。尤も現実にこの発注書が回付されたのは翌年の一月になつてからである。(4)次いで支拂直前に検收調査の日附を納期たる九月三十日とし、LD五七による追加注文と訂正している。これらの不当な措置に關し、滝野、橋田、佐野等が相当積極的に上司を説得して盡力しているのである。それにしても納期と増額承認と変更発注の日附が喰ひ違つているまま支拂つているのも甚だ不穩當である。

(5) 次に十二月六日附で加藤経理局長名義の新価格による支拂証明書が発行されているが、そのときには未だ検收調査も作成されておらず、増額承認も決裁せられていなかった。それ故かかる支拂証明書の発行は如何なる意味でも不当であるが、同証明書を何人が発行したか明らかでない。

(6) 次に本件衝突代金中に物品税が五〇乃至六〇%含まれている。然るに足利税務署では、本件衝突は課税対象にならずとして徴税していない。それ故、高橋及び田中は、この税金相当額を特調より騙取したものとわねばならないし、特調当局にも過失あるものと考えられる。

(7) 昭和二十四年一月中旬に至り、中村副総裁が本件二重衝突の生産継続の可否に關して疑いを抱いた。そして石井技官をして足利工業に赴かせ、生産状況を調査させたところ、たゞく前記未納入のため、当時としては約金二千数百万円の過拂となつてることが発見されたのである。

(8) 現在残額は約金千五百万円ある。大體三分の一回収したわけ、このうちには有体動産に對する強制執行による配當金約三十万円が含まれている。而してこれら返納金の財源は、先に田中及び高橋兩名が任意提出した返納計画記載財産の一部であつて、それ以外の財産による回収は殆んど行われていない。

かつたといふことにおいて妥当でなかつたと断ぜざるを得ない。従つてこれを突き詰めていけば、第一に、会社及び個人の財産状態、並びに営業の実情に對する当初の調査が極めて不十分だつたことである。そのため返納の財源捕獲が十全でなく、同職時期及び方法の見直しを誤らせるに至つた。第二に、急速徹底的な回収方法を講ぜず、温情主義をとつたことである。若しそれ、当初から会社及び田中、高橋個人の財産状況を詳細に調査し、これに對して急速徹底的な回収方法を講じたならば、総額の三分の二以上、即ち現在の回収実績の二倍を下ることとはなかつたと推測できる。

四 自動車売却委託及び売却代金の処理について。
当時、特調の三浦監事の依頼によつて、本件過拂金の回収方に関し協力していた大橋武夫は、昭和二十四年六月一日足利工業株式会社代表者田中平吉から、形式上高橋名義で実質上会社所有にかかると一九四〇年型モリス自動車一台の売却及びその売却代金を特調への過拂金返納に充てられた旨の依頼を受けた。そして大橋はこれを同年六月、七月頃、山下茂をして金百數十万円で購入させ、その代金を受領してから、高橋及び山下等と相談の上、高橋名義の預金として三和銀行日比谷支店に預入れ、山下をしてその運用の額に当らせて来た。而して同人の運用よろしきを待たず、結局現在までの間に、その

うち昭和二十四年八月四日金三十万円、昭和二十五年十二月二十九日金三十万円を特調に對し過拂金返納として支拂つたのみで、残額七八十万円は未だに支拂つていないのである。それ故、かかる行為は、明らかに委託者たる田中の委託の趣旨に反して自動車売却代金を処分した疑いがある。然るに大橋は、証人として当委員会において、第一に、本件自動車の所有者が高橋正吉であること、第二に、売却の委託者も高橋であること、第三に、委託の趣旨は、売却代金を直ちに特調へ納めるのではなく、高橋の利益のため有利に運用して、漸次その利益で特調への支拂に充ててゆくことであると証言している。

四 東武鉄道株式の提供売却及び売却代金の処理について。
(1) 昭和二十四年三月八日、田中は特調の川田経理局長次長に對し、東武鉄道株式高橋名義分三万五千株、田中名義分一万五千株を有利に換領の上、その換領代金を特調に對する過拂金の支拂に當ててもらいたいという趣旨で預けた。その後、同年五月六日、高橋が自己名義分三万五千株を有利に処分して特調に納めるといふので、川田はこれを高橋に返却した。然るに高橋は、間もなく、これを金百六十二万円で売却したにかかわらず、その金を特調へ支拂わず、自己の用途に消費してしまつて現在に至つてゐる。
(2) 田中は株式を川田に預ける

際、自分以外の者には絶対渡してくれないと念を押したと言つてゐるが、それはともかく、川田は、田中、高橋間の覚書によつて、本件株式が会社所有で、而も田中のみに処分権があることを知つてゐたし、本件過拂の責任の大半が高橋にあるため、高橋を信用しがたいという空気が特調内部でも強かつたのである。従つて、川田が漫然これを高橋に渡し、遂にその売却代金を回収できない状況に立至らせたことは、極めて弊害で不当な措置であつたといわねばならない。

(3) 更に、この株式売却代金中、金五十万円を前記大橋の監督の下に山下が管理する高橋名義の預金に預け入れてゐる。それ故、大橋は、この株式の売却やその売却代金の処理には全く関知せずと述べているが疑わしい。
大橋武夫と足利工業その他本件との関係
(1) 昭和二十三年三月頃、大橋は復興院時代の部下である特調契約局石破次長や丸事務官の紹介で、足利工業株式会社の顧問弁護士となつたといふ。本件二重預金の発註があつた昭和二十一年十二月頃には、大橋はその関係局たる復興院計画局長であつた。

受取つてゐる。然るに会社側もこの顧問料に對し所得税の源泉徴収をせず、大橋も所得の申告をしてゐない。
(3) 高橋正吉は、大橋代議士の秘書であるとしてその旨の名刺を使用しており、大橋もこれを黙認してゐたものと考へられる。そして高橋は昭和二十四年一月の総選挙に際し大橋に對し金二十万円を渡してゐるが、それは大橋の選挙費用に當てたものと推測される。
(4) 大橋は、前述のごとく、高橋正吉の依頼で加藤経理局長や滝野事務局長に對し、本件二重預金の支拂方に関し口添えをなし、佐野課長に對しては強硬な申入れをしてゐる。石破契約局長、横田経理第二課長その他の者に對しても口添えをしたのではないかと疑いもある。その口添えは抽象的なものであつたと想像されるが、大橋が曾て彼等の上司であり、何かと面倒を見た関係もある中で、事実上相当強力な影響を與えたであらうと想像される。
(拍手)

(5) 次いで、本件過拂問題が生ずるや、大橋は三浦監事の依頼によつてこれに協力することとなり、その間、回収に關する大橋の協力は、結果において温情主義に基く緩慢な回収となつて、回収成績を低下させることとなつており、更に前記のごとく、自動車売却代金及び東武鉄道株式の売却代金処理に關係してい

る疑いもあつて、その責任たるや重大であると考へる。
(4) 本件関係者の法律的、道義的、政治的責任及びこれに對し特調側のとつた措置の当否。
(1) 田中平吉及び高橋正吉に關しては、本件過拂金の支拂請求受領が詐欺罪を構成する容疑が極めて濃厚である。すでにかかる容疑が濃厚である以上、事件の真相を徹底的に明らかにするためには、特調当局としては當時速かに刑事告訴をなすべきであつた。
(2) 嘱託検査員たる山口総男及びその補助者藤原英三は、最後の五万フイート分について現品を現認せず、これを現認した旨の検査調書を作成し、更にその後この検査の日附を事実上反して納期たる昭和二十三年九月三十日に行なつたことと訂正してゐるのである。而も前後の事情から考へて、真実五万フイートの製品が完成してゐないことを感知しながら、近く完成するものと誤信して、かかる検査調書を作成したものと容疑が強い。この検査調書が過拂の直接原因となつたものであるから、その法律的責任を全く不問に付することは妥當でない。
(3) 最後に、本件過拂及び過拂金回収に關與した特調側職員に對する問責方法は、甚だ徹底的に過ぎたと考へる。殊に、虚偽公文書の作成に關し指示を與へ若しくは重要な影響を與へたものと推測せられる横田経理第二課

の關係
(1) 昭和二十三年三月頃、大橋は復興院時代の部下である特調契約局石破次長や丸事務官の紹介で、足利工業株式会社の顧問弁護士となつたといふ。本件二重預金の発註があつた昭和二十一年十二月頃には、大橋はその関係局たる復興院計画局長であつた。

す。(その通り「答弁」個人じやない、委員長だよと呼ぶ者あり)

なお、この第八條の解釈につきましても、私も相当の見解を持ち、研究もいたしておりますが、小林議員御本職であられるように、この法律には多少の疑問があるように考えます。私も個人として参考にするために、法制局のかた、或いは委員部のそれぞれの人の意見も聞いたのであります。

この條文は、ここに示されてあるその通りである。即ち「証人が前二條の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならぬ」といふことに解釈するのが相当である。何らの意味はないので、その通り解釈したいのだという御意見のようでありまして、この点についても私個人の意見は申述べないほうがよろしいかと思ひます。

いずれにいたしましても、この問題をとり上げて告発するかしないかということとは、一に決算委員会の決議によらなければならぬことでありまして、私の意見によつて如何ともしがたき、することのできないものであるということと御了承を願ひたいと思ひます。

以上簡単に御答弁申上げました。(拍手)
○小林亦治君 只今の決算委員長の答弁に對し再質問をいたしたいと思ひます。
○議長(佐藤尚武君) 再質問を許します。小林亦治君。

○小林亦治君 決算委員長に對しまして再質問をいたします。只今の答弁では、只今決算委員長がお説みになつたところの報告は、あれは決算委員会の意思ではないように伺つたのであります。

するが、奉陪附会も甚だしいと存するのでござります。小委員会は決算委員会の委員によりまして、その同意を得まして、小委員会が調査した結果が只今御朗読の報告書になつたのであります。然らば小委員会で決定いたしましたのは、昨日の本委員会の承認の途端に、それは決算委員会の意思表示になつた次第であります。そこで、この只今お示しの第八條の問題であります。

が、これは私も司法権を持ちませぬので、「何をしたり」といふ最終有権的判斷の權利を持ちませぬ。そこで、これは議議的に疑いが存するといふ字句を用いたのでござりまするが、事實が認められたればこそ疑いが存するといふ結論をなしたのでござります。もはや決算委員会といたしましては断乎これは告発をしなければならぬのでござります。却つて、告発をなさぬといふお考えで、告発をおやめになりたければ、却つて更に別途の、告発をなさぬ旨の決議をなさなければ違法であります。この点に關しまして決算委員長の再度の御答弁を願ひます。(拍手、「委員会をやれ」と呼ぶ者あり) 委員会をやつても埒があかないからやれんだ。わからんか。

「うしろ暗いか」「顔色なしたぞ」「委員長なめられるな、心ゆくまで討論してみろ」「そうだ、そのための議會だ」と呼ぶ者あり

○前之國畫一郎君 重ねての御質問であります。只今私が御報告申上げました決算委員会の二重煙突に關しまする中間報告は、小委員会の報告を本委員会において全会一致承認して決議したものであるといふことを申上げてお

るのであります。これは小林委員よく御承知の通りであります。ただ、ここに、はつきり申上げて置きたいことは、これを告発するかどうかということ、又これが告発するに値いするかどうかということ、一に決算委員会において御決定になるべきことである、委員長が左右できるものではないといふことを極く簡単に申上げて答弁とい

つた次第であります。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第十三より第十五までの請願及び日程第五十の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました請願三件、陳情一件について、法務委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

以上の四件は、いずれも簡易裁判所等を設置してもらいたいという趣旨のものでござります。委員会におきましては、右各件につき政府委員又は最高裁判所側の説明を聞きまして、慎重審査いたしました結果、いずれも尤もな趣旨のものとして認めまして、採択いたしました。これを議院の會議に付すると

共に、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でござります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第十六より第四十六までの請願及び日程第五十一より第五十八までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事有馬英二君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○有馬英二君 只今上程せられました請願並びに陳情九十五件に關する厚生委員会の審査の結果について御報告申上げます。

いづれも院議に付して内閣に送付すべきものと審査決定いたしました。以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第四十七より第四十九までの請願、日程第五十九及び第六十の陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○深川榮左エ門君 只今議題となつた請願三件及び陳情二件につきまして、通商産業委員会における審議の結果を御報告申上げます。

陳情、陳情第四百八号、沖繩に日本す
ぎ材輸入の陳情。以上の諸願三件及び
陳情二件について、本委員会におきま
しては、政府当局の意見をも徴して慎
重審議の結果、いずれもその願意をお
おむね妥当と認め、これらを探択し、
議院の會議に付し、且つ内閣に送付を
要すべきものと決定いたしました次第
であります。

右簡單に御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより採決をいたしま
す。これらの諸願及び陳情は委員長報
告の通り採択し、内閣に送付すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○副議長(三木治朗君) 議員起立と認
めます。よつてこれらの諸願及び陳情
は全会一致を以て採択し、内閣に送付
することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程
に追加して、北上川開発法案(川村松
助君外八名発議)を議題とすることに
御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。建設委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

北上川開発法案
右の議案を發議する。

昭和二十六年五月二十一日
發議者
川村 松助 高橋進太郎
愛知 揆一 大矢半次郎

官報号外 昭和二十六年六月三日

齋 武雄 小野 義夫
千田 正 小笠原三三男
油井賢太郎
参議院議長佐藤尚武殿
北上川開発法

(目的)
第一條 この法律は、北上川流域に
おける資源を総合的に開発し、利
用し、及び保全し、もつて災害の
防除と産業の振興に資することを
目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「北上川
流域」とは、北上川水系を含む地
域で、政令で定めるものをいう。
(北上川総合開発計画)

第三條 国は、第一條の目的を達成
するため、北上川総合開発計画
(以下「開発計画」という。)を樹立
し、これに基く事業を当該事業に
関する法律(これに基く命令を含
む。)の規定に従い、実施するもの
とする。

2 開発計画は、北上川開発基本計
画(以下「基本計画」という。)及び
北上川開発年次計画(以下「年次計
画」という。)とする。

(基本計画)
第四條 基本計画は北上川流域にお
いて施行される重要な施設及び事
業の総合的且つ基本的な計画と
し、第一條の目的を達成するため
必要な施設の計画及び事業の整理
で、左の各号に掲げるものに関す
るものとする。

一 河川に関する施設及び事業
二 砂防に関する施設及び事業
三 公有水面の埋立に関する施設
及び事業

四 運河に関する施設及び事業
五 海岸保全に関する施設及び事
業
六 造林、営林及び治山に関する
施設及び事業
七 かんがい排水及び干拓に関す
る施設及び事業
八 水道及び下水道並びに工業用
水に関する施設及び事業
九 水力発電に関する施設及び事
業

十 気象施設
十一 ころ、水予報に関する施設
十二 前各号に掲げるものに関連
する施設又は事業

2 北上川開発庁長官は、基本計画
を立案し、閣議の決定を求めなけ
ればならない。
(年次計画)
第五條 年次計画は、基本計画に基
く事業(災害復旧事業を含む。)を
実施するための毎年度の計画とす
る。

2 北上川開発庁長官は、毎年、基
本計画に基いて年次計画を立案
し、閣議の決定を求めなければな
らない。
(開発計画の議決)
第六條 開発計画を樹立する場合に
おいては、あらかじめ、北上川開
発審議会の議を経なければならな
い。

(国土総合開発計画との調整)
第七條 開発計画と国土総合開発法
(昭和二十五年法律第二百五号)に
規定する国土総合開発計画との調
整は、内閣総理大臣が北上川開発
庁長官及び国土総合開発審議会の
意見を聞いて行うものとする。

(関係 公共団体の意見の申出)
第八條 関係地方公共団体は、開発
計画に関し、内閣に対して意見を申
し出ることが出来る。
(開発計画に基く事業)
第九條 開発計画に基く事業は、昭
和二十八年年度から開始し、昭和三十
七年度までに完成しなければならない。
(北上川開発庁の設置)
第十條 国家行政組織法(昭和二十
三年法律第二十号)第三條第二
項の規定に基いて、総理府の外局
として、北上川開発庁を設置す
る。

2 北上川開発庁の長は、北上川開
発庁長官とし、國務大臣をもつて
充てる。
(北上川開発庁の所掌事務の範囲
及び権限)
第十一條 北上川開発庁は、開発計
画について調査し、及び立案し、
並びにこれに基く事業の実施に関
する事務の調整及び推進にあた
る。

(北上川開発庁に置かれる特別な
職)
第十二條 北上川開発庁に、次長一
人を置く。
2 次長は、長官を助け、庁務を整
理する。
第十三條 北上川開発庁に、参與十
人以上を置き、庁務に参與させ
る。

2 参與は、関係行政機関の職員
のうちから、長官が命ずる。
3 参與は、非常勤とする。
(北上川開発審議会)
第十四條 北上川開発庁に北上川開
発審議会(以下「審議会」という。)
を置く。

2 審議会は、第六條に規定するも
のの外、北上川開発庁長官の諮問
に依り、開発計画に関する重要事
項を調査審議する。
3 審議会は、開発計画に関する重
要事項について、関係行政機関に
建議することが出来る。
第十五條 審議会は、左に掲げる者
につき、内閣総理大臣が任命する
委員十五人以上で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院
が指名した者 四人
二 参議院議員のうちから参議院
が指名した者 二人
三 関係県の知事 二人
四 関係県の議会の議長二人
五 学識経験のある者 五人以内
2 委員の任期は、二年とする。但
し、委員に欠員が生じた場合にお
ける補欠の委員の任期は、前任者
の残任期間とする。委員は、再任
されることが出来る。

3 委員は、非常勤とする。
4 審議会の会長は、委員のうちか
ら互選する。会長に事故があると
きは、会長があらかじめ指名する
委員が、その職務を代理する。
5 会長は、会務を総理する。
6 前項に定めるものを除く外、審
議会の議事及び運営に関し必要な
事項は、審議会が定める。

(職員)
第十六條 北上川開発庁に置かれる
職員は、主任、昇任、懲戒その他人
事管理に関する事項については、
国家公務員法(昭和二十二年法律

第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十七條 北上川開発庁に置かれる職員は、別に法律で定めらる。

(資料の提出等)

第十八條 北上川開発庁長官は、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(勸告)

第十九條 北上川開発庁長官は、関係地方公共団体に対し、開発計画に基き事業に關し必要な勸告をすることができる。

(協力義務)

第二十條 関係行政機関及び関係地方公共団体は、開発計画に基き事業の促進及び完成に誠実に協力しなければならない。

(国有財産の譲渡等)

第二十一條 国は、開発計画に基き事業の用に供するため必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條又は第二十八條の規定にかかわらず、開発計画に基き事業の実施に要する費用を負担する公共団体又は第二十三條に規定する特別の法人に対し、普通財産を無償

貸付し又は譲渡することができる。

(経費負担の特例)

第二十二條 国は、開発計画に基き事業を実施するため必要がある認めるときは、他の法令の規定にかかわらず、政令の定める基準により、地方公共団体が負担すべき費用の割合を軽減し、又は当該地方公共団体に対して地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條の規定に基き補助金を交付することができる。

(特別の法人)

第二十三條 別に法律の定めるところにより設立される特別の法人は、開発計画に基き事業の一部を実施し、又は開発計画に基き事業の一部を実施する者に対し、投資その他の助成をすることができ

附則

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、昭和二十七年四月二日以後であつてはならない。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第十七條中「北海道開発庁」を「北海道開発庁」に改める。

第十八條中

北海道開発庁

北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)

北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)

北上川開発庁

北上川開発法(昭和二十六年法律第号)

に改める。

3 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一の総理府の項中「北海道開発庁」を「北上川開発庁」に改める。

4 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表総理府の項中「北海道開発庁四五人」を「北海道開発庁三五人」に、同項中「計六二、三八一人」を「計六二、四一六一人」に、同表合計の項中「八八七、二七七人」を「八八七、三二二人」に改める。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 只今議題となりました北上川開発法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、北上川の我が国における重要性に鑑みまして、累年の災害を急速に根絶し、未開発資源を最大限に開発するため、北上川流域に総合的且つ基本的な開発計画を樹立し、これに基き事業を強力且つ迅速に実施することを企図するものであります。

審議の詳細は速記録によつて御了承願うことにいたしますが、提案者からは、本邦第三位の大河川である北上川の重要性と、同流域の逐年の災害状況並びにこれに対処するための北上川流域の総合治水事業は、国土の保全と共に積極的に土地生産力の増進を図らんとするものである旨の説明があつたのであります。

これに對しまして赤木委員その他より熱心なる質疑が行われたのであります。詳細は速記録によりまして御了承願ひたいと思つております。かく承りましたところ、赤木委員から、本法案には反対である。北上川開発法案は利根川開発法案とは内容が異なるべきことは当然であるにかかわらず、内容が同一であることは両河川の実態に反するものである。自分は本法案に對し、北上川のほかその他の国内の重要河川を包括して総合開発を企図することがより適當であると考え、修正したい意思であるが、手続の関係上これを提案することができなかつたことは遺憾である。これらの諸点から勘案して、本法案は本院の継続審議に移し、更に慎重なる審議を期すべきである旨の発言があつたのであります。次に小川委員から賛成討論、田中委員からは條件附で賛成討論があつたのであります。かくいたしましたして討論を終結、採決の結果、多数を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられます。

〔拍手〕

○副議長(三木治朗君) この際、日程を追加して、モーターボート競走法案

り熱心なる質疑が行われたのであります。詳細は速記録によりまして御了承願ひたいと思つております。かく承りましたところ、赤木委員から、本法案には反対である。北上川開発法案は利根川開発法案とは内容が異なるべきことは当然であるにかかわらず、内容が同一であることは両河川の実態に反するものである。自分は本法案に對し、北上川のほかその他の国内の重要河川を包括して総合開発を企図することがより適當であると考え、修正したい意思であるが、手続の関係上これを提案することができなかつたことは遺憾である。これらの諸点から勘案して、本法案は本院の継続審議に移し、更に慎重なる審議を期すべきである旨の発言があつたのであります。次に小川委員から賛成討論、田中委員からは條件附で賛成討論があつたのであります。かくいたしましたして討論を終結、採決の結果、多数を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられます。

〔拍手〕

○副議長(三木治朗君) この際、日程を追加して、モーターボート競走法案

(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

モーターボート競走法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月二十九日
衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

モーターボート競走法案

モーターボート競走法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、モーターボートの性能の向上等品質の改善、モーターボートに關する海外宣伝その他モーターボートの製造に關する事業の振興に寄與し、あわせて海事思想の普及宣伝と観光事業に資するとともに、地方財政の改善を図るために行ふモーターボート競走に關し規定するものとする。

第二章 施行者並びにモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

(競走の施行)

第二條 都道府県及び人口、財政等を考慮して地方財政委員会が指定する市町村(以下「施行者」という。)は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーター

ボート競走を施行するものとする。施行者は、地方財政の改善を図るために行ふモーターボート競走に關し規定するものとする。

ポット競走(以下「競走」といふ)を行ふことができる。

2 施行者以外の者は、勝舟投票券その他これに類似するものを発売して、競走を行つてはならぬ。

(競走の実施の委任)
第三條 施行者は、競走の実施を当該都道府県に設立するモーターポット競走会(以下「競走会」といふ)に委任することができる。

第四條 競走会は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一箇を限り設立するものとする。

2 すべての競走会は、国内において一箇の全国モーターポット競走会連合会(以下「全国競走会連合会」といふ)を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇の平等の表決権を有し、多数決をもつて全国競走会連合会の総会の議事を議決する。

3 全国競走会連合会は、モーターポット競走場(以下「競走場」といふ)を、競走に出場する選手、競走に使用するポット及びモーター及び審判員の登録、各施行者の競走日程の作成その他の競走の実施に関する指導調整並びにモーターポットに関する事項の振興を目的とする。

4 競走会及び全国競走会連合会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

第三章 競走の実施
(競走場)

第五條 競走は、競走場で行わなければならない。

(登録)
第六條 競走場、競走に出場する選手、競走に使用するポット及びモーター並びに審判員は、全国競走会連合会に登録されたものでなければならぬ。

2 全国競走会連合会は、登録規程に合致する競走場、選手、ポット、モーター及び審判員については、その登録を拒むことはできない。

(入場料)
第七條 施行者は、競走を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

(勝舟投票券)
第八條 施行者は、一口金五十円又は百円の勝舟投票券を券面金額で発売することができる。

2 施行者は、前項の勝舟投票券十枚分を一枚をもつて代表する勝舟投票券を発売することができる。

第九條 左の各号の一に該当する者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。但し、第二号に該当する者が、みずからその運営に従事しない競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受ける場合は、この限りでない。

一 選手、審判員、競走会の役員並びに全国競走会連合会の役員及び職員
二 前号に掲げる者を除き、競走監督官及び競走の執行委員、事務員、会計係員、連絡係員その他の競走の運営に従事する者

(拂戻金)
第十條 施行者は、勝舟投票券的中者に対し、その競走についての勝舟投票券の売上金(勝舟投票券の発売金額から第十二條の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五に相当する金額の拂戻金を当該勝舟に對する各勝舟投票券にあん分して交付しなければならない。

2 勝舟投票券的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝舟以外の出走したモーターポットに投票した者に対し、各勝舟投票券にあん分して拂戻金として交付しなければならない。

3 前三項の規定により勝舟投票券的中者又は勝舟投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、運輸省令で定める。

第十一條 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、施行者の収入とする。

(投票の無効)
第十二條 勝舟投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出走すべきモーターポットがなくなり、又は一隻のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝舟がなかつたこと。

2 発売した勝舟投票券に表示されたモーターポットが出走しなかつた場合は、そのモーターポット(第一着及び第二着となつたモーターポットをその順位で一組として勝舟とする勝舟投票法(以下「連勝式勝舟投票法」といふ)にあつてはそのモーターポットの属する組に對する投票は、無効とする。

連勝式勝舟投票法において同一の連勝式番号をつけられたモーターポットを一組とした場合において、表示されたモーターポットのうちいずれか一隻のみが出走したときは、その組に對する投票についても、同様である。

3 前二項の場合においては、当該勝舟投票券を所有する者は、施行者に對して、その券面金額の返還を請求することができる。

(拂戻金及び返還金の支拂)
第十三條 第十條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該勝舟投票券と引換に、請求し、且つ、支拂うものとする。

(拂戻金及び返還金の債権の特効)
第十四條 第十條の規定による拂戻金又は第十二條の規定による返還金の債権は、三十日間行われないときは、時効によつて消滅する。

(券面金額及び入場料の返還の禁止)
第十五條 施行者は、第十二條第三項に規定する場合を除くの外、券面金額の返還請求に應ずることができない。入場料についても、同様である。

(競走の公正を確保するための措置)
第十六條 全国競走会連合会は、競走の公正且つ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、モーターポットの出走停止又は選手の出場停止の処分をすることができる。

(競走場内の取締)
第十七條 施行者は、競走場内の秩序を維持するため、入場者の整理、競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第十八條 施行者又は競走会は、競走の公正且つ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 モーターポットの出走を停止すること。
二 選手の出場を停止すること。
三 入場を拒否し、又は入場者に對し競走場外への退去を命ずること。

第四章 収入及び支出
(施行者の収入)
第十九條 施行者は、勝舟投票券の売上金の額の百分の二十五に相当する金額を自己の収入とするものとする。

(国庫納付金)
第二十條 施行者は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝舟投票券の売上金の額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(競走会への交付金)

第二十一條 施行者は、競走会に競走の実施を委任したときは、第十九條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝舟投票券の売上金の額の百分の五を超えない金額を当該競走会に交付しななければならない。

(施行者の負担する実施に要する費用)

第二十二條 施行者は、第十九條の規定により自己の収入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、競走の実施につき競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。

第五章 雜則

(勝舟投票券の発売停止等)

第二十三條 運輸大臣は、施行者、競走会又は全国競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該施行者、競走会又は全国競走会連合会に対し、あらかじめ警告をした上、勝舟投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により警告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該施行者、競走会又は全国競走会連合会に対し公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合は、事後に聴聞をすることができる。

(競走監督官)

第二十四條 運輸大臣は、運輸省の職員に、その身分を示す証票を携

帶させて、勝舟投票券の発売、拂戻金及び返還金の交付その他競走の実施に関し、監督を行わせることができる。

2 前項の職員は、競走監督官とする。

(届出又は報告)

第二十五條 運輸大臣は、施行者から、競走の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

(委任事項)

第二十六條 この法律に定めるものの外、競走の実施の委任に関する事項、競走場、競走出場する選手、競走に使用するボート及びモーター並びに審判員の登録規程その他登録に関する事項その他この法律の施行に必要必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第二條第二項の規定に違反した者

二 この法律の規定により行行競走に関し、多数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第九條の規定により勝舟投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定により勝舟投票

券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者に対して勝舟投票券を発売した者

二 第九條の規定に違反した者

三 前條第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前條第三号に規定する者を除き、同條第二号に規定する行為の相手方となつた者

第二十九條 競走会若しくは全国競走会連合会の役員、競走の執行委員その他の競走の運営に従事する者又は選手が、その職務又は競走に関し、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、その職務又は競走に関し、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をなしたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の場合において、收受した賄りは、没収する。もし、その全部又は一部を没収することができない場合には、その価額を追徴する。

第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

附則

1. この法律は、公布の日から施行する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 モーターボート競走の施行に関する事

3 地方財政委員会設置法(昭和二十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号を第二十五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 モーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

(植竹春彦君登壇、拍手)

○植竹春彦君 モーターボート競走法案について、運輸委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は衆議院議員坪内八郎君外四十九名より提出されたものであります。この競走は自転車及び小型自動車競走とおおむね同一の仕組みで勝舟投票券の発売を認め、その施行者を地方公共団体としておるのであります。その目的とするところは、モーターボートの性能を向上し、その製造事業を振興し、同時に海事思想の普及と観光事業に資すると共に、地方財政の改善にも寄與することにあるとせられております。法案の内容は、不正防止に関する新規定のはかは他の類似の法律とはほぼ同様であります。

本委員会におきましては、審査の万全を期し、地方行政委員会とも二回に亘り連合委員会を開催し、更に提案者及び本法案の主務大臣たる運輸大臣並びに関係当局に対しても活潑なる質疑が行われたのであります。

主なる質疑応答として、第一に、本法案の趣旨は結構であるが、勝舟投票券の発売という射伴による点に問題がある。この点に関する所見如何ということでありました。この質疑に対する答弁として、射伴も、時代の思想、民情、風俗、文化の程度を勘案して、而も今日の我が国の場合としては、本法の狙いとするその目的を推進するため、国民に潤いを示し、ゆとりを持たして政治を進めて行く場合もあるものであつて、三十カ條に及ぶこの本法案の條文の大部分は、レースの実施に関する監督規定と処罰規定であり、類似法令を広く斟酌して立案せられたものであるから、射伴の方法を用いても、嚴格なる規制によつて運用のよろしきを期し得るといふ答弁があつたのであります。(OK)と呼ぶ者あり)第二の質疑は、射伴を用いないでモーターボートの向上を図る途はないかという質疑でありまして、これに対する答弁は、研究施設に多額の費用を投じることにより、モーターボートの性能改善を図る途はあるが、現在実施困難であるばかりでなく、更に本法案は、海事思想の普及、観光事業、地方財政への寄與をも企図している点が感調せられたのであります。

第三の質疑は、モーターボートレースにおいては、最優秀の性能のボートは常に優勝し、たとえ勝舟券を発売するとしても、番狂わせはないのではないか、又レースに生命の危険は伴わないかという質疑でありまして、これに対する答弁は、このレースは単にボートのスピードのみならず、スタートの技術、ターンの操作、浮流物のよけ方等に大きな関係があり、且つ現に国

際的にも相当活動に行われてゐる実況より見て、優秀競争の懸念薄く、レースは水面で行われるが故に、安全度については殆んど心配なきことが答弁せられたのであります。第四の質問は、競走の実施を目的とする競走会は民法の公益法人として設立されることになつてゐるが、競走会は都道府県に一つを限り設立されるものであるから、一般の公益法人設立の例によらず、本案に特別規定を設けるべきであると思ふが、運輸省の意見如何という質疑に對しまして、運輸省側は、公益法人設立に関する内規を再検討の上、十分整備し、又競走会の設立許可については、先ず地方海運局をして審査せしめ、更に本省において諸般の事情を考慮し、慎重審議の上、行ふこととするという答弁がありました。

次に討論に入りましたところ、岡田信次委員より、本法律案に対する非難の要点は勝舟券の発売に伴う弊害にあるが、主務省たる運輸省の監督取締方針によれば、従来競輪やオートレースのそれらに比して格段の改善が加えられ、むしろ嚴重に過ぎるほどであるから、弊害は極めて少いものと認められる。一方、交通の動力の先端を行くエンジン車の改善に寄與するところ甚大であると認められるという賛成意見が述べられ、次いで菊川、鈴木、松浦の各委員よりそれぞれ反対意見が述べられました。以上を以て討論を終り、次いで採決に入りましたところ、多数を以て本案は原案通り可決すべきものと決定せられたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。小酒井義男君。

「小酒井義男君登壇、拍手」
「しつかり反対せい」ばくちで国を亡ぼせ」「ゆつくりやつて下さい」「簡單々々」と呼ぶ者あり」

○小酒井義男君 私は日本社会党を代表いたしました。只今上程をされておりますところのモーターボート競走法案に反対の意見を申述べます。(拍手)
先ず先立つて申述べたいことは、反対意見の前提となるべき我が国の現状を如何に把握するかということであり、戦争による物心両面の深刻なる打撃によつて虚脱と混乱にあつた我が国が、六年間の長きに亘る占領政策から解放されて、自主独立の平和国家として新しく出発すべき希望の講和條約を締結すべき時期を迎えようとしておるのであります。誠に重要な歴史的段階にあると言わなければなりません。このような重大な時代を迎えるに當つて、国政を運営する我々の任務こそ極めて重大であるといふことは皆さんも十分お考えになつておるところでございます。従つて我々の論議も、又我々の判断も、この基盤に立つて事を行わなければならないことを忘れてはならないのであります。

私が反対の理由とします第一の條件は、我が国の現状より考へて、かかる法案を可決すべきでないという見地に立つておるからであります。前にも申上げましたごとく、講和條約の締結後の我が国の政治的自主権の確立と自立経済達成のために、國民こそつて奮起しなければならぬときであります。かかる重大時期を目前に控えておられ、なお且つ國民感情の安定を見ることができておられない現状において、本案の成立を成立させるといふことは時期的にも妥當でないと思ふのであります。私は、我が国の経済が安定し、國民生活にも精神的にもゆとりのできる時期になりました際には、本法のごときものが或いは制定をせられても止むを得ない事情もあり得るかと思ふのであります。現在競輪によるところの國民生活の受ける弊害、これに關連して本競技によつて派生するところの弊害も私どもは考へなければならぬと思ふのであります。本法案におきましては、成るほど競輪と比較いたしますと数段その弊害が制約せられることには相成つております。併しそれだからといつて、これを行ふことによつて、これらの持つところの弊害を少くするものとは相成らぬのであります。過去において国会が可決した競輪が、その存廃を再検討されなければならぬ時期に、本法案を審議する我々の態度は冷静でなければならぬと思ふのであります。競馬競輪に原因を究する紛争や家庭生活に及ぼす弊害、又青少年に與える憂うべき影響は見過すことのできない問題でありまして、現状は既存の賭博行為の伴う競技の存廃を考慮すべきことであつて、既存のもの足をかりとして、これらの行為の伴うものを増加すべきことではないと思ふのであります。(拍手)「そうだ」と呼ぶ者あり

次に、私は本案の内容について意見を申述べたいと思ひます。本法は第一條において、モーターボートの性能の向上或いは品質の改善等、モーターボートの製造に関する事業の振興に寄與し、併せて海軍思想の普及宣伝によ

る観光事業への寄與、更に地方財政の改善を以て図らんとするところの目的を持つております。私もこれらに關する限り、もとより反対をするべき論拠はないのであります。併し問題は、競走実施の點に、果してこのような趣旨が達成される可能性があるであろうかといふことでありまして、出發後未だ日時の浅い我が国の地方自治体は、財政的に多くの不十分問題を感しておることは、我々もひとしく認める所でありまして、併しながら、本法によつて果し得る地方財政への寄與には、その金額が多ければ多いほど、当該地方の住民の受ける弊害が大きいといふことを忘れてはならないのであります。(拍手)國民生活に不健全な影響を與えて財源の一部を賄ひ得たといつたとしても、それは当該地方の住民生活全体から考へる場合に、害のみ多くして、得られる利益の余りも少いことを私はここで断定をいたすものであります(拍手)地方財政の確立は、かかる不健全な手段を講ずべきでなく、国家財政全般を檢討して、平衡交付金の増額等の方法によることといたしまして、根本的な対策をなすべきであらうと思ひます。更にモーターボートの性能向上や、品質の改善をなすために、我が国経済の一環として、その重要度に應じた適切な助成の方途を講じ、その発展と振興に對処することが必要であると思ひます。特に海軍思想の普及に至りましては、その対象となる青少年に及ぼす影響は甚大でありますから、特段の注意を拂われるべきであると思ひます。

反対の第三点は、法案内容の不健全なことと、その及ぼす欠陥についてであります。本法は第四條におきまして競走会の設立を規定する條章を定めております。これによりまして、競走会は各都道府県内に一個を限つて設立するものとされておりましたが、更に同條第四項におきましては、競走会を民法第三十四條による公益法人として設立されるものであることを規定しておるのであります。御承知のように民法第三十四條にある公益法人と申しますのは、祭祀、宗教、慈善、學術、技芸等、營利を目的としない公益団体を指すものであります。これらの目的に合致する団体なれば、それは同一都道府県におきましては數個のものが設立されることのできることに相成つておるのであります。本法におけるところの都道府県は、ただ一つのみを限定して競走会を認めるといふ、こうした公益法人は、その他の法人とは、いささか趣きを異にいたしております。又一般に株式を公算する法人とも異にいたしておりますので、民法の三十四條をこゝに援用することの適否についても我々は検討の必要があると思ひます。

(時間々々)と呼ぶ者あり)若し仮に數個の法人から同時に設立願が出された場合には、何を基準としてこの設立を許可するかが明確にされておらないのであります。このことは、競走会の設立をめぐつて種々なる問題を発生させる原因と相成る要素を持つておるのであります。これが政治的な利権や或いは關係官庁における認可とかからんで、不純な結果を招来する危険性も予断することができるのであります。最近においても、海上保安庁における問題のごとく、官吏の汚職事件は駭を絶たない実情であります。かかる実情に

きておられない現状において、本案の成立を成立させるといふことは時期的にも妥當でないと思ふのであります。私は、我が国の経済が安定し、國民生活にも精神的にもゆとりのできる時期になりました際には、本法のごときものが或いは制定をせられても止むを得ない事情もあり得るかと思ふのであります。現在競輪によるところの國民生活の受ける弊害、これに關連して本競技によつて派生するところの弊害も私どもは考へなければならぬと思ふのであります。本法案におきましては、成るほど競輪と比較いたしますと数段その弊害が制約せられることには相成つております。併しそれだからといつて、これを行ふことによつて、これらの持つところの弊害を少くするものとは相成らぬのであります。過去において国会が可決した競輪が、その存廃を再検討されなければならぬ時期に、本法案を審議する我々の態度は冷静でなければならぬと思ふのであります。競馬競輪に原因を究する紛争や家庭生活に及ぼす弊害、又青少年に與える憂うべき影響は見過すことのできない問題でありまして、現状は既存の賭博行為の伴う競技の存廃を考慮すべきことであつて、既存のもの足をかりとして、これらの行為の伴うものを増加すべきことではないと思ふのであります。(拍手)「そうだ」と呼ぶ者あり

次に、私は本案の内容について意見を申述べたいと思ひます。本法は第一條において、モーターボートの性能の向上或いは品質の改善等、モーターボートの製造に関する事業の振興に寄與し、併せて海軍思想の普及宣伝によ

る観光事業への寄與、更に地方財政の改善を以て図らんとするところの目的を持つております。私もこれらに關する限り、もとより反対をするべき論拠はないのであります。併し問題は、競走実施の點に、果してこのような趣旨が達成される可能性があるであろうかといふことでありまして、出發後未だ日時の浅い我が国の地方自治体は、財政的に多くの不十分問題を感しておることは、我々もひとしく認める所でありまして、併しながら、本法によつて果し得る地方財政への寄與には、その金額が多ければ多いほど、当該地方の住民の受ける弊害が大きいといふことを忘れてはならないのであります。(拍手)國民生活に不健全な影響を與えて財源の一部を賄ひ得たといつたとしても、それは当該地方の住民生活全体から考へる場合に、害のみ多くして、得られる利益の余りも少いことを私はここで断定をいたすものであります(拍手)地方財政の確立は、かかる不健全な手段を講ずべきでなく、国家財政全般を檢討して、平衡交付金の増額等の方法によることといたしまして、根本的な対策をなすべきであらうと思ひます。更にモーターボートの性能向上や、品質の改善をなすために、我が国経済の一環として、その重要度に應じた適切な助成の方途を講じ、その発展と振興に對処することが必要であると思ひます。特に海軍思想の普及に至りましては、その対象となる青少年に及ぼす影響は甚大でありますから、特段の注意を拂われるべきであると思ひます。

三橋 八次郎君 高田 ぼほ子君
片岡 文重君 吉川 末次郎君
小林 孝平君 山花 秀雄君
松浦 清一君 菊川 孝夫君
赤松 常子君 山田 節男君
三輪 貞治君 成瀬 暢治君
田中 一君 小泉 秀吉君
伊藤 修君 小笠原 三三郎君
羽生 三三君 江田 三郎君
大野 幸一君 曾弥 益君
中村 正雄君 細川 嘉六君
須藤 五郎君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 千葉 信君
鈴木 清一君 堂森 芳夫君
重盛 壽治君 岡村 文四郎君
森 八三二君 佐多 忠隆君
小林 亦治君 岩崎 正三郎君
相馬 助治君 三浦 辰雄君
石川 清一君 松浦 定義君
榊 繁夫君 岡田 宗司君
堀木 鎌三君 松原 一彦君
羽仁 五郎君 内村 清次君
小酒 井義男君 栗山 良夫君
山下 義信君 矢嶋 三義君
木下 源吾君 棚橋 小虎君
下條 恭兵君 河崎 ナツ君
森崎 隆君

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。議長は参議院議長と協議の結果、国会の会期を今月五日まで三日間延長することに協定いたしました。議長が協定いたしました通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。(起立者多数)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。(拍手)よつて会期は本月五日まで三日間延長することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際お諮りいたします。本日、櫻内辰郎君から外務委員長を、深川榮左エ門君から通商産業委員長を、前之園喜一郎君から決算委員長を、それぞれ辞任いたしたい旨の申出がございました。いずれもこれを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) つきましては、この際、日程を追加して、常任委員長の補欠選挙を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。

○油井賢太郎君 本日は、只今の常任委員長の補欠選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○木村守江君 私は只今の油井君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 油井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、外務委員長に大隈信幸君を、通商産業委員長に竹中七郎君を、決算委員長に岩男仁藏君をそれぞれ指名いたします。(拍手)

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時十六分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 全国選挙管理委員会委員の指名

一、日程第二 教育公務員特例法の一部を改正する法律案

一、日程第三 民法登記法

一、日程第四 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

一、日程第五 産業教育法案

一、日程第六 住民登録法案

一、日程第七 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、日米経済協力に伴う労働政策に関する緊急質問

一、綱紀改正に関する緊急質問

一、日程第二 日本国有鉄道の貨物輸送力増強増強に関する決議案

一、現業職員の特別俸給表制定に関する決議案

一、国民金融公庫の拡充強化に関する決議案

一、日程第八 税理士法案

一、日程第九 商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

一、日程第十 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第十一 ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

一、日程第十二 緊要物資の売拂に関する法律案

一、植物防疫法の一部を改正する法律案

一、農林物資規格法の一部を改正する法律案

一、職傷病者等対策審議会設置法案

一、理容師法の一部を改正する法律案

一、児童福祉法の一部を改正する法律案

一、特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査の中間報告

一、日程第十三乃至第十五の請願

一、日程第十六乃至第四十六の請願

一、日程第五十一乃至第五十八の陳情

一、日程第四十七乃至第四十九の請願

出席者は左の通り。

議長	佐藤 尚武君
副議長	三木 治朗君
議員	結城 安次君 山川 良一君
	山本 勇造君 村上 義一君
	玉柳 實君 宮城タマヨ君
	瀧口 三郎君 前田 穰君
	堀越 儀郎君 藤森 眞治君
	藤野 繁雄君 中山 福藏君
	野田 俊作君 徳川 宗敬君
	常岡 一郎君 伊達源一郎君
	竹下 豊次君 高橋 道男君
	高橋龍太郎君 高田 寛君
	高瀬莊太郎君 高木 正夫君
	田村 文吉君 鈴木 直人君
	杉山 昌作君 新谷寅三郎君
	島村 軍次君 西郷吉之助君
	小林 政夫君 小宮山常吉君
	補見 義男君 木下 辰雄君
	河井 彌八君 片柳 眞吉君
	柏木 庫治君 加藤 正人君
	加賀 操君 奥 むめお君
	岡本 愛祐君 岡部 常君
	尾崎 行雄君 小野 哲君
	楠瀬 常雄君 瀧淵 春次君
	長島 銀藏君 木村 守江君
	宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
	高橋進太郎君 仁田 竹一君
	宮田 重文君 上原 正吉君
	森田 豊壽君 草葉 隆園君
	石川 梁一君 大谷 肇君
	九鬼紋十郎君 深水 六郎君
	加納 金助君 平沼彌太郎君
	大矢半次郎君 城 義臣君
	植竹 春彦君 岡崎 眞一君
	西川甚五郎君 小野 義夫君
	鈴木 安孝君 寺尾 豊君
	黒田 英雄君 石坂 豊一君

岩沢 忠恭君	北村 一男君	吉川末次郎君	小林 孝平君
中川 幸平君	一松 政二君	山花 秀雄君	松浦 清一君
横尾 龍君	徳川 頼貞君	荒木正三郎君	菊川 孝夫君
中山 壽彦君	小串 清一君	赤松 常子君	深川榮左エ門
工藤 鏡男君	小杉 繁安君	菊田 七平君	山田 節男君
中川 以良君	飯島運次郎君	三輪 貞治君	成瀬 峰治君
伊藤 保平君	赤木 正雄君	田中 一君	松永 義雄君
廣瀬與兵衛君	野田 卯一君	小泉 秀吉君	大隈 信幸君
重宗 雄三君	大野木秀次郎君	前之園喜一郎君	岩木 哲夫君
加藤 武徳君	長谷山行毅君	岩男 仁藏君	伊藤 修君
松平 勇雄君	古池 信三君	波多野 鼎君	小笠原三三男君
白波瀬米吉君	安井 謙君	吉田 法晴君	駒井 藤平君
山本 米治君	岡田 信次君	小川 久義君	境野 清雄君
愛知 揆一君	滝井治三郎君	木内 四郎君	稻垣平太郎君
石村 幸作君	三好 始君	羽生 三七君	江田 三郎君
池田宇右衛門君	入交 太藏君	大野 幸一君	曾根 益君
島津 忠彦君	石原幹市郎君	中村 正雄君	細川 嘉六君
山崎 恒君	紅露 みつ君	須藤 五郎君	岩間 正男君
深川タマエ君	木内キヤウ君	兼岩 傳一君	千葉 信君
鈴木 恭一君	大島 定吉君	木村勝八郎君	堀 眞琴君
郡 祐一君	川村 松助君	水橋 藤作君	鈴木 清一君
竹中 七郎君	谷口弥三郎君	堂森 芳夫君	梅津 錦一君
有馬 英二君	油井賢太郎君	重盛 壽治君	岡村文四郎君
山田 佐一君	西山 亀七君	東 隆君	森 八三一君
堀 未治君	團 伊能君	佐多 忠隆君	小林 亦治君
鈴木 強平君	櫻内 義雄君	岩崎正三郎君	相馬 助治君
西田 隆男君	大屋 晋三君	千田 正君	三浦 辰雄君
泉山 三六君	平岡 市三君	石川 清一君	松浦 定義君
左藤 義詮君	小林 英三君	榊 繁夫君	岡田 宗司君
栗栖 越夫君	櫻内 辰郎君	堀木 鎌三君	松原 一彦君
一松 定吉君	鬼丸 義齊君	羽仁 五郎君	内村 清次君
中田 吉雄君	村尾 重雄君	小酒井義男君	栗山 良夫君
金子 洋文君	門田 定藏君	山下 義信君	池田七郎兵衛君
清澤 俊英君	カニエ邦彦君	矢嶋 三義君	佐々木良作君
藤原 道子君	島 清君	木下 源吾君	棚橋 小虎君
加藤シズエ君	若木 勝蔵君	和田 博雄君	下條 恭兵君
永井純一郎君	三橋八次郎君	河崎 ナツ君	上條 愛一君
原 虎一君	齋 武雄君	森崎 隆君	
高田なほ子君	片岡 文重君		

國務大臣

大蔵大臣	池田 勇人君
文部大臣	天野 貞祐君
通商産業大臣	横尾 龍君
運輸大臣	山崎 猛君
郵政大臣	田村 文吉君
電気通信大臣	田村 文吉君
労働大臣	保利 茂君
厚生大臣臨時代理	保利 茂君
國務大臣	周東 英雄君
政府委員	
内閣官房長官	岡崎 勝男君
法務政務次官	高木 松吉君
大蔵政務次官	要川甚五郎君
文部省調査普及局長	關口 隆克君
厚生政務次官	平澤 長吉君
厚生省公衆衛生局長	山口 正義君
厚生省業務局長	慶松 一郎君
厚生省児童局長	高田 正巳君
農林政務次官	島村 軍次君
運輸省鉄道監督局長	足羽 則之君
海上保安庁長官	大久保武雄君

〔参照〕
五月二日議長において、左の通り議席を変更した。
五 玉柳 實君

定価 一部 六円五十銭
送料実費
発行所 東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三一官報課
印刷 印刷